

※盛土規制法の運用を開始する
令和7年5月26日までの暫定版となります。

盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に基づく

許 可 申 請 等 の 手 引

初 版

令 和 7 年 5 月

和 歌 山 県
県土整備部都市住宅局
都 市 政 策 課

<改訂履歴>

版数 改訂日	改訂箇所	改訂内容
初版 令和 7 年 5 月 26 日		初版発行

この手引は、和歌山市を除く和歌山県において申請手続をする場合の取り扱いを示したものです。

ただし、和歌山市において申請手続をする場合は、独自に手引を策定しているため、この手引の取扱いとは異なる部分もありますので、和歌山市（中核市）にお問合わせください。

1 目的

この手引は、和歌山県行政手続条例第 5 条第 1 項の規定により、和歌山県が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく盛土等の許可などの基準を定めています。

2 適用及び運用

この手引は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく工事に適用します。ただし、当該行為に関して他の法令による規制のある場合は、当該法令にも適合する計画としてください。

また、この手引に記載のない事項については、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、「同法施行令」、「同法施行規則」、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日付け国官参宅第 12 号、5 農振第 650 号、5 林整治第 244 号）」、「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に関する技術的基準（初版 和歌山県）」、「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集 初版）」を参考としてください。

法令等に基づき安全な盛土等を行ってください。なお、危険な盛土等については、行政処分や罰則等の対象となります。

3 略語

この手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
細則	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 （令和 7 年 5 月 26 日和歌山県規則第●●●号）
技術的基準	盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に関する技術的基準 （初版 和歌山県）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成 12 年法律第 57 号）
旧法	宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

目次

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要	1
1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1-2 許可を要する工事	3
1-3 届出を要する工事	13
1-4 その他届出を要する工事等	13
1-5 許可及び届出を要しない工事等	14
1-6 みなし許可となる工事	16
1-7 土地の形質の変更（規制対象外）	18
1-8 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	20
第2章 許可権者・申請窓口等	25
2-1 許可権者	25
2-2 申請窓口及び書類提出先	25
第3章 工事の技術的基準及び設計者資格	26
3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	26
3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準	27
3-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格	28
第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等	29
4-1 許可申請手続きの流れ	29
4-2 事前相談	32
4-3 周辺住民への周知	32
4-4 法に基づく許可申請書の作成	34
4-5 土砂の堆積に関する工事の期間	39
4-6 許可申請に必要な書類等	40
4-7 許可申請等手数料	45
4-8 標準処理期間	49
4-9 許可（不許可）の決定	49
第5章 許可後における留意事項	50

5-1	標識の掲示	50
5-2	着手届の提出	51
5-3	工事の変更許可申請	51
5-4	軽微な変更に関する届出	52
5-5	工事の中止・再開に関する届出	52
5-6	提出部数	53
第6章	検査・定期報告	54
6-1	中間検査	54
6-2	定期報告	55
6-3	完了検査・確認申請	57
6-4	工事の一部完了検査	57
6-5	検査済証の交付を受けるまでの間の建築制限等	58
6-6	提出部数	58
6-7	検査・定期報告時の留意事項	59
第7章	申請・届出等の手続きの流れ	60
7-1	各振興局建設部での受理対象のもの	60
7-2	都市政策課での受理対象のもの	63
第8章	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出	66
8-1	特定盛土等規制区域における工事に関する届出	66
8-2	標識の掲示	67
8-3	着手届の提出	67
8-4	工事の変更届出	67
8-5	工事の中止・廃止・再開に関する届出	68
8-6	工事の完了に関する届出	68
8-7	提出部数	68
第9章	その他届出を要する工事等	69
9-1	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	69
9-2	標識の掲示	70

9-3	擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出	71
9-4	公共施設用地の転用に関する届出	71
9-5	着手届の提出	72
9-6	工事の変更届出	72
9-7	工事の中止・廃止・再開に関する届出	73
9-8	工事の完了に関する届出	74
9-9	提出部数	74
第10章	不法・危険盛土等に関する行政処分と罰則等	75
10-1	土地の保全義務	75
10-2	監督処分、勧告、改善命令、行政代執行、罰則.....	76
第11章	造成宅地防災区域	79
11-1	造成宅地防災区域	79
11-2	造成宅地防災区域内の災害防止	79
11-3	造成宅地防災区域内の災害防止措置の勧告	79
第12章	その他	80
12-1	許可申請等の取り下げ	80
12-2	許可申請の取り消し	80
12-3	法に適合していることの証明書の交付	80
12-4	法に関する工事でない旨の証明書の交付	81
第13章	他の法令との関連	82
第14章	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	87
第15章	申請書等の様式	95
15-1	省令様式	96
15-2	細則様式	131
15-3	参考様式	174

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(解説)

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりとなります。

【用語の定義】

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるものをいいます。
災害	崖崩れ又は土砂の流出による災害をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第3条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をまとめて表す際に使用します。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。(注1)
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、宅地造成等の行為が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
盛土等	盛土及び切土をいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物をいいます。
土砂	「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」といいます。） ② 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの（以下「石」といいます。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

用語	定義
岩石	「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積（土石を積み重ねたもの）のうち政令第4条で定めるもの（許可等を要する規模に該当するもの）をいいます。 なお、次に掲げるものについては法の規制対象となりません。 (1) 試験、検査等のための試料の堆積 (2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の完全に閉鎖された場所における土石の堆積 (3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの (4) 主として土石に該当しない商品または製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品または製品の原材料となる土石の堆積（注2）

(注1) 「崖」の範囲（政令第1条第3項）

小段等によって上下に分離された「崖」のうち、図1-1-1に示すような場合は一体の「崖」となり、図1-1-2に示すような場合は上下それぞれ独立した二つの「崖」となります。

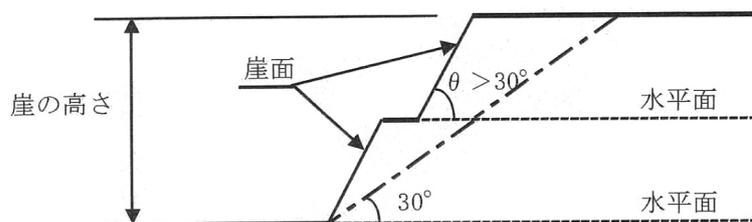


図1-1-1 一体の「崖」

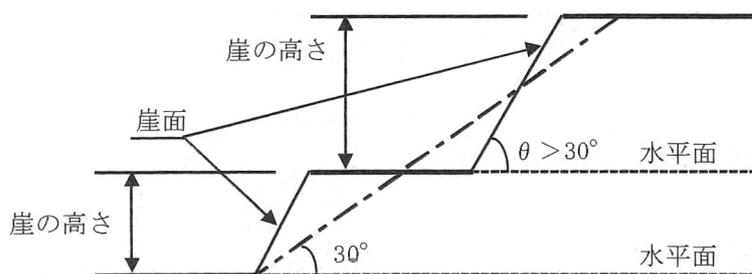


図1-1-2 二つの「崖」

(注2)

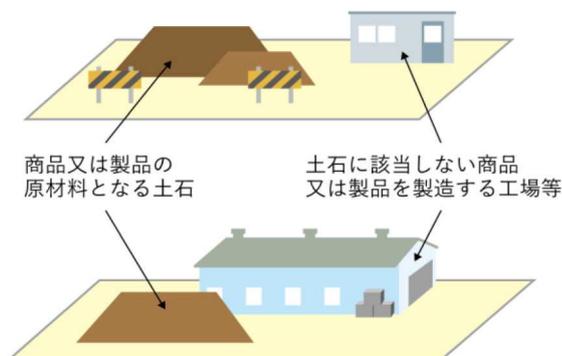


図1-1-3 規制対象とならない土砂の堆積

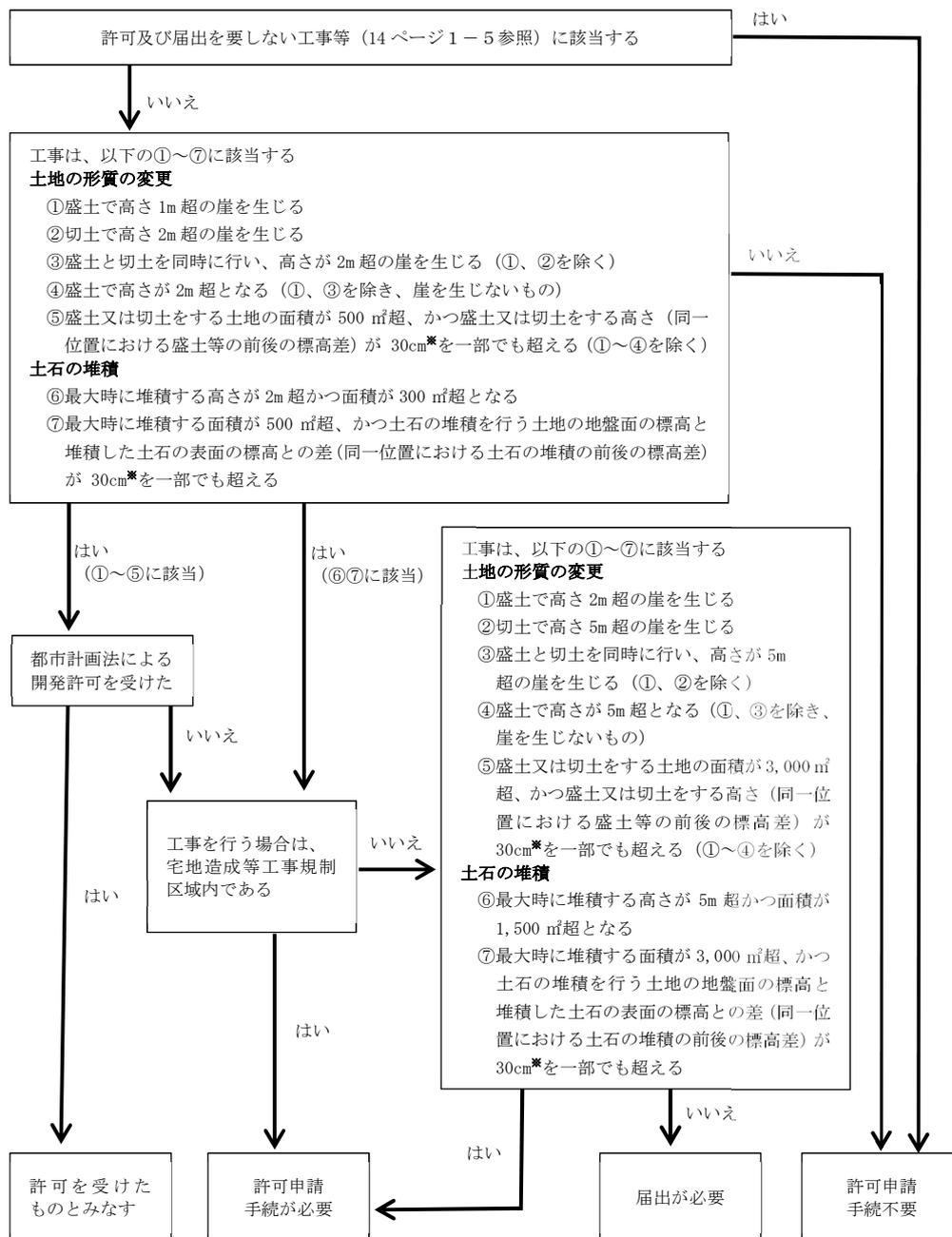
(補足)

主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となります。

1-2 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の「許可申請手続が必要」となる規模の工事を行う場合には、法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づき、和歌山県知事の許可が必要となります。

(※具体的な許可申請手続きは「[第 4 章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等](#)」を参照願います。)



※平地盛土（勾配が 10 分の 1 以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が 3,000 m²未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。

図 1-2-1 法に基づく許可・届出の要否判定フロー

【許可を要する工事】

区域	行為	規模
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更	①盛土で高さ1m超の崖を生じる ②切土で高さ2m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生じる（①、②を除く） ④盛土で高さが2m超となる（①、③を除き、崖を生じないもの） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が30cm（注3）を一部でも超える（①～④を除く）
	土石の堆積（注1）	①最大時に堆積する高さが2m超、かつ面積が300㎡超となる ②最大時に堆積する面積が500㎡超、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差（同一位置における土石の堆積の前後の標高差）が30cm（注3）を一部でも超える
特定盛土等規制区域	土地の形質変更（注2）	①盛土で高さ2m超の崖を生じる ②切土で高さ5m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生じる（①、②を除く） ④盛土で高さが5m超となる（①、③を除き、崖を生じないもの） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が30cm（注3）を一部でも超える（①～④を除く）
	土石の堆積（注1）	①最大時に堆積する高さが5m超、かつ面積が1,500㎡超となる ②最大時に堆積する面積が3,000㎡超、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差（同一位置における土石の堆積の前後の標高差）が30cm（注3）を一部でも超える

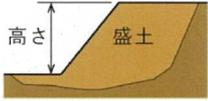
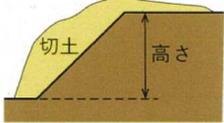
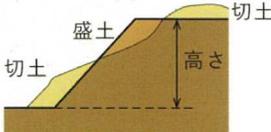
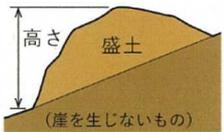
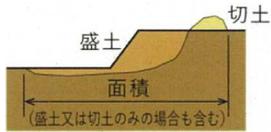
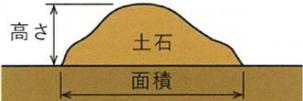
（注1）土石の堆積の許可期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）は、5年以内となります。

（注2）宅地造成等工事規制区域で許可が必要となる規模の工事を特定盛土等規制区域で行う場合は、許可申請は不要だが届出は必要となります。（13ページ参照）

（注3）平地盛土（勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が3,000㎡未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。



図 1-2-2 高さ と 標高差 の 考 え 方

	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	イメージ図
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さ 1m 超の崖を生じる	①盛土で高さ 2m 超[1m 超] ※ ² の崖を生じるもの	
	②切土で高さが 2m 超の崖を生じるもの	②切土で高さ 5m 超[2m 超] ※ ² の崖を生じるもの	
	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生じる (①、②を除く)	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m 超[2m 超] ※ ² の崖を生じるもの (①、②を除く)	
	④盛土で高さが 2m 超となる (①、③を除き、崖を生じないもの)	④盛土で高さが 5m 超[2m 超] ※ ² となる (①、③を除き、崖を生じないもの)	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超、かつ盛土又は切土をする高さ (同一位置における盛土等の前後の標高差) が 30cm ^{*1} を一部でも超える (①～④を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² 超 [500 m ² 超] ※ ² 、かつ盛土又は切土をする高さ (同一位置における盛土等の前後の標高差) が 30cm ^{*1} を一部でも超える (①～④を除く)	
土石の堆積	①最大時に堆積する高さが 2m 超、かつ面積が 300 m ² 超となる	①最大時に堆積する高さが 5m 超[2m 超] ※ ² 、かつ面積 1,500 m ² 超[300 m ² 超] ※ ² となる	
	②最大時に堆積する面積が 500 m ² 超、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差 (同一位置における土石の堆積の前後の標高差) が 30cm ^{*1} を一部でも超える	②最大時に堆積する面積が 3,000 m ² [500 m ² 超] ※ ² 、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差 (同一位置における土石の堆積の前後の標高差) が 30cm ^{*1} を一部でも超える	

※¹ 平地盛土 (勾配が 10 分の 1 以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。) のうち面積が 3,000 m²未満の盛土 (土砂の堆積) では、「1m」とする。

※² []内の数値は特定盛土等規制区域における届出の規模要件

図 1-2-3 許可が必要となる工事の規模

許可対象行為の考え方（既存の崖等）

既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、図 1-2-4 及び図 1-2-5 に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、許可対象となるか否かを判定することとなりますが、許可対象となった場合には、既存の盛土・切土は、新たに行われる盛土・切土の基礎地盤又は一体的な盛土・切土として技術的基準が適用され安全性を確認することになります。

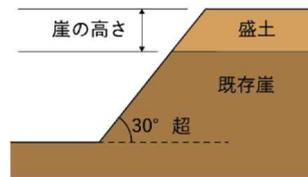


図 1-2-4 崖の高さ（盛土）

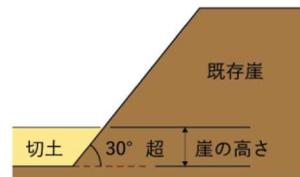


図 1-2-5 崖の高さ（切土）

また、分離された崖が一体の崖である場合には、図 1-2-6 に示すとおり、一体の崖としての高さで許可対象となるか否かを判断します。

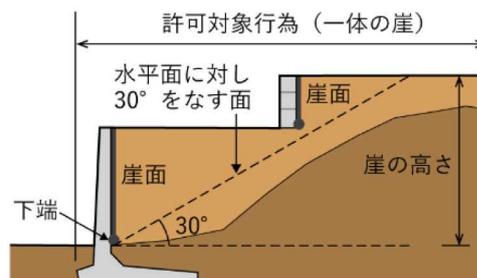


図 1-2-6 崖の高さ（一体の崖）

許可対象行為の考え方（土地の形質の変更）

○盛土等を行う土地の面積が 500 m²を超える場合

[面積の考え方]

盛土又は切土をする土地の面積が 500 m²を超え、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が 30cm[※]を一部でも超える場合、許可対象行為とします。

※平地盛土（勾配が 10 分の 1 以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が 3,000 m²未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。

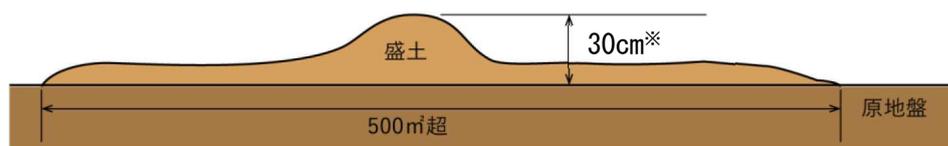


図 1-2-7 盛土又は切土する土地の面積が 500 m²超で、盛土又は切土する高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が 30cm 超となる場合のイメージ

[原地盤面の考え方]

凹凸が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）の考え方を図 1-2-8 に示すとおりとします。

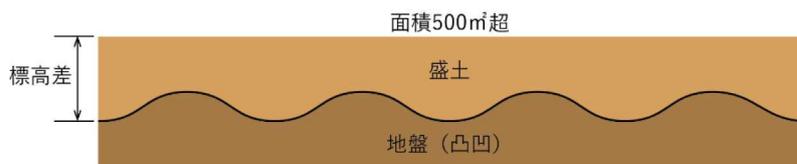


図 1-2-8 標高差の考え方

○造成がない土地を間に挟む場合

[許可対象規模を超える造成が単一の場合]

造成がない土地に隣接して行われる複数の造成について、同一工事主によって同時期に行われ、かつ、造成がない土地と同一の地盤を形成する計画である場合、図 1-2-9 のとおり、許可対象規模を超える部分のみを許可対象行為とします。

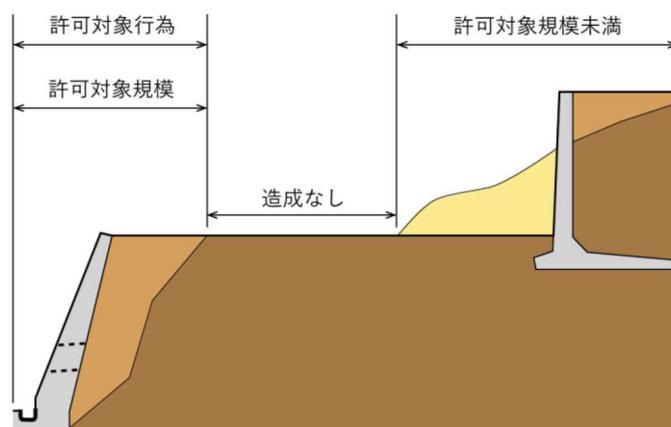


図 1-2-9 ①造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為

[許可対象規模を超える造成が複数ある場合]

許可対象規模を超える造成それぞれが許可対象行為とします。

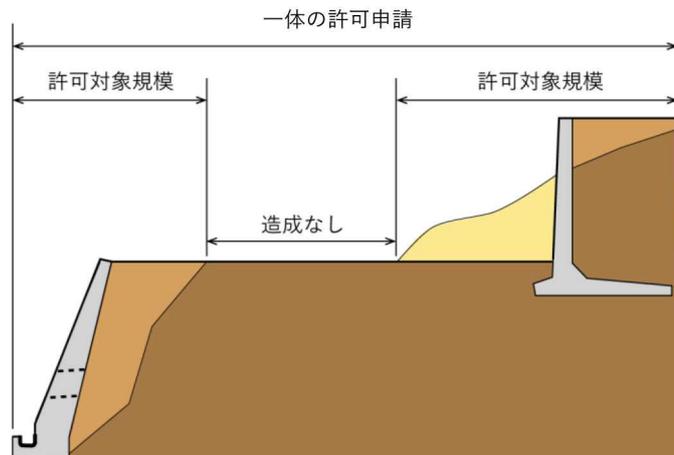


図 1-2-10 ②造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為

○許可対象規模未満の造成を含む場合

許可対象規模の造成（土地の形質の変更）と一体性がある許可対象規模未満の造成（土地の形質の変更に関する工事）は、許可対象行為となります。

補足：この場合、許可対象規模未満の造成工事であっても、土地の形質の変更に関する工事に該当するものとして技術的基準に適合する必要があります。

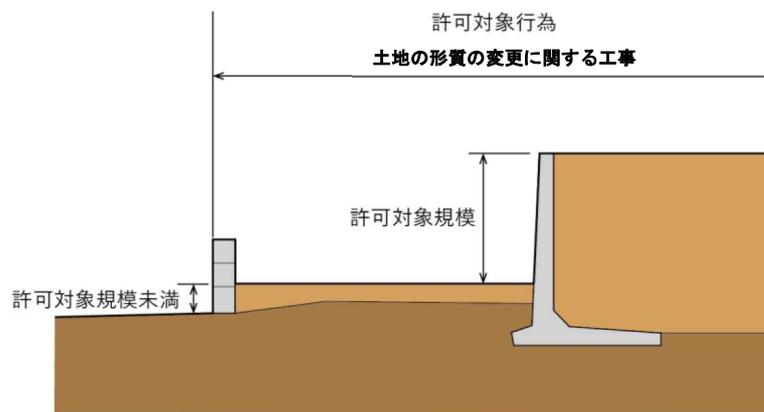


図 1-2-11 許可対象規模未満の造成を含む場合

許可対象行為の考え方（土石の堆積）

○原地盤面の考え方

堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端（A-B）をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さを測ります。なお、当該地盤面において、原則、いずれの仮想の地盤面でも10分の1以下となる必要があります。

※凹凸が連続している地盤に土石を堆積する場合も同様の取扱いとなります。

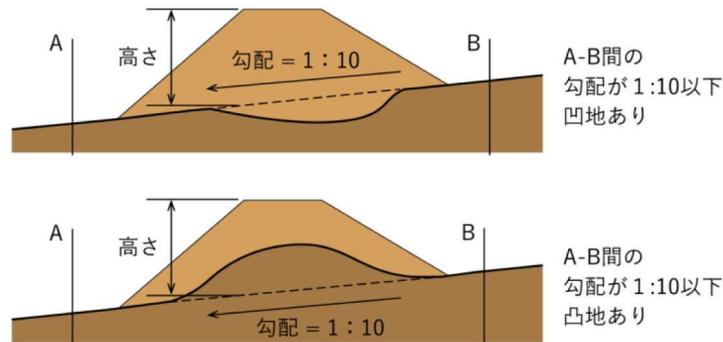


図 1-2-12 堆積地盤の一部に凹凸がある場合の堆積高さの考え方

○繰り返し行われる堆積行為の一体性

以下のすべての事項に該当する場合は、許可対象行為とします。図 1-2-13 では、事業者ハが工事主として、他事業者が行った堆積行為も含めて許可を得なければなりません。

- ・許可対象規模未満の堆積行為が繰り返され、これらの堆積が機能性に一体と認められる場合
- ・従前の堆積も含めた堆積行為が、許可対象規模を超える場合

※機能的に一体とは事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の堆積が行われ、相互に関連している場合を指します。

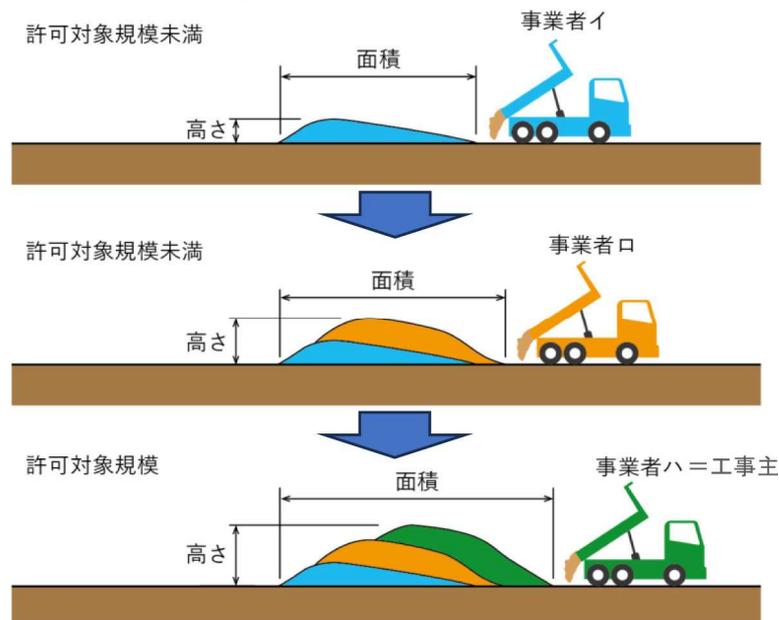


図 1-2-13 繰り返し行われる土石の堆積の一体性

工事の一体性の基準について

○一体性を有する工事（参考 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（令和5年5月）P3-102～P3-104）一体性を有する工事であるか判断するには、「①事業者の同一性」、「②物理的一体性」、「③機能的一体性」、「④時期的近接性」の観点から総合的に判断します。

①事業者の同一性

事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合の他、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人物が複数の名義で行っている場合などがあります。

②物理的一体性

下記のいずれかに該当する場合を指します。

- ・複数の盛土等が隣接しており、外形上一体の盛土等を形成する場合
- ・複数の盛土等が近接しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれのある場合
- ・同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然（入り交じって）一体となり一体不可分となる場合

③機能的一体性

事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指します。

④時期的近接性

盛土等が行われた時期が近い場合を指します。なお、時期が近い場合とは、盛土等をしようとする土地に隣接する土地において、当該事業を実施（申請）する前日から1年前以内に盛土等が実施されている場合などを指します。

○次号のいずれかに該当する工事は、一体性を有する工事として規模要件を判定し、その結果、許可の規模要件を上回る場合は審査の対象とします。

- (1) 工事が完了し、又は継続している土地（以下「A地」という。）において行われるものであって、事業者の同一性、物理的、機能的一体性又は時期的近接性の観点から一体性を有すると認められる工事
- (2) A地に隣接する土地（注1）又はこれに準ずる土地（注2）（以下「B地」と総称する。）において行われるものであって、次のいずれかに該当する工事
 - ア 工事主又は所有者がA地と同一人（注3）であるB地の工事
 - イ B地における当該事業を実施（申請）する前日から1年前以内に同一人（注3）がA地及びB地を所有していた場合（事例2参照）で次のいずれかに該当するB地の工事
 - ・B地における工事の計画が、A地内の道路、水路等又はA地における工事により設置された（注4）道路、水路等の存在を前提とし、実質上一つの工事であると認められる場合（事例3参照）
 - ・その他土地の利用形態等から客観的総合的に判断して実質上一つの工事であると認められる場合（注5）

ただし、A地の工事が法又は旧法に係る許可又は都市計画法に係る開発許可を受けて、完了して

いる場合を除きます。

備考

- (注1) 崖等があることにより、A地一体として使用することが著しく困難である工事（事例1参照）は除きます。
- (注2) 溪流等においてA地の上下に位置するなど、周辺の土地の地形からA地及びB地の盛土等が一体的に崩落・土石流化するおそれのある土地が該当します。
- (注3) 「同一人」には、その者と同居している親族、役員、従業員、グループ企業、関連会社その他密接な人的関係又は資本的関係を有する者を含みます。なお、その他密接な人的関係又は資本的関係を有する者としては、隣接地又は準ずる土地において工事を行う者が同一の組み合わせで過去に複数回にわたって工事をくりかえしている場合等が該当します。
- (注4) 道路、水路等の新設のほか、既存の道路、水路等の拡幅等の行為を含みます。
- (注5) A地とB地が一体的に造成されるものである場合（事例4参照）等が該当します。

上記判断基準により、一体性を有する工事であると判断されたものについては、面積及び高さ等が規制の対象であるのかの審査を受けなければなりません。

[事例]

事例1 崖等があることにより、A地と一体として使用することが著しく困難である土地で行われる工事

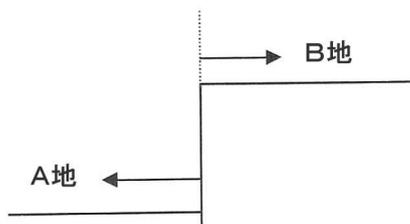


図 1-2-14 事例 1

事例2 B地における当該事業を実施（申請）する前日から1年前以内に同一人がA地及びB地を所有していた場合（B地における当該事業を実施（申請）する前日を2024年1月1日とした場合）

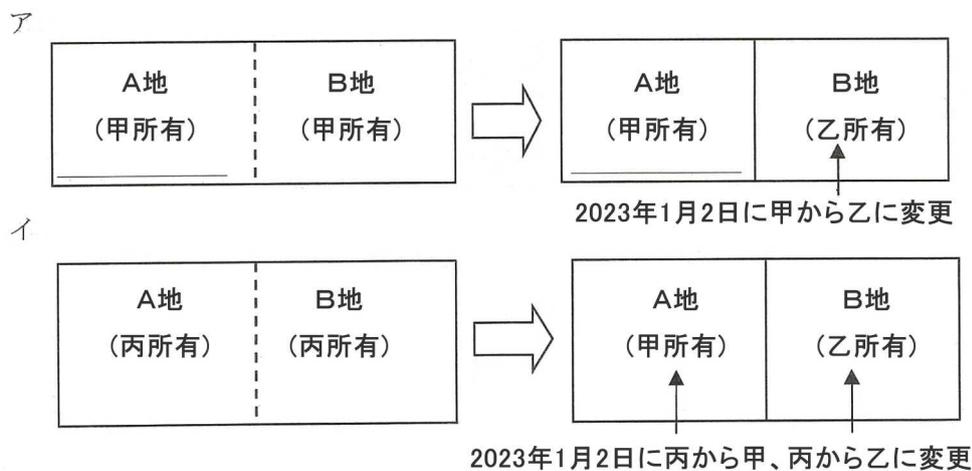


図 1-2-15 事例 2

事例3 B地における工事の計画がA地内道路、水路等又はA地における工事により設置された道路等（作業通路を含む）の存在を前提とし、実質上一つの工事であると認められる場合

（該当するものの例）

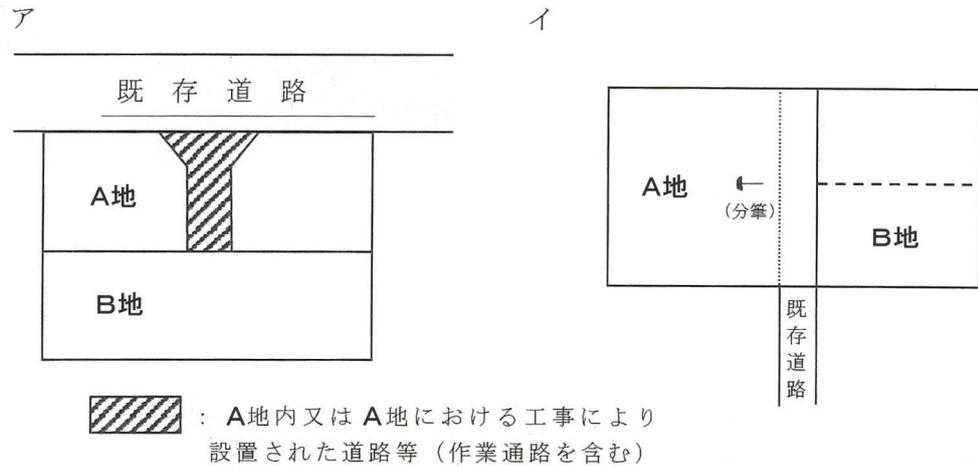


図 1-2-16 事例 3

事例4 A地とB地が一体的に造成されるものである場合
（該当するものの例）

ア 一体的に切土造成する場合

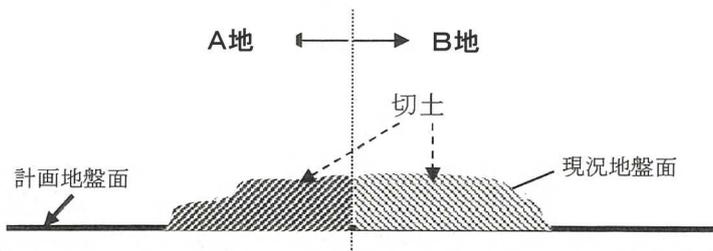


図 1-2-17 事例 4-1

イ 一体的に盛土造成する場合

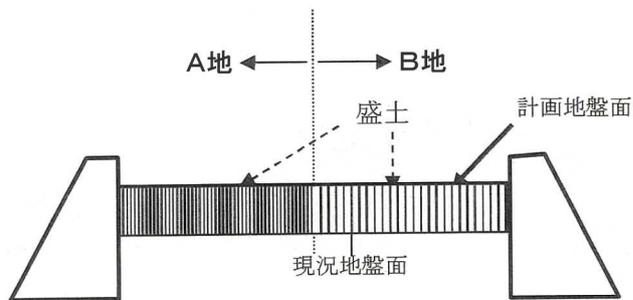


図 1-2-18 事例 4-2

1-3 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の届出を要する規模の工事を行う場合には、法第 27 条第 1 項に基づき、当該工事に着手する 30 日前までに、和歌山県知事へ届出を行う必要があります。(ただし、「[1-2 許可を要する工事](#)」の工事を行う場合は、許可申請が必要となります。)

(※具体的な届出手続きは「[第 8 章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出](#)」を参照願います。)

【届出を要する工事】

区域	行為	規模
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更	①盛土で高さ 1m を超の崖を生じるもの ②切土で高さ 2m を超える崖を生じるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生じる (①、②を除く) ④盛土で高さ 2m を超となる (①、③を除き崖を生じないもの) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超、かつ盛土又は切土をする高さ (同一位置における盛土等の前後の標高差) が 30cm [*] を一部でも超える (①～④を除く)
	土石の堆積	①最大時に堆積する高さが 2m 超、かつ面積が 300 m ² 超となる ②最大時に堆積する面積が 500 m ² 超、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差 (同一位置における土石の堆積の前後の標高差) が 30cm [*] を一部でも超えるもの

※平地盛土 (勾配が 10 分の 1 以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。) のうち面積が 3,000 m²未満の盛土 (土砂の堆積) では、「1m」とする。

1-4 その他届出を要する工事等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合 (現に実施している場合) は、法第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項又は法第 40 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に基づき、和歌山県知事へ届出を行う必要があります。

(※具体的な届出手続きは「[第 9 章 その他届出を要する工事等](#)」を参照願います。)

【届出を要する工事等】

対象となる工事等	規模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事	「 1-2 許可を要する工事 」、「 1-3 届出を要する工事 」に該当する工事	区域指定があった日から 21 日以内 ※期限が休日の場合は、翌日に繰り延べる。
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から 14 日以内 ※期限が休日の場合は、翌日に繰り延べる。

1-5 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、規制対象規模未満、公共施設用地以外では、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

【許可及び届出を要しない工事】

区分	定義
公共施設用地（注1） （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）	<ul style="list-style-type: none"> 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等） 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） 土地改良法に基づく土地改良事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えないものを行う工事（注2） 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの 土石の堆積に関する工事のうち、2m以下であって、土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差（同一位置における土石の堆積の前後の標高差）が30cmを一部でも超えないものを行う工事（注2） 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注3）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注4）又はその付近（注5）に堆積するもの（注6）
みなし許可となる工事 （法第15条各項、法第34条各項）	<ul style="list-style-type: none"> 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの）

（注1）公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

（注2）平地盛土（勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が3,000㎡未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。

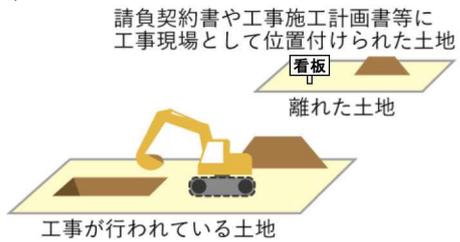
（注3）「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

（注4）「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）についても状況に応じて工事の現場として取り扱います。

(注5) 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

(注6) 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、**本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。**

(注4)



(注5)

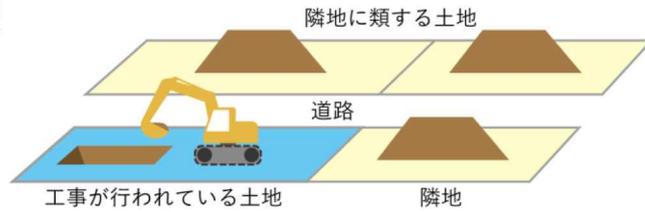


図 1-5-1 土石を堆積する場所

1-6 みなし許可となる工事

(法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項)

国、県又は中核市が行う工事については、協議が成立することをもって許可があったものともみなされます。これ以外の地方自治体（地方公共団体）が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

(法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項)

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可を受けて行う開発行為が法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は法の許可を受けたものとみなされ、法に基づく中間検査、定期報告等が必要になります（法に基づく許可申請又は届出は不要）

当該開発行為に係る許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、法の規定も適用されることとなるため、**開発許可の協議と並行して、必ず法の申請窓口に事前協議を行ってください。**法による中間検査、定期報告、開発許可の標識に加えて法標識の両方を掲示することなどを記載した書面を開発許可申請者へお渡します。

なお、市町から開発許可を得た工事主は、県に許可証及び申請図書の写しを提出してください。

〈法のみなし許可に該当する開発行為の取扱い〉

※ 法に基づく手続

法に基づく標識掲示、中間検査、定期報告及び土地の保全義務等の対象となります。

※ 細則に基づく手続

細則第 19 条又は第 34 条により、定期報告に関する様式である別記第 25 号様式、別記第 26 号様式、別記第 32 号様式、別記第 33 号様式のいずれかの提出が必要です。また、細則第 8 条又は第 23 条により、着手届に関する様式である別記第 10 号様式、別記第 28 号様式のいずれかの提出も必要です。

〈開発許可申請について〉

開発許可は、各市町長が行います。ただし、都市計画区域の指定がない町村（紀美野町、広川町、日高町、日高川町、印南町、古座川町、北山村）については、和歌山県知事が行っています。

表 1-6-1 「開発許可の許可証・申請図書の写し」の提出先

提出先	申請地
海草振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ	海南市
那賀振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ	紀の川市, 岩出市
伊都振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ	橋本市, かつらぎ町, 九度山町, 高野町
有田振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ	有田市, 湯浅町, 有田川町
日高振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ	御坊市, 美浜町, 由良町, みなべ町
西牟婁振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ	田辺市, 白浜町, 上富田町
東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課 総務調整建築グループ	すさみ町, 串本町
東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課 総務調整グループ	新宮市, 那智勝浦町, 太地町

(参考) 都市計画法に基づく開発許可を要する開発行為

○許可を要する開発行為の規模

{ 都市計画法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 項
都市計画法施行令第 19 条第 1 項及び第 22 号の 2 }

区域の種類		開発行為の規模
都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域
		市街化調整区域
	非線引き都市計画区域	原則として全て
準都市計画区域		3,000 m ² 以上
都市計画区域外及び準都市計画区域外		1ha 以上

○許可を要しない開発行為

開発行為の内容が下記に該当する場合は、許可不要です。

該当号	開発行為の内容
1号	上記表における「開発行為の規模」未満であるもの
2号	農林漁業の用に供する建築物及び農林漁業従事者用住宅を目的として行うもの
3号	公益上必要な建築物の建築を目的として行うもの (学校、社会福祉施設、医療施設、庁舎、宿舍を除く)
4号	都市計画事業の施行として行うもの
5号	土地区画整備事業の施行として行うもの
6号	市街地再開発事業の施行として行うもの
7号	住宅街区整備事業の施行として行うもの
8号	防災街区整備事業の施行として行うもの
9号	公有水面埋立法の免許を受けた埋立地で、竣工許可未告示のものにおいて行うもの
10号	非常災害のため必要な応急措置として行うもの
11号	通常管理行為、軽易な行為として行うもの

○都市計画法第 33 条 (開発許可の基準)

都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

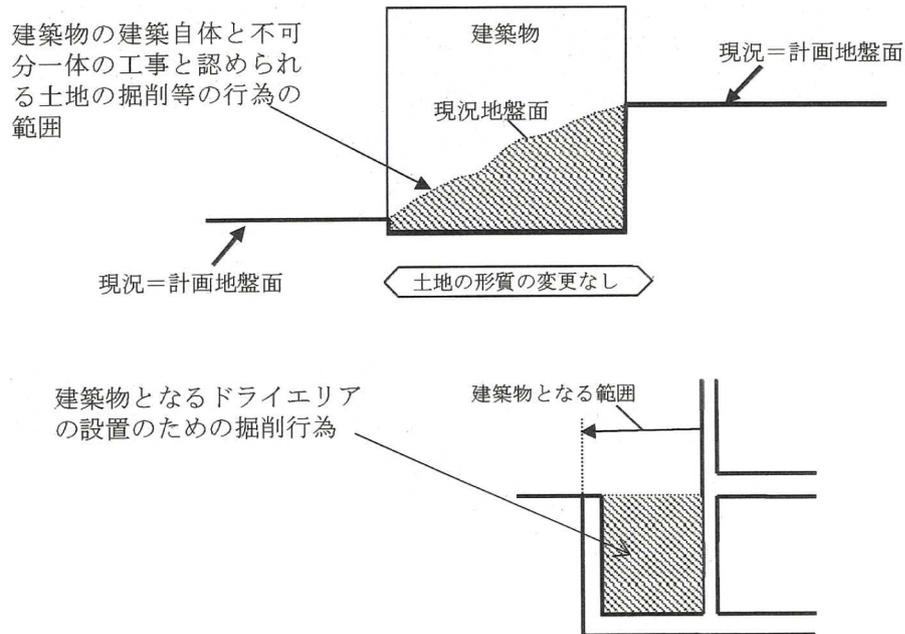
7 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為(宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模(同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模)のものに限る。)に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。

1-7 土地の形質の変更（規制対象外）

法に規定する「宅地造成」又は「特定盛土等」については、政令第3条で規定されるが、次に掲げる行為については、同条に規定する土地の形質の変更とはみなさない（規制対象外）ことから許可及び届出（ただし、法第21条第3項及び第40条第3項に基づく届出工事を除く。）が不要となります。

- (1) 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削、埋戻し等の行為
 [事例] 建築物の建築自体と不可分一体と認められる基礎打ち、土地の掘削、埋戻し等の行為



※その他擁壁兼用のガレージ、擁壁兼用の建物基礎など

図 1-7-1 事例(1)

- (2) 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為

また、道路からのスロープや建築物の出入りのためのスロープの設置のみの造成行為（必要最小限の規模、形状、局部的、隣接地に影響を及ぼさないと認められるものに限る。）

- [事例] 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項第2号に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為

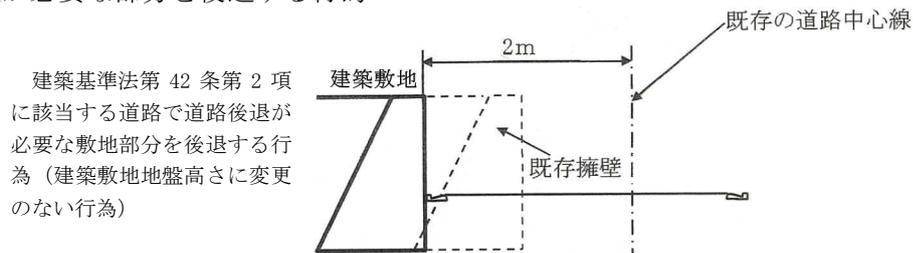


図 1-7-2 事例(2)

【建築基準法】

第 42 条

- 2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に現に建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2m(同項の規定により指定された区域内においては、3m(特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m)。以下この項及び次項において同じ。)の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2m 未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4m の線をその道路の境界線とみなす。
- 3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については 2m 未満 1.35m 以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については 4m 未満 2.7m 以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

第 43 条

建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2m以上接しなければならない。

- 一 自動車のみ交通の用に供する道路
- 二 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - 一 その敷地が幅員4m以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

(3) 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為

[事例] 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為

注 法第 21 条第 3 項及び第 40 条第 3 項に基づく届出工事(高さ 2m を超える擁壁等の全部又は一部の除去の工事)で、擁壁をほぼ同じ位置で造り変える場合も同様となります。

※既存擁壁の老朽化に伴い当該擁壁の改築を行う場合など

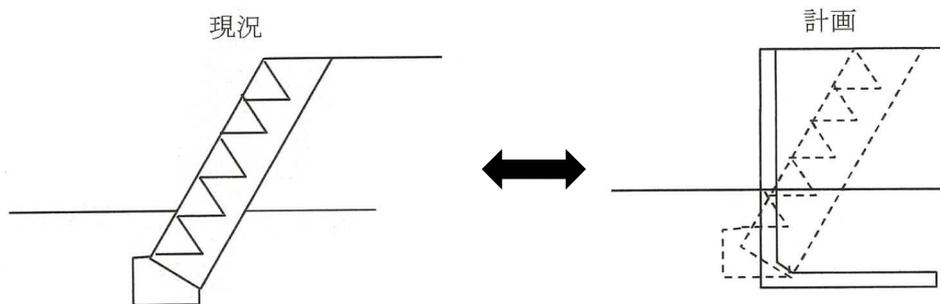


図 1-7-3 事例(3)

(4) 地中埋設部(建築物の基礎等)の撤去などの解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し

[事例] 地中埋設部(建築物の基礎等)の撤去などの解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し

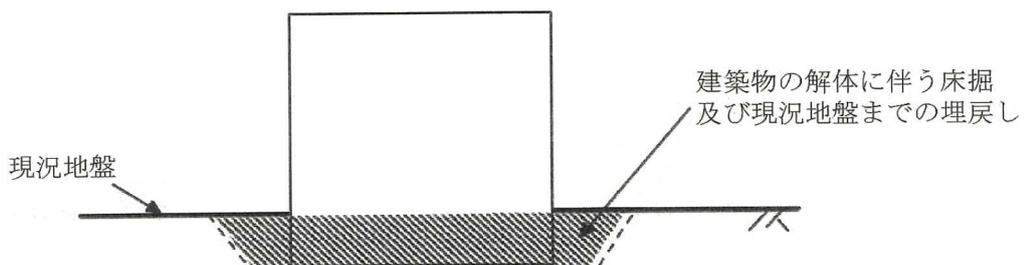


図 1-7-4 事例(4)

1-8 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

和歌山県内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は下表のとおりです。

なお、県内（中核市である和歌山市は除く。）の規制区域図は下記の和歌山県ホームページで公表しています。

○「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域について」

URL : https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/morido_kisotyousa/d00218659.html

【規制区域図（和歌山市を除く。）】



宅地造成等工事規制区域の指定状況

(法第10条)

宅地造成等工事規制区域とは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものをいいます。本県における規制区域の指定状況は表1-8-1のとおりです。

表 1-8-1 宅地造成等工事規制区域の指定状況

市町村名	告示日	告示番号	施行日
海南市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
橋本市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
有田市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
御坊市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
田辺市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
新宮市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
紀の川市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
岩出市	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
紀美野町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
かつらぎ町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
九度山町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
高野町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
湯浅町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
広川町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
有田川町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
美浜町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
日高町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
由良町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
印南町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
みなべ町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
日高川町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
白浜町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
上富田町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
すさみ町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
那智勝浦町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
太地町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
古座川町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
北山村	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26
串本町	R7.5.26	県告示第●●号	R7.5.26

詳細については、申請窓口等でお確かめください。

なお、和歌山市の規制区域は、和歌山市が指定しています。

(参 考)

市町村名	告示日	告示番号	施行日
和歌山市	R7.4.1	市告示第 128 号	R7.4.1

特定盛土等規制区域の指定状況

(法第 26 条)

特定盛土等規制区域とは、宅地造成等工事規制区域以外の土地であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域をいいます。本県における規制区域の指定状況は表 1-8-2 のとおりです。

表 1-8-2 特定盛土等規制区域の指定状況

市町村名	告示日	告示番号	施行日
海南市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
橋本市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
有田市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
御坊市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
田辺市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
新宮市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
紀の川市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
岩出市	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
紀美野町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
かつらぎ町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
九度山町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
高野町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
湯浅町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
広川町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
有田川町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
美浜町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
日高町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
由良町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
印南町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
みなべ町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
日高川町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
白浜町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
上富田町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
すさみ町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
那智勝浦町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
太地町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
古座川町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
北山村	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26
串本町	R7. 5. 26	県告示第●●号	R7. 5. 26

詳細については、申請窓口等でお確かめください。

なお、和歌山市の規制区域は、和歌山市が指定しています。

(参 考)

市町村名	告示日	告示番号	施行日
和歌山市	R7. 4. 1	市告示第 128 号	R7. 4. 1

第2章 許可権者・申請窓口等

2-1 許可権者

【法第12条、第30条に基づく許可権者】

和歌山県知事

和歌山市長（中核市）

2-2 申請窓口及び書類提出先

和歌山市を除く、本手引きに掲載する各種許可申請、届出等の提出先は下表のとおりです。

土地の所在地	申請窓口・書類提出先
海南市、紀美野町	○海草振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ (連絡先) 〒640-8312 和歌山市森小手穂 227 電話番号 073-488-1366 F A X 073-488-5182
紀の川市、岩出市	○那賀振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ (連絡先) 〒649-6223 岩出市高塚 209 電話番号 0736-61-0121 F A X 0736-61-0034
橋本市、かつらぎ市、 九度山町、高野町	○伊都振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ (連絡先) 〒648-8541 橋本市市脇 4丁目5番8号 電話番号 0736-33-4935 F A X 0736-33-4928
有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	○有田振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ (連絡先) 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 電話番号 0737-64-1422 F A X 0737-64-1268
御坊市、美浜町、 日高町、由良町、 印南町、みなべ町、 日高川町	○日高振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ (連絡先) 〒644-0011 御坊市湯川町財部 651 電話番号 0738-24-2945 F A X 0738-24-2920
田辺市、白浜町、 上富田町	○西牟婁振興局 建設部 総務調整課 総務調整グループ (連絡先) 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 電話番号 0739-26-7921 F A X 0739-26-7927
すさみ町、古座川町、 串本町	○東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課 総務調整建築グループ (連絡先) 〒649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台 783-8 電話番号 0735-62-0757 F A X 0735-62-5390
新宮市、那智勝浦町、太地町 北山町	○東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課 総務調整グループ (連絡先) 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目 4-8 電話番号 0735-21-9623 F A X 0735-21-9643

※中核市である和歌山市については、都市建設局都市計画部都市計画課にお問い合わせください。

第3章 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、国の「盛土等防災マニュアル」等を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は、和歌山県のホームページで公表しています。

○「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可申請手引き、技術的基準、許可等申請等様式」

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/tebiki_yousiki.html

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

なお、説明は上記ホームページにより確認願います。

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質試験等に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護について（石張り、芝張り、モルタルの吹付け等）
	第15条第2項	崖面等ではない地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について
擁壁等の設置の緩和	第20条第1項	擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代える他の措置について
技術的基準全般	第20条第2項	細則による基準の強化・付加について（注2）

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第17条、第20条）

（注1）国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001466302.pdf>

（注2）細則により、技術的基準の強化・付加を定めています。（細則第37条）

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

なお、説明は 26 ページ掲載のホームページにより確認願います。

【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内 容
土石の堆積に伴い、 必要となる措置に 関するもの	第 19 条第 1 項 第 1 号	勾配の制限について（省令で定める措置を講ずる場合を除き、勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項 第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項 第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項 第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項 第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について
技術的基準全般	第 20 条第 2 項	細則による基準の強化・付加について（注 1）

（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条、第 20 条）

（注 1）細則により、技術的基準の強化・付加を定めています。（細則第 37 条）

3-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

(1) 対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・ 高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m²を超える土地における排水施設の設置（土石の堆積の場合は、除く。）

(2) 設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

上記（1）の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者（主体的に設計に携わる者）の設計によらなければなりません。

- ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者（以下、ア～オのとおり。）
 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際、現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4-1 許可申請手続きの流れ

土地の形質の変更に関わる工事の事務的な手続きの流れを図 4-1-1、土石の堆積に関する工事の手続きの流れを図 4-1-2 に示しています。

許可申請を行う場合は、事前に窓口までご相談ください。

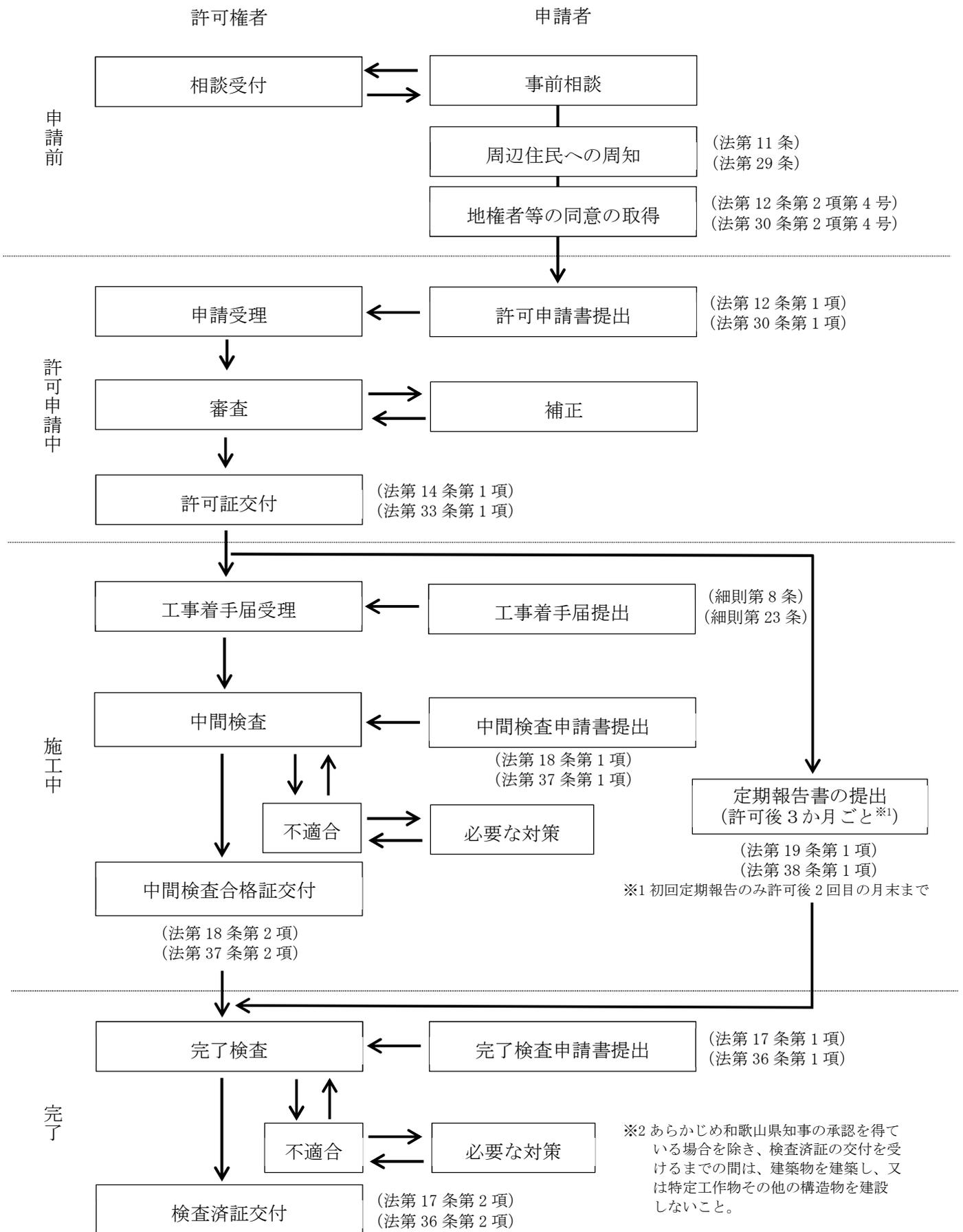


図 4-1-1 土地の形質の変更に関する工事の手続きの流れ

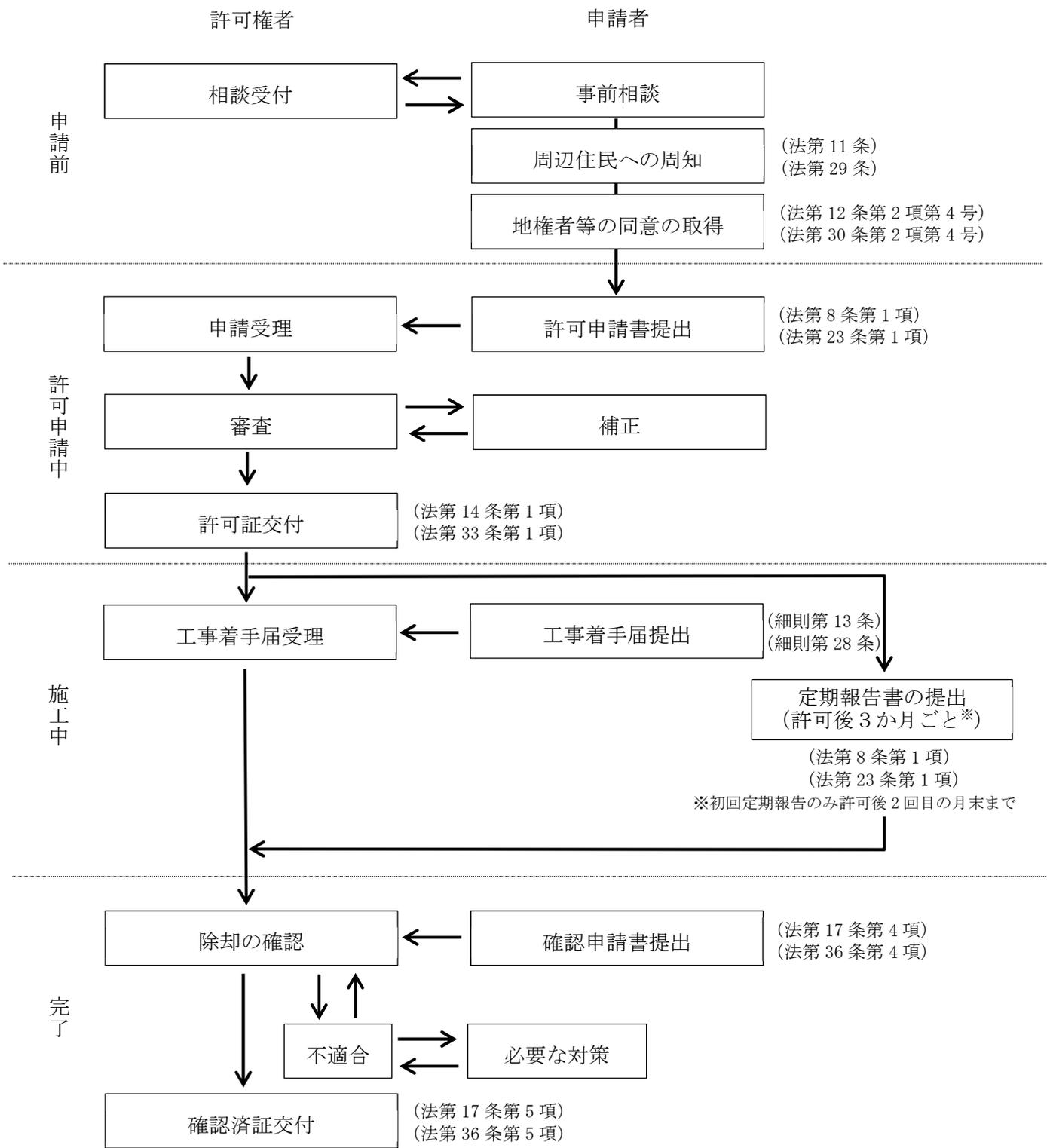


図 4-1-2 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ

4-2 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事前相談書に必要書類を添えて、許可担当部署に事前相談をしてください。

事前協議を完了した後、許可申請までに、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります。

様式は、下記の和歌山県ホームページで公表しています。

○和歌山県「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る様式集」

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/tebiki_yousiki.html

また、「[第13章 他の法令との関連](#)」にて関係法令を例示していますが、記載されているものに限らず、他法令等にも適合する計画としてください。

4-3 周辺住民への周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。

なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は33ページに掲載する表のとおりです。

※ 周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

※ 周辺住民への周知範囲及び周知の方法は、事前相談をお願いします。

【周辺住民への周知の方法】

	方法
1	説明会の開催
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事を行う土地又はその周辺での工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※ただし、以下の場合には説明会の開催が必須となりますので御注意ください。

- ・以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合
 - ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
 - ③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【周辺住民の範囲の考え方】

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h (H) に対して水平距離 $2h$ (H) 以内の範囲（参考図 L の範囲） 盛土等を行う土地の隣接地 	
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 平面的には盛土両端から分散角 30° を含めた盛土の低標高側の範囲（※参考図 I の範囲） 盛土等を行う土地の隣接地 	
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15 メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等の渓床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 下流の渓床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） 平面的には溪流（谷の中心から両側 25m（※参考図 A）、谷出口から下流の谷底から比高プラス 10m（※参考図 B）の範囲及び谷出口から両側に分散角 30°（※参考図 C）の範囲 盛土等を行う土地の隣接地 	

（注 1）「平地盛土」、「腹付け盛土」及び「谷埋め盛土」は、35 ページ「⑥ 「8 盛土のタイプ」」を参照してください。

（注 2）溪流等の範囲は、35 ページ⑦「9 土地の地形」を参照してください。

（注 3）隣接地が道路や河川の場合（隣接地がその工事規模に対して十分な幅員を有していない道路や河川等の場合に限る。）は、その向かい側の敷地とする。

（注 4）「住民」とは、居住者、建物所有者及び建物占有者をいい、土地に建物がない場合でその土地を事業活動等に使用している場合は、土地の管理者を含みます。

（注 5）掲示及び閲覧に供する期間は、県が許可後に法第 12 条第 4 項又は第 30 条第 4 項の規定により公表するまでとする。

（注 6）谷出口は、谷幅が広がる地点をいう。

【周知する工事の具体的内容】

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称	
④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤その他県が必要と認める事項	
⑥盛土又は切土の高さ	⑥土石の堆積の最大堆積高さ
⑦盛土又は切土をする土地の面積	⑦土石の堆積を行う土地の面積
⑧盛土又は切土の土量	⑧土石の堆積の最大堆積土量

4-4 法に基づく許可申請書の作成

周辺住民への周知措置完了後、次の留意点を参照の上、許可申請書を作成し、下表の提出部数を申請窓口へ提出してください。

【申請書提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

宅地造成等に関する工事の許可申請書（省令様式第二、第四）作成にあたっての留意点

①盛土等を行う区域が法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第 1 項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の和歌山県ホームページの規制区域図から確認し、該当する条文に○をつけるか、該当しない条文を取り消し線で消してください。

○「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域について」

URL : https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/morido_kisotyousa/d00218659.html

②「申請者＝工事主」

- ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記入してください。
- ・工事等で発生した残土を残土処分場等へ持ち込む場合、当該残土処分場等を営む事業者が申請者となる場合があります。

○国土交通省「盛土規制法パンフレット」6 ページ Q4 参照

URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603830.pdf>

③「3 工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記入してください。
- ・[注意]に記載のある「3 欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。」は、工事主が地方公共団体等である場合のみ適用されます。

④「4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の全ての土地について、地番まで記入してください。（筆数が多く、記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成してください。）
- ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入してください。
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入してください。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

《リンク ; 地理院地図/GIS Maps | 国土地理院》

URL:<https://maps.gsi.go.jp/#14/33.848677/135.540433/&base=std&ls=std&disp=1&vs=clglj0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f2>

⑤ 「5 土地の面積」

・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。

・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入してください。

⑥ 「8 盛土のタイプ」

・盛土のタイプは次の分類から選択してください。(複数選択可)

(1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑦ 「9 土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)

(1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

(2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地

(3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が左右に25m以内の範囲を基本とします。

⑧ 「10 工事の概要」(土石の堆積(様式第四)の場合は「7 工事の概要」)

イ 盛土又は切土の高さ・土石の堆積の最大堆積高さ

・「1-2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ及び土石の堆積を行う場合の最大高さを記入してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

ロ 盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積

・実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積であつて、許可対象規模判定面積及び手数料の額を判定する面積となります。(※面積の算定方法に疑問がある場合は、事前相談時に相談をお願いします。)

ワ 工程の概要(土石の堆積(様式第四)の場合はカ)

・工程表を添付してください。

⑨ 「11 その他必要な事項」(土石の堆積(様式第四)の場合は「8 その他必要な事項」)

・他法令等による許認可の状況をすべて記入してください。

・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

⑩ 「1、2、3欄」

・それぞれの欄には、電話番号も記入してください。

⑪ その他注意事項

(1) 「2 設計者住所氏名」は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。

(2) 「1 工事主住所氏名」、「2 設計者住所氏名」又は「3 工事施行者住所氏名」が法人のときは、当該法人の名称及び所在地、代表者の氏名及び住所を記入して

- ください。
- (3) 土石の堆積に関する工事の許可申請書(様式第四)の「7 リの堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
 - (4) 申請書類は所定の様式を使用してください。
 - (5) 申請書、添付図面等は、目次を記入し、添付図面を除き A4 判の大きさに製本してください。なお、添付図面は、目録を記入した図面袋に A4 判に折りたたんで入れてください。
 - (6) 設計図面には、設計者名を記載してください。
 - (7) 許可申請の手続を代理人に委任する場合は、委任項目を具体的に記入した委任状を添付してください。
 - (8) 許可申請年月日は、許可申請時に記入してください。
 - (9) 副本に添付する書類等は正本の写しとすることができます。

許可申請書、届出書に記載する面積

法に基づく許可申請等の様式に記載する各面積の基本的な考え方については、以下（１）～（４）に示すとおりです。

（１）～（４）は代表例のため、個別に判断が必要となる場合がありますので、事前に相談をお願いします。

（※図中の「許可対象規模判定面積」は、面積によって許可対象かどうかを判断する場合に参照する範囲を示しており、当該面積が許可対象規模未満の場合であっても、高さの要件により許可や届出に該当する場合がありますので、御注意ください。）

（１）盛土のみを行う場合（様式第二）

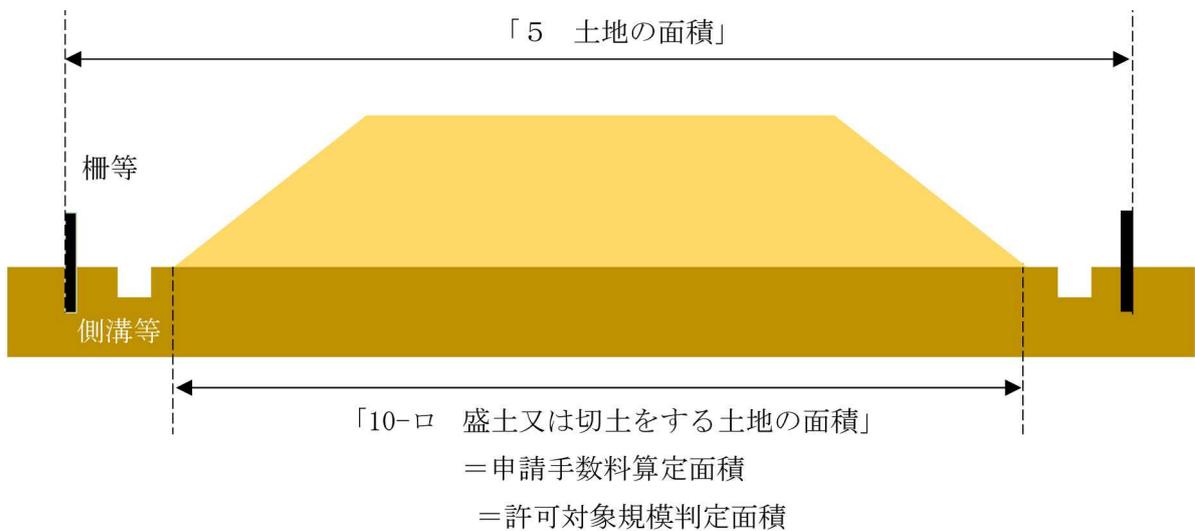


図 4-4-1

（２）切土のみを行う場合（様式第二）

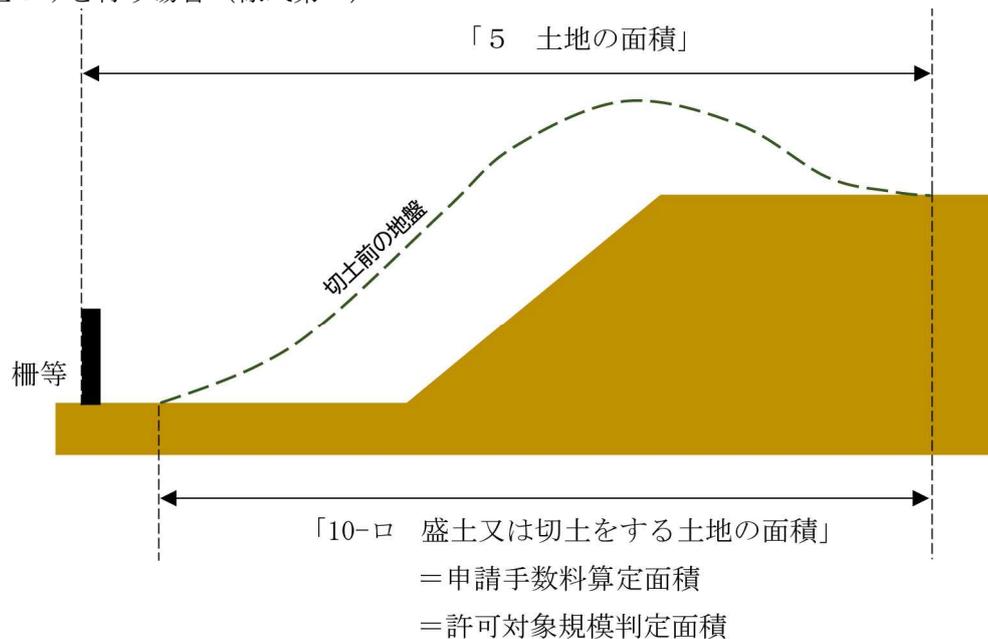


図 4-4-2

(3) 盛土と切土を同時に行う場合（様式第二）

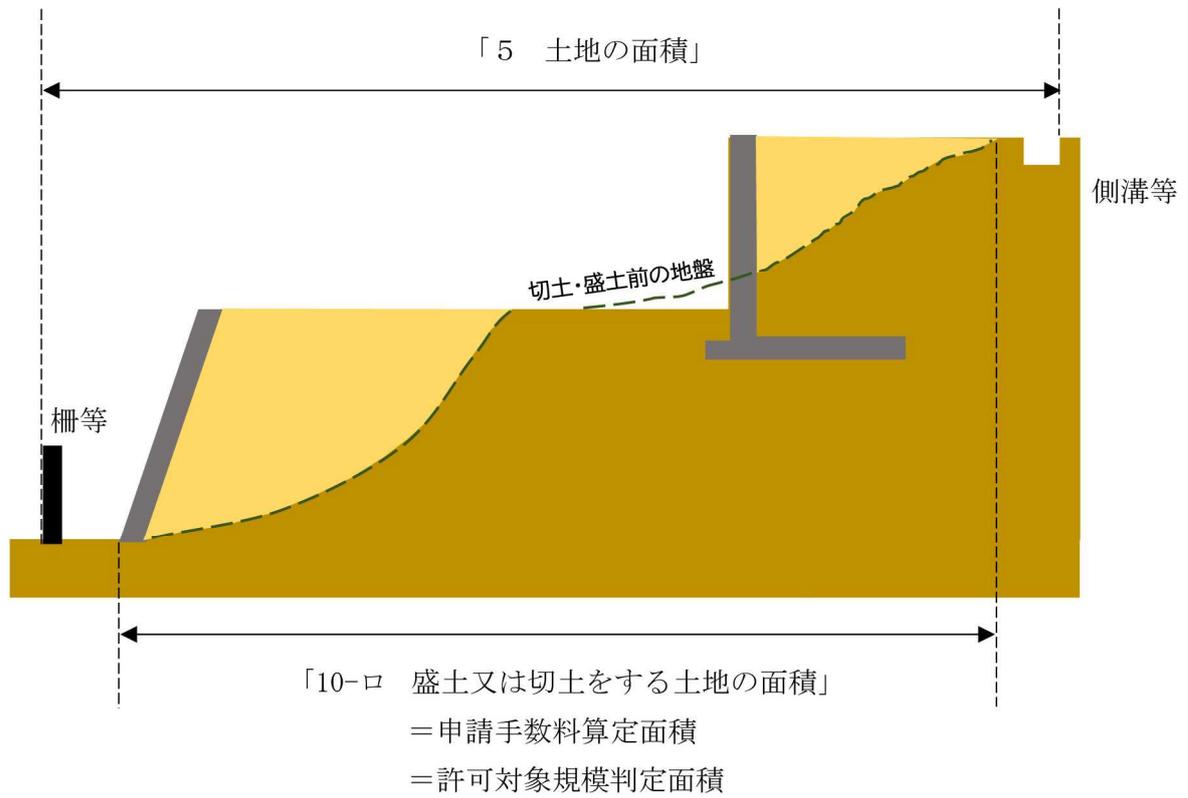


図 4-4-3

(4) 土石の堆積を行う場合（様式第四）

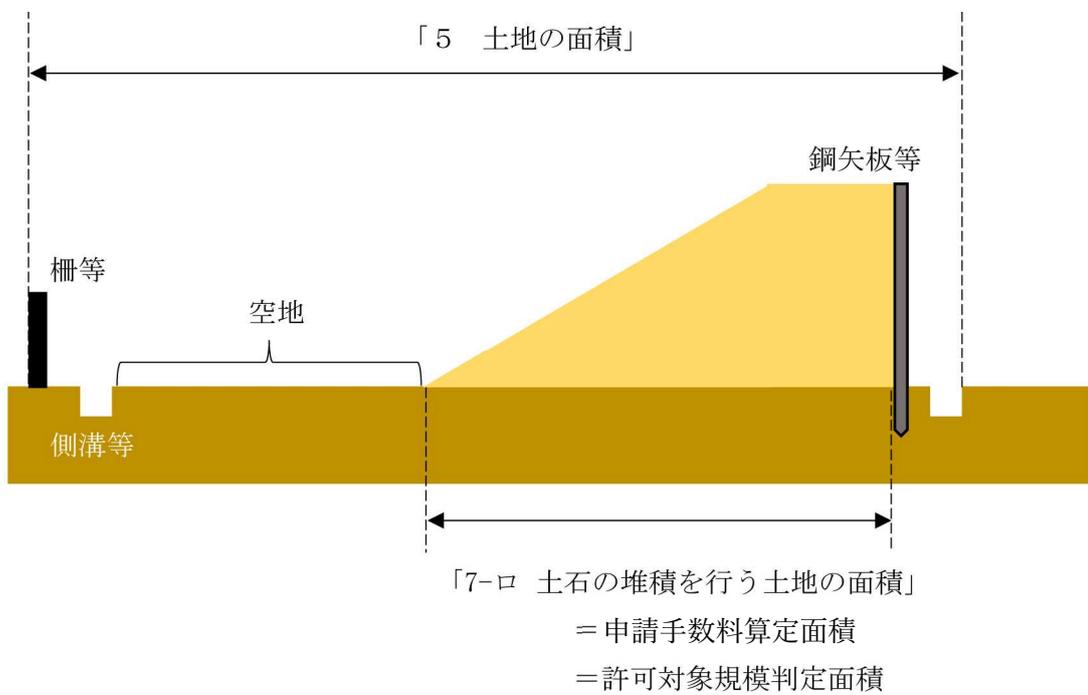


図 4-4-4

4-5 土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りです。本県では、土石の堆積に関する工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が5年を超えないものとします。

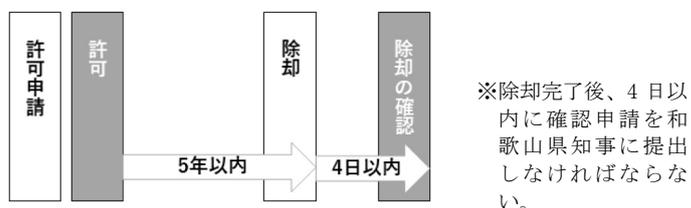


図 4-5-1 期間の考え方

工事予定期間（完了予定年月日）を超えて土石を堆積しようとする場合は、工事予定期間（完了予定年月日）が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。



図 4-5-2 変更許可を行う場合

4-6 許可申請に必要な書類等

法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の和歌山県ホームページで公表しています。

○和歌山県「盛土規制法に係る様式集」

URL : https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/tebiki_yousiki.html

【許可申請に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	内容等	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	様式第二	・申請者、工事の概要等を記載	要	－	(省令第7条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の許可申請書	様式第四	・申請者、工事の概要等を記載	－	要	(省令第7条第2項)	
3	設計者の資格証明書	別記第9号様式(その1)	・設計者の資格に関する調書	要 ＜備考に記載の設計を行う場合＞	要 ＜備考に記載の設計を行う場合＞	(細則第7条) ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置(土石の堆積の場合は、除く。) ※設計者の資格は、「3-3」を参照のこと	
4		－	・卒業証明書				
5		別記第9号様式(その2)	・実務従事証明書				
6		－	・資格、免許等の写し				
7	構造計算書	－	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注2) ・構造計画、応力算定及び断面算定	要 ＜備考に該当する場合＞	要 ＜備考に該当する場合＞	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合(省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合(政令第14条、省令第31条)	
		－	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	－	要 ＜備考に該当する場合＞	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合(省令第7条第2項第2号、第32条)	
		－		－	要 ＜備考に該当する場合＞	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合(省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号)	
8	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	－	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	要 ＜備考に該当する場合＞	－	・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合(省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合(省令第7条第1項第4号)	
				－	要 ＜備考に該当する場合＞	・溪流等において土石の堆積をする場合(省令第12条)	
9	土量計算書		・盛土又は切土の土量計算書	要	要	・平面図、断面図を元に作成	
10	大臣認定擁壁認定書	－	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 ＜備考に該当する場合＞	要 ＜備考に該当する場合＞	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合(政令第17条)	

No.	書類の名称	様式	内容等	区分		備考	☑	
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積			
11		様式第三	・資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	要	—	（省令第7条第1項第9号）		
		様式第五	・資金計画書（土石の堆積に関する工事）	—	要	（省令第7条第2項第7号）		
12	工事主の資力・信用に関する書類 ＜共通＞（注1）	—	・預金残高証明書			（細則第7条）		
13		—	・資金借入又は融資証明書			（細則第7条）		
14		—	・宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類	要 ＜備考に該当する場合＞	—	・工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合（細則第7条）		
15		—	・住民票又は個人番号カードおもて面の写し	要 ＜個人の場合＞	要 ＜個人の場合＞	・個人番号カードの写しの場合は顔写真のあるおもて面のみ提出（省令第7条第1項第7号、第7条第2項第5号）		
16		—	・直近3年間の所得税の納税証明書			（細則第7条）		
17	工事主の資力・信用に関する書類 ＜法人＞（注1）	—	・登記事項証明書	要 ＜法人の場合＞	要 ＜法人の場合＞	（省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第6号イ）		
18		別記第7号様式	・工事主（法人）に関する事業経歴書			（細則第7条）		
19		—	・役員の住民票又は個人番号カードおもて面の写し			・個人番号カードの写しの場合は顔写真のあるおもて面のみ提出（省令第7条第1項第8号ロ、第7条第2項第6号ロ）		
20			・直近3年間の法人税の納税証明書			（細則第7条）		
21	工事施行者の能力に関する書類 （注1）（注4）	—	・①工事施行者の登記事項証明書	要	要	（細則第7条）		
22		別記第8号様式	・②工事施行者に関する業務経歴書					
23		—	・③工事施行者の建設業許可証明書等					
24		—	・④工事を指導・監督する技術者の経歴書					
25		—	・⑤当該工事に係る契約書の写し					
26	申請地及びその周辺の写真	—		要	要	（省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号）		
27		参考第3号様式	・工事をする土地又はその土地にある工作物に関する調書	要	要			
28	権利者の同意書 （注1）	別記第3号様式	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書 ・権利を有する者が死亡している場合は、全ての相続人の同意及び相続関係を証明する書類 ・同意者の印鑑証明書 ・同意者が法人の場合、資格証明書（法人登記事項証明書）	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、地上権、賃権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利等がある。（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号） （細則第5条）		
29	登記事項証明書 （注1）	—	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地や建物に関する登記事項証明書 ・区画整理事業施行区域内の場合は仮換地底地証明書 ・登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類	要	要	・インターネットでダウンロードしたものは不可（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）		

No.	書類の名称	様式	内容等	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
30	周辺住民周知報告書	別記第4号様式	<説明会開催の場合> ・周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） <書面配布の場合> ・配布範囲が分かる位置図等 ・配布した書面 <掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む）	要	要	<住民周知の範囲及び工事の内容> ・33ページに示す範囲の考え方、周知する工事の具体的内容を参照（省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号）（細則第6条）	
31	誓約書（注3）	別記第5号様式 別記第6号様式	・欠格要件に該当しない旨の誓約書 ・暴力団員等に該当しない旨の誓約書	要	要	（細則第7条）	
32	他法令に基づく許認可等の写し等	—	・他法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類又は許認可手続きの状況が分かる書類	要	要	・様式第二 [注意] 9 ・様式第四 [注意] 7	
33	委任状（注1）	参考第2号様式	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書	要 <代理人が申請する場合>	要 <代理人が申請する場合>	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	
34	【チェックリスト①】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)許可申請書	参考第6号様式	・申請者が(変更)許可申請に必要な書類等を添付したか確認する書類	要		・申請者が標題と申請者チェック欄を記載	
35	【チェックリスト②】 土砂の堆積に関する工事の(変更)許可申請書	参考第7号様式	・申請者が(変更)許可申請に必要な書類等を添付したか確認する書類		要	・申請者が標題と申請者チェック欄を記載	

(注1) 住民票、登記事項証明書、印鑑証明書の公的証明は、受付日より3カ月以内のものを提出してください。(他の書類も3カ月以内)

(注2) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

(注3) 過去に法に基づく是正命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなします。

(注4) 工事施行者の能力

【審査基準】

① 工事施行者の登記事項証明書、②工事施行者に関する業務経歴書、③工事施行者の建設業許可証明書等、④工事を指導・監督する技術者の経歴書、⑤当該工事に係る契約書の写しにより、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認します。

必要書類は工事施行者により異なりますので、図4-6-1より確認してください。

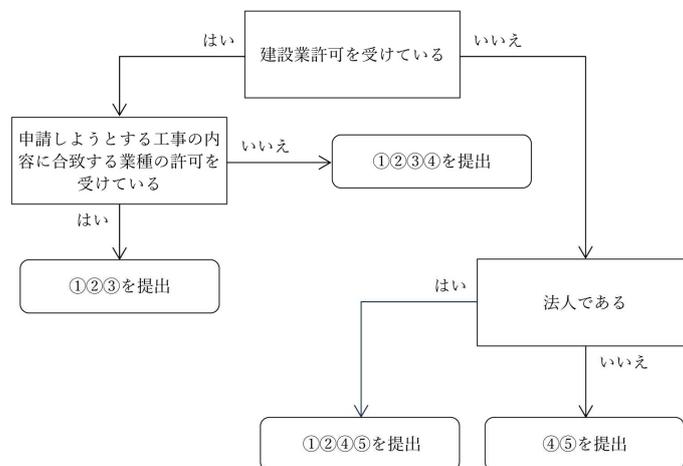


図4-6-1 必要書類判定のフロー

表 4-6-1 工事の内容と合致する必要な建設業許可の種類

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 (例) 盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木工事一式
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事であって、複数の専門工事を含む工事 (例) 新築に伴う盛土・切土工事	建築工事一式
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

【許可申請に添付する図面】

省令第7条第1項第1号、第7条第2項第1号

No.	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要		
2	地形図	・方位及び土地の境界線（朱枠で囲むこと）	1/2,500以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする	
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土（黄緑色で着色）又は切土（薄橙色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。	
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。	
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること	
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。	
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。	
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	
7	擁壁等の断面図及び構造図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・矢板、構台等の材料の種類、寸法、根入れ長	1/50以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合は要	・コンクリート擁壁、矢板、構台等の場合は、構造計算書を添付すること。	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—		
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—		
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。	
11	土地の公図の写し	・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番	—	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること (省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号)	
12	現況地番図	・同上	—	要	要	・土地の地番、所有者名その他の権利者名及び地目を記入	
13	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。	
14	防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500以上	要	—		
15	防災施設構造図	・同上	1/50以上	要	—		
16	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積 ・盛土又は切土をする土地の面積	1/500以上	要	要		
17	土地利用計画図	・計画施設の位置、形状、規模等	1/500以上	要	—		

4-7 許可申請等手数料

和歌山県では、許可申請等に係る手数料を条例により下表のとおり定めています。許可申請書等に必要分の和歌山県収入証紙を貼り付けて、提出してください。

また、中間検査が必要な場合は、当初の許可申請手数料に含めず中間検査申請書ごとに必要分の和歌山県収入証紙を貼り付けて、提出してください。

※収入印紙や他県の収入証紙を誤って貼り付けないよう御注意ください。

<和歌山県収入証紙売りさばき所>

URL:<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120100/shoushi/shoushi.html>

※盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって手数料の額が異なりますので御注意ください。

なお、中核市である和歌山市は独自に手数料等の額を定めています。

表 4-7-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可申請等手数料

(令和 7 年 5 月 26 日施行)

号	申請内容		手数料の額 (円)
1	法第 12 条第 1 項及び法第 30 条第 1 項の宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可申請の審査 (中間検査手数料別) 1 申請あたり	切土又は盛土をする土地の面積	
		500m ² 以内のもの	11,800
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	19,600
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	34,200
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	49,800
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	65,700
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	92,900
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	144,200
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	208,000
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	345,500
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	498,600		
100,000m ² を超えるもの	598,200		
2	法第 16 条第 1 項及び法第 35 条第 1 項の宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更許可申請の審査 1 申請あたり	(1)面積の変更なし (既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき)	従前の面積に応じる前号規定額 × 1 / 1 0
		(2)面積減少 (区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき)	減少後の面積に応ずる前号規定額 × 1 / 1 0
		(3)設計変更を伴う面積増 (区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき)	従前の面積に応じる前号規定額 × 1 / 1 0 + 増面積に応じる前号規定額
		(4)設計変更なしで面積のみ増 (設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき)	増えた面積に応ずる前号規定額
※変更許可申請 1 件につき、上に掲げる額を合算した額。その額が 598,200 円を超えるときは、その手数料の額は 598,200 円 ※100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額			
3	法第 18 条第 1 項及び法第 37 条第 1 項の中間検査 1 回あたり	切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額 (円)
		20,000m ² 以内のもの	4,200
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	8,400
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	16,700
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	29,100
		100,000m ² を超えるもの	41,600
4	各種証明関係事務 (前各号に掲げるものを除く) 省令第 88 条関係等 1 申請あたり		410

(和歌山県使用料及び手数料条例 第 2 条別表第 3)

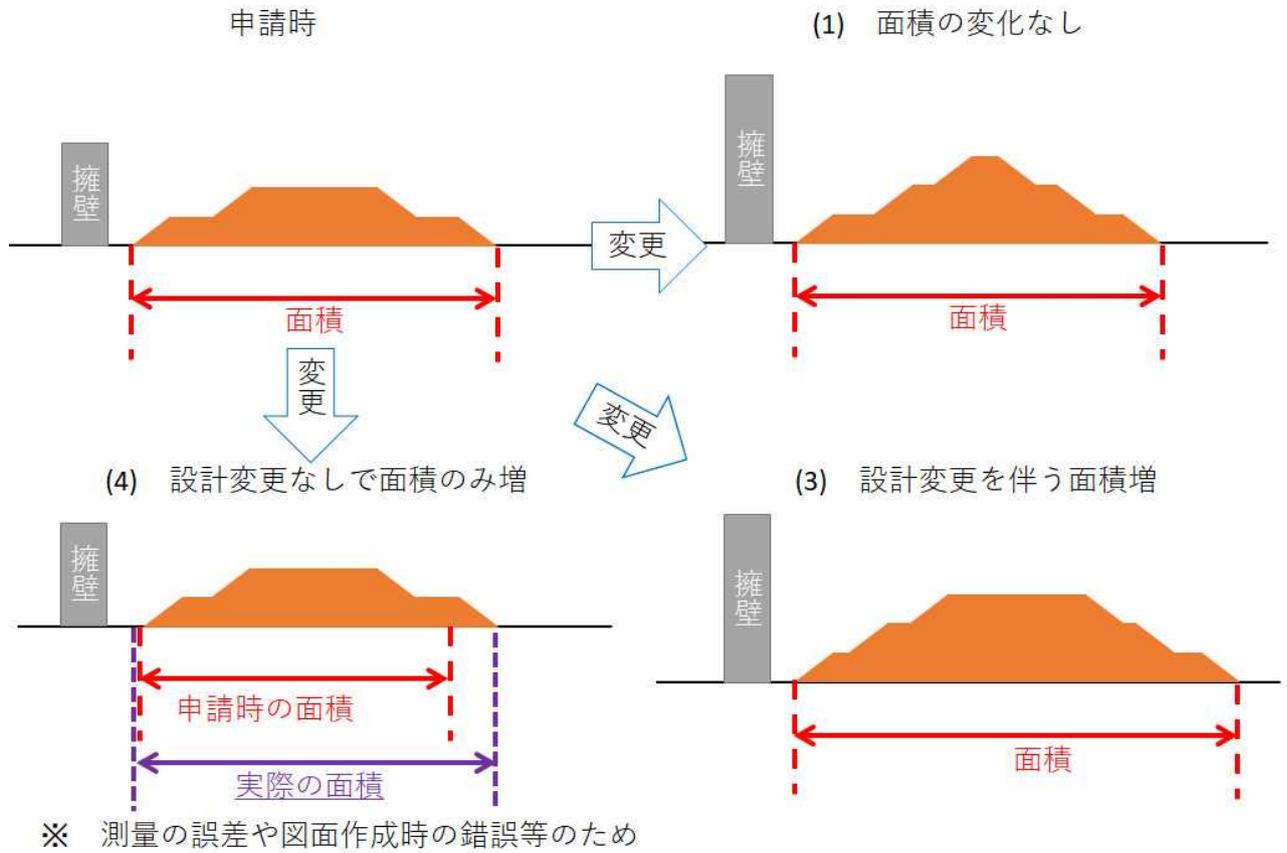
表 4-7-2 土石の堆積に関する工事の許可申請等手数料

(令和 7 年 5 月 26 日施行)

号	申請内容		手数料の額 (円)
1	法第 12 条第 1 項及び法第 30 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可申請の審査 1 申請あたり	土石の堆積を行う土地の面積	
		500m ² 以内のもの	8,000
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	9,700
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	11,500
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	14,100
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	20,900
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	23,800
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	34,300
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	46,300
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	67,000
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	99,900
	100,000m ² を超えるもの	120,700	
2	法第 16 条第 1 項及び法第 35 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の変更許可申請の審査 1 申請あたり	(1)面積の変更なし (既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき)	従前の面積に応じる前号規定額 × 1 / 1 0
		(2)面積減少 (区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき)	減少後の面積に応ずる前号規定額 × 1 / 1 0
		(3)設計変更を伴う面積増 (区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき)	従前の面積に応じる前号規定額 × 1 / 1 0 +増面積に応じる前号規定額
		(4)設計変更なしで面積のみ増 (設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき)	増えた面積に応ずる前号規定額
※変更許可申請 1 件につき、上に掲げる額を合算した額。その額が 120,700 円を超えるときは、その手数料の額は 120,700 円 ※100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額			
3	各種証明関係事務 (前各号に掲げるものを除く。) 省令第 88 条関係等 1 申請あたり		410

(和歌山県使用料及び手数料条例 第 2 条別表第 3)

変更許可申請の審査時手数料参考図



4-8 標準処理期間

和歌山県行政手続条例第 6 条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

【標準処理期間】（事前協議期間は含まない。）

許認可等の種類	標準処理期間 (建設部受理)	標準処理期間 (都市政策課受理)
宅地造成、特定盛土等に関する工事の(変更)許可	30 日	45 日
土石の堆積に関する工事の許可	15 日	30 日

(注1) 標準処理期間(都市政策課受理)には、建設部経由期間が含まれます。

(注2) 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。

(注3) 申請窓口の執務が行われない休日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)は期間に含まれません。

(注4) 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。

(注5) 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

(注6) 工事規模が大きく、審査項目が膨大となる場合には、上記の標準処理期間を上回ることがあります。そのような工事を予定される場合は、他法令等を含め、特に入念に事前協議を行ってください。

4-9 許可(不許可)の決定

審査により、許可若しくは不許可を決定し、許可(不許可)書等を申請者に交付します。

この場合において、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、許可(不許可)書の末尾に次のような教示文を記載しています。

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として(訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

5-1 標識の掲示

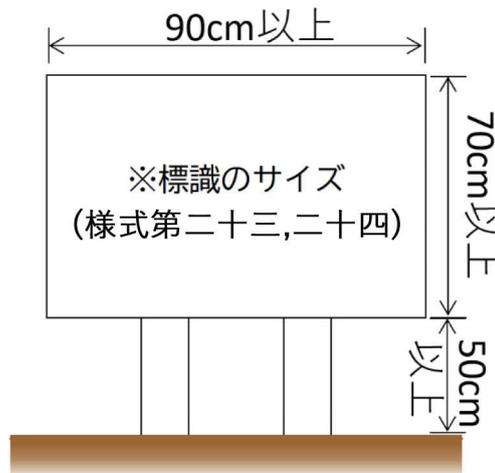
工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

【標識に記載する事項】

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した県の部局名称及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第二十三 (宅地造成、特定盛土等の場合) ・様式第二十四 (土石の堆積の場合)

※特定盛土等規制区域における届出工事は 67 ページを参照

<標識のサイズ>



5-2 着手届の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手するときは、5日前までに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【着手届に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事着手届	別記第10号様式	要	要	宅地造成等工事規制区域標識の掲示位置と状況写真を添付(細則第8条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届	別記第28号様式	要	要	特定盛土等規制区域標識の掲示位置と状況写真を添付(細則第23条)	

5-3 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、和歌山県知事の許可が必要となります。

なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、「4-7 許可申請等手数料」に記載する手数料の納付が必要となりますので、変更許可申請書に和歌山県収入証紙を貼り付けて、提出してください。

【工事の変更許可申請に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	様式第七		要	—	(省令第37条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	様式第八		—	要	(省令第37条第2項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—		要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	
4	【チェックリスト①】宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)許可申請書	参考第6号様式	申請者が(変更)許可申請に必要な書類等を添付したか確認する書類	要		申請者が標題と申請者チェック欄を記載	
5	【チェックリスト②】土砂の堆積に関する工事の(変更)許可申請書	参考第7号様式	申請者が(変更)許可申請に必要な書類等を添付したか確認する書類		要	申請者が標題と申請者チェック欄を記載	

5-4 軽微な変更に関する届出

下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「[5-3 工事の変更許可申請](#)」は不要ですが、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【軽微な変更】

No.	変更内容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更（軽微な変更となるのは、改姓、改名及び法人の名称変更など、工事主等の主体に変更がない場合に限る。） なお、工事主等の主体が変更される場合は、軽微な変更とはならないため、法第16条又は第35条に基づく変更許可申請が必要となります。
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあつては、当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

【届出に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書	別記第14号様式	要	要	宅地造成等工事規制区域 (細則第11条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書	別記第27号様式	要	要	特定盛土等規制区域 (細則第11条)	

5-5 工事の中止・再開に関する届出

許可を受けた工事を中止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

なお、中止しようとするときは、工事を施行する土地からの他の土地への危害を防止するための必要な措置がとられていることを確認します。

【届出に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届	別記第22号様式	要	要	宅地造成等工事規制区域 (細則第16条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・再開・廃止届	別記第29号様式	要	要	特定盛土等規制区域 (細則第31条)	
3	平面図、断面図、排水平面図等		要	要	中止する場合、他の土地への危害を防止するための措置が必要	

5-6 提出部数

「5-2」、「5-4」及び「5-5」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

「5-3」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

許可後における工事の進捗や安全性等の確認のため、特定の工事工程実施後や、着手後一定期間の経過後に、次に記載する検査の受検や報告書の提出が必要となります。

なお、各検査の受検や報告に当たっては「[6-7 検査・定期報告時の留意事項](#)」の確認・遵守をお願いします。

6-1 中間検査

下表に記載する規模以上の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階で、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

なお、中間検査申請を行う場合は、当該申請に係る部分の面積に応じて、「[4-7 許可申請等手数料](#)」に記載する手数料の納付が必要となりますので、中間検査申請書ごとに和歌山県収入証紙を貼り付けて、提出してください。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、中間検査合格証の交付後に次の施工工程に進むこととなります。

【中間検査を要する工事の対象規模等】

行為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さが 2m を超える崖を生ずるもの ②切土で高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 2m 以下であっても、切土と合わせて高さが 5m を超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さ（盛土をした後の地盤面の最大高低差）が 5m を超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² を超え、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が 30cm [*] を一部でも超えるもの	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から 4 日以内 ※期限が休日の場合は、翌日に繰り延べる。

※平地盛土（勾配が 10 分の 1 以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が 3,000 m²未満の盛土では、「1m」とする。

【中間検査に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	☑
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	様式第十三			
2	【チェックリスト⑤】宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	参考第10号様式	申請者が中間検査に必要な書類等を添付したか確認する書類	申請者が表題と申請者チェック欄を記載	

6-2 定期報告

下表に記載する規模以上の工事において、許可を受けた時点から3カ月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に、その進捗状況等について定期報告書を用いて定期報告を行う必要があります。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

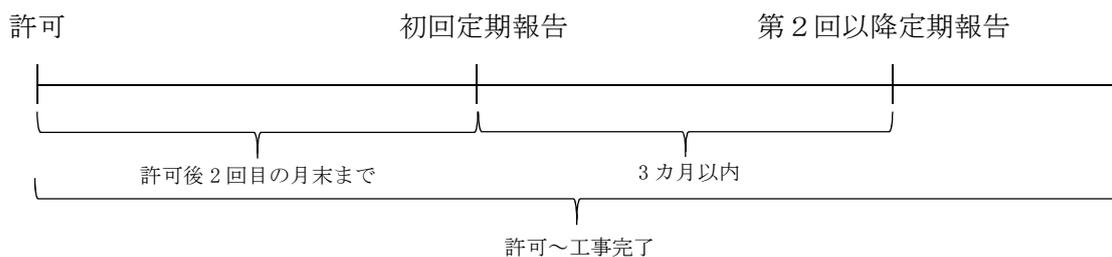
なお、工事の中止期間のほか、着手前や準備工など現場が稼働していない場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告が必要となります。

【定期報告を要する工事の対象規模等】

行為	報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さ（盛土をした後の地盤面の最大高低差）が5mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超え、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が30cm [*] を一部でも超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 報告の時点における盛土又は切土の高さ、盛土又は切土の面積、盛土又は切土の土量 擁壁等に関する工事の施工状況（報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土塁の施工状況） 	許可を受けた時点から3カ月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出 ※期限が休日の場合は、翌日に繰り延べる。
土石の堆積	①高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超え、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差（同一位置における土石の堆積の前後の標高差）が30cm [*] を一部でも超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 報告の時点における土石の堆積の高さ、土石の堆積の面積、堆積されている土石の土量 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量 空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況 矢板・構台等（根入長を含む。）の状況 	

※平地盛土（勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が3,000㎡未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。

< 定期報告時期イメージ >



【定期報告に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書	別記第25号様式		宅地造成等工事規制区域 (細則第19条)	
2	特定盛土等に関する工事の定期報告書	別記第32号様式		特定盛土等規制区域 (細則第34条)	
3	土石の堆積に関する工事の定期報告書	別記第26号様式 別記第33号様式		宅地造成等工事規制区域、 特定盛土等規制区域 (細則第24条又は第39号)	
4	写真	—	・報告の時点における盛土、切土をしている土地及びその付近の状況並びに第28号様式、第35号様式の8欄から11欄の状況を明らかにする写真	宅地造成等工事規制区域、 特定盛土等規制区域	
		—	・報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵、矢板・構台(根入長を含む。)等の設置状況等)及びその付近の状況を明らかにする写真	土石の堆積	
5	進捗が確認できる図面等	—	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色し明示 ・写真の撮影方向を表示		

6-3 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	備考	申請時期	☑
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	様式第九	宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了から4日以内	
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	様式第十一	土石の堆積の場合	※期限が休日の場合は、翌日に繰り延べる。	
3	【チェックリスト③】宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	参考第8号様式	申請者が完了検査に必要な書類等を添付したか確認する書類	申請者が表題と申請者チェック欄を記載	
4	【チェックリスト④】土石の堆積に関する工事の確認申請書	参考第9号様式	申請者が確認検査に必要な書類等を添付したか確認する書類	申請者が表題と申請者チェック欄を記載	

6-4 工事の一部完了検査

細則第17条又は第32条の規定に基づき、許可工事の一部が完了し、その完了した工事が次の各号のいずれかに該当する場合において、工事主が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書を提出したときは、当該許可工事の一部について工事の完了検査を行うことができます。

- (1) 一部完了検査を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分離された土地の各々が独立して完全に使用し得るとき。
- (2) 分割によって他の土地の災害の防止に支障とならないとき。
- (3) その他和歌山県知事はその分割を適当であると認めるとき。

【工事の一部完了検査に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	☑
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書	別記第23号様式		(細則第17条又は第32条)	
2	【チェックリスト③】宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	参考第8号様式	申請者が一部完了検査に必要な書類等を添付したか確認する書類	申請者が表題と申請者チェック欄を記載	

6-5 検査済証の交付を受けるまでの間の建築制限等

細則第3条の規定に基づき、工事を施行する土地において、あらかじめ和歌山県知事の承認を得ている場合を除き、検査済証の交付を受けるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物その他の構造物を建設することはできません。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該建築物の建築・当該特定工作物その他の構造物の建設が許可工事に伴う災害を防止するための必要な措置を阻害するおそれがなく、かつ、許可工事の施行において当該建築物、当該特定工作物その他の構造物に及ぼす危害を防止するための必要な措置がとられていると和歌山県知事が認めるときは、工事主は、あらかじめ和歌山県知事の承認を得て、許可工事が施行される土地において建築物を建築し、又は特定工作物その他の構造物を建設することができます。

- (1) 都市計画法第29条第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。
- (2) 建築物又は特定工作物その他構造物が許可工事に係る擁壁等に近接している等の理由により許可工事と当該建築物の建築工事又は当該特定工作物その他構造物の建設工事を切り離して行うことが、技術上困難又は不適當であるとき。

【建設承認申請に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認申請書	別記第1号様式		(細則第3条)	
2	平面図、断面図、排水平面図、土地利用計画図等		44 ページ第4章「4-6 許可申請に必要な書類等」【許可申請に添付する図面】と同様	許可工事に伴う災害を防止するための必要な措置を阻害するおそれがなく、かつ、許可工事の施行において当該建築物、当該特定工作物その他の構造物に及ぼす危害を防止するための必要な措置が必要	

6-6 提出部数

「6-1」から「6-5」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

6-7 検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- (3) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。

【提出時期等に関する留意事項】

検査（確認）申請書が毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、直前の開庁日）の正午までに提出され、書類等に不備がないものについては、翌週中に検査又は確認が行われます。ただし、受理後に補正の必要が生じた場合で、その週の木曜日の正午までにその補正がなされなかったものは、翌週中に検査又は確認を行うことはできません。なお、規模の大きなものに関してはこの限りではありません。

また、年末・年始・年度末、ゴールデンウィーク等連休となる期間は、上記スケジュールと異なる場合がありますので、担当部署へお問い合わせください。

- (4) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (6) 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- (7) 検査・定期報告の結果、不適合な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

第7章 申請・届出等の手続きの流れ

各申請（届出）手続きは、盛土又は切土等の高さや面積規模によって都市政策課又は各振興局建設部となります。なお、いずれの場合でも受付は各建設部となります。

7-1 各振興局建設部での受理対象のもの

- (1) 宅地造成等工事規制区域において、盛土等の高さが 15m 未満、かつ盛土等の面積が 1,500 m² 未満のもの
- (2) 特定盛土等規制区域において、盛土等の高さが 15m 未満、かつ盛土等の面積が 3,000 m² 未満のもの

表 7-1-1 各振興局建設部での受理対象のものの手続き

手続き	申請者	県		備考
		各建設部	都市政策課	
事前相談	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">事前相談</div> <small>・(参考様式)事前協議書</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">受付</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(状況により)内容の協議</div>	
本申請前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">周辺住民への周知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">権利者等の同意の取得</div> <small>・(別記第3号様式)権利者の同意書</small> <small>・(別記第4号様式)周辺住民周知報告書</small>			
本申請	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可申請書提出</div> <small>(正本1部、副本2部)</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可申請書受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">補正依頼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">補正書類受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可証発送</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">副本返却</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可事項公表</div>		<small>・変更許可申請も同様の流れとする。</small>

表 7-1-2 各振興局建設部での受理対象のもの手続き

手続き	申請者	県		備考
		各建設部	都市政策課	
工事 施行	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">標識の設置</div> <ul style="list-style-type: none"> ・(様式二十三)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 ・(様式二十四)土石の堆積に関する工事の標識 			
	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">各種届出提出</div> <div style="font-size: 24px; margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">各種届出受理</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; width: fit-content;">届出事項公表</div> <ul style="list-style-type: none"> ・(様式十五)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 ・(様式十六)土石の堆積に関する工事の届出書 ・(様式十七)擁壁等に関する工事の届出書 ・(様式十八)公共施設用地の転用の届出書 ・(様式十九)特定盛土等に関する工事の届出書 ・(様式二十)土石の堆積に関する工事の届出書 ・(様式二十一)特定盛土等に関する工事の変更届出書 ・(様式二十二)土石の堆積に関する工事の変更届出書 ・(別記第10号様式)宅地造成等に関する工事着手届 ・(別記第14号様式)宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書 ・(別記第20号様式)届出工事の着手届 ・(別記第21号様式)宅地造成等に関する工事の変更届出書 ・(別記第22号様式)宅地造成等に関する工事の 中止・再開・廃止届 ・(別記第27号様式)届出工事の完了届 ・(別記第28号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届 ・(別記第29号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書 ・(別記第30号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書 ・(別記第31号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の 中止・再開・廃止届 			
	<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">定期報告書提出</div> <div style="font-size: 24px; margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">定期報告受理</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・(別記第25号様式)宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書 ・(別記第26号様式)土石の堆積に関する工事の定期報告書 ・(別記第32号様式)特定盛土等に関する工事の定期報告書 ・(別記第33号様式)土石の堆積に関する工事の定期報告書 			

表 7-1-3 各振興局建設部での受理対象のもの手続き

手続き	申請者	県		備考
		各建設部	都市政策課	
検査	<p>中間検査申請書提出</p> <p>・(様式十三)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書</p>	<p>中間検査申請書受理</p> <p>↓ 中間検査</p>		<p>・土石の堆積は対象外</p> <p>・土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ、「確認」、「確認済」と読み替える</p>
	<p>合格証受領</p> <p>(一部)完了検査申請書提出</p> <p>・(様式九)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書</p> <p>・(様式十)土石の堆積に関する工事の確認申請書</p> <p>・(別記第23号様式)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書</p>	<p>合格証交付</p> <p>↓ 完了検査</p> <p>(一部)完了検査済証交付</p>		
その他	<p>各種申請書等提出</p> <p>・(別記第1号様式)宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認申請書</p> <p>・(別記第35号様式)宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書</p> <p>・(別記第36号)宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書</p> <p>・(別記第11号様式)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書</p> <p>・(別記第12号様式)土石の堆積に関する工事の協議申出書</p> <p>・(別記第15号様式)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書</p> <p>・(別記第16号様式)土石の堆積に関する工事の変更協議申出書</p>	<p>各種申請書等受理</p> <p>↓</p> <p>通知証等交付</p>		
	<p>通知証等受領</p>			

7-2 都市政策課での受理対象のもの

- (1) 宅地造成等工事規制区域において、盛土等の高さが 15m 以上、または盛土等の面積が 1,500 m² 以上のもの
- (2) 特定盛土等規制区域において、盛土等の高さが 15m 以上、または盛土等の面積が 3,000 m² 以上のもの

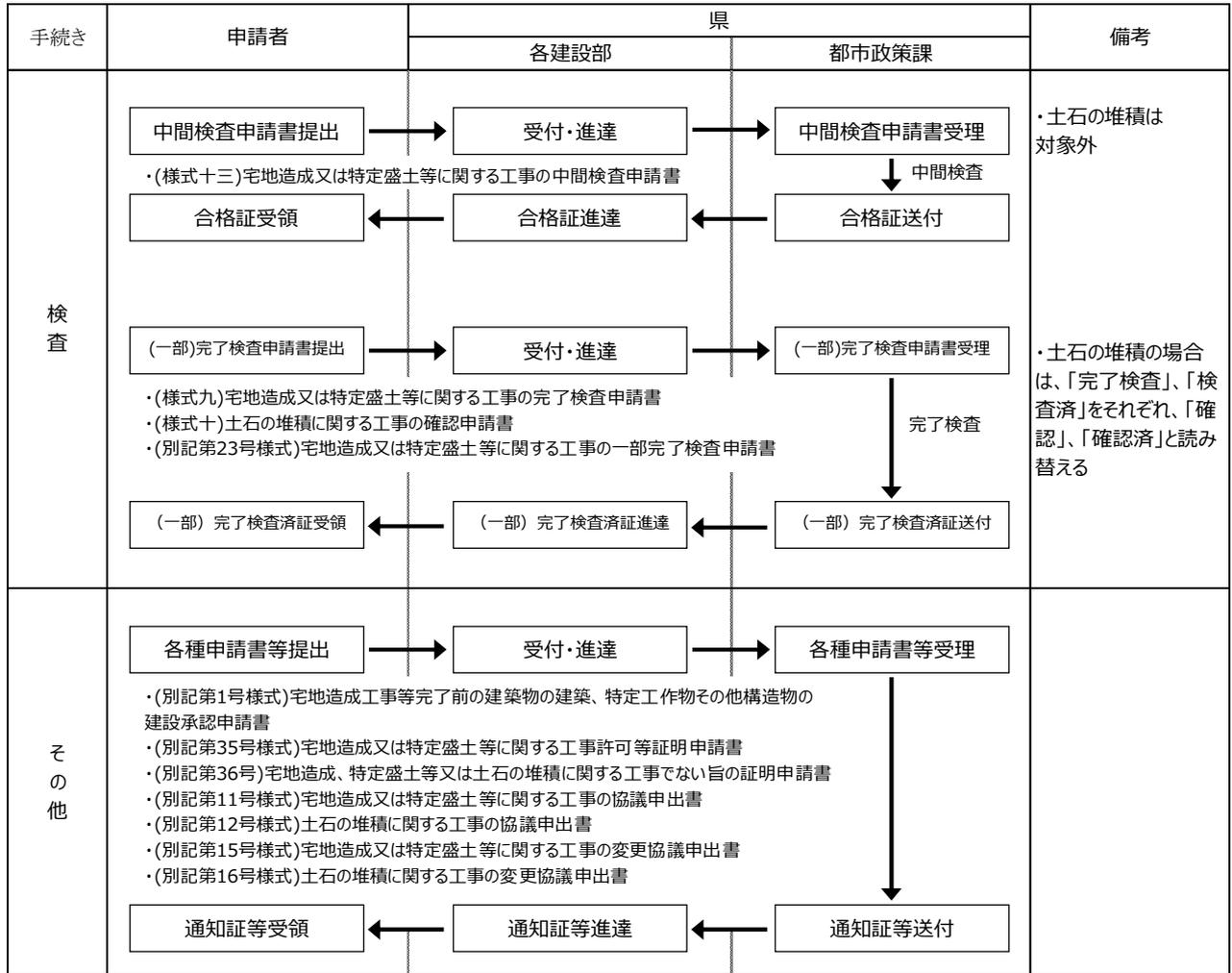
表 7-2-1 都市政策課での受理対象のものの手続き

手続き	申請者	県		備考
		各建設部	都市政策課	
事前相談	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">事前相談</div> <small>・(参考様式)事前協議書</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">受付</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(状況により)内容の協議</div>	
本申請前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">周辺住民への周知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">権利者等の同意の取得</div> <small>・(別記第3号様式)権利者の同意書</small> <small>・(別記第4号様式)周辺住民周知報告書</small>			
本申請	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可申請書提出</div> <small>(正本1部、副本2部)</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">受付・進達</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可申請書受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">補正依頼</div>	<small>・変更許可申請も同様の流れとする。</small>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">補正依頼受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">書類補正</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">進達</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">補正書類受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可</div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可証受領</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">受付・進達</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可証発送</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">副本返却</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可事項公表</div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">許可証交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">副本返却</div>		

表 7-2-2 都市政策課での受理対象のもの手続き

手続き	申請者	県		備考	
		各建設部	都市政策課		
工事 施 行	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">標識の設置</div> <ul style="list-style-type: none"> ・(様式二十三)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 ・(様式二十四)土石の堆積に関する工事の標識 				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">各種届出提出</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">受付・進達</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">各種届出受理</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;">届出事項公表</div> <ul style="list-style-type: none"> ・(様式十九)特定盛土等に関する工事の届出書 ・(様式二十)土石の堆積に関する工事の届出書 ・(様式二十一)特定盛土等に関する工事の変更届出書 ・(様式二十二)土石の堆積に関する工事の変更届出書 ・(別記第10号様式)宅地造成等に関する工事着手届 ・(別記第14号様式)宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書 ・(別記第20号様式)届出工事の着手届 ・(別記第21号様式)宅地造成等に関する工事の変更届出書 ・(別記第22号様式)宅地造成等に関する工事の 中止・再開・廃止届 ・(別記第27号様式)届出工事の完了届 ・(別記第28号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届 ・(別記第29号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書 ・(別記第30号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書 ・(別記第31号様式)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の 中止・再開・廃止届 				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">定期報告書提出</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">受付・進達</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">定期報告書受理</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・(別記第25号様式)宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書 ・(別記第26号様式)土石の堆積に関する工事の定期報告書 ・(別記第32号様式)特定盛土等に関する工事の定期報告書 ・(別記第33号様式)土石の堆積に関する工事の定期報告書 				

表 7-2-3 都市政策課での受理対象のもの手続き



第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

特定盛土等規制区域において、下表の規模の工事（許可申請が必要な規模より小規模な工事）を行う場合には、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、**当該工事に着手する日の30日前までに**和歌山県知事への届出が必要となります。（「**1-2 許可を要する工事**」の規模を行う場合は許可が必要となります。）

なお、許可申請、中間検査申請と異なり、手数料の納付は不要です。

【届出が必要な工事】

区域	行為	規模
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更	①盛土で高さ 1m 超の崖を生じる ②切土で高さ 2m 超の崖を生じる ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生じる（①、②を除く） ④盛土で高さ 2m 超となる（①、③を除き、崖を生じないもの） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が 30cm [*] を一部でも超える（①～④を除く）
	土石の堆積	①最大時に堆積する高さが 2m 超、かつ面積が 300 m ² 超となる ②最大時に堆積する面積が 500 m ² 超、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差（同一位置における土石の堆積の前後の標高差）が 30cm [*] を一部でも超える

※平地盛土（勾配が 10 分の 1 以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が 3,000 m²未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。

【届出に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	特定盛土等に関する工事の届出書	様式第十九		要	—	(省令第 58 条第 1 項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	様式第二十		—	要	(省令第 58 条第 2 項)	
3	届出地及びその周辺の写真	—		要	要		
4	住民票又は個人番号カードおもて面の写し	—		要 <個人>	要 <個人>	個人番号カードの写しの場合 は顔写真のあるおもて面のみ提出	
5	法人の登記事項証明書	—		要 <法人>	要 <法人>		
6	役員の住民票又は個人番号カードおもて面の写し	—				個人番号カードの写しの場合 は顔写真のあるおもて面のみ提出	
7	その他、添付を要する図面		44 ページ第 4 章「4-6 許可申請に必要な書類等」 【許可申請に添付する図面】と同様				
8	【チェックリスト⑧】特定盛土等に関する工事の(変更)届出書	参考第 13 号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類	要		届出者が標題と届出者チェック欄を記載	
9	【チェックリスト⑨】土砂の堆積に関する工事の(変更)届出書	参考第 14 号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類		要	届出者が標題と届出者チェック欄を記載	

8-2 標識の掲示

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】 ※標識のサイズは 50 ページ「[5-1 標識の掲示](#)」に掲載したものと同様です。

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・様式第二十三 (宅地造成、特定盛土等の場合)
② 工事の届出年月日	
③ 工事施行者の氏名又は名称	・様式第二十四 (土石の堆積の場合)
④ 現場管理者の氏名又は名称	
⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	
⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積	
⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量	
⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪ 届出を担当した県の部局名称及び連絡先	

※許可を受けた工事は 50 ページを参照

8-3 着手届の提出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事に着手する 5 日前までに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【着手届に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	届出工事の着手届	別記第 20 号様式	要	要	標識の掲示位置と状況写真を添付	

8-4 工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する 30 日前までに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	内容	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	様式第二十一		要	—	(省令第 61 条第 1 項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更届出書	様式第二十二		—	要	(省令第 61 条第 2 項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—		要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	
4	【チェックリスト⑧】特定盛土等に関する工事の(変更)届出書	参考第 13 号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類	要		届出者が標題と届出者チェック欄を記載	
5	【チェックリスト⑨】土砂の堆積に関する工事の(変更)届出書	参考第 14 号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類		要	届出者が標題と届出者チェック欄を記載	

8-5 工事の中止・廃止・再開に関する届出

届出をした工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

なお、中止・廃止しようとするときは、工事を施行する土地からの他の土地への危害を防止するための必要な措置がとられていることを確認します。

【届出に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の 中止・再開・廃止 届	別記第22号様式	要	要	宅地造成等工事規制区域(細則第16条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の 中止・再開・廃止 届	別記第31号様式	要	要	特定盛土等規制区域(細則第31条)	
3	平面図、断面図、排水平面図等		要	要	中止、廃止する場合、他の土地への危害を防止するための措置が必要	

8-6 工事の完了に関する届出

届出をした工事が完了したときは、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【届出に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	届出工事の完了届	別記第27号様式	要	要	(細則第35条)	

8-7 提出部数

「8-1」及び「8-3」から「8-6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注1）（注2）は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、その指定があった日から21日以内に和歌山県知事へ届け出る必要があります。

- （注1）一定規模の工事とは、「1-2 許可を要する工事」及び「1-3 届出を要する工事」に該当するものをいいます。
- （注2）旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「1-5 許可及び届出を要しない工事等」に該当するものは除きます。
- （注3）既に行われている工事とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点以降の工事となります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	様式第十五	要	—	(省令第52条第1項、第82条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	様式第十六	—	要	(省令第52条第3項、第82条第2項)	

なお、工事規模が55ページ「6-2 定期報告」に掲載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書に次項の【添付を要する図面等】をすべて添付してください。

それ以外の工事規模では、「1 位置図」、「4 届出地及びその周辺の写真」、「6 【チェックリスト⑥】（区域指定時点で行われている）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の（変更）届出書」又は「7 【チェックリスト⑦】（区域指定時点で行われている）土石の堆積に関する工事の（変更）届出書」を上記届出書に添付してください。

【添付を要する図面等】

(省令第 52 条第 2 項、第 4 項)

No.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要		
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（朱枠で囲むこと）	要	要	・等高線は、2m の標高差を示すものとする	
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること	
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要		
4	届出地及びその周辺の写真		要	要		
5	【チェックリスト⑥】【チェックリスト⑦】の指定図面、土量計算書等		要	要		
6	【チェックリスト⑥】 (区域指定時点で行われている)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)届出書	参考第 11 号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類	要		届出者が標題と届出者チェック欄を記載
7	【チェックリスト⑦】 (区域指定時点で行われている)土石の堆積に関する工事の(変更)届出書	参考第 12 号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類		要	届出者が標題と届出者チェック欄を記載

9-2 標識の掲示

細則第 13 条又は第 28 条の規定に基づき、区域指定の際に既に行われている工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】

※標識のサイズは 50 ページ「[5-1 標識の掲示](#)」に掲載したものと同様です。

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・別記第 18 号様式 (宅地造成、特定盛土等の場合)
② 届出の届出年月日	
③ 工事施行者の氏名又は名称	・別記第 19 号様式 (土石の堆積の場合)
④ 現場管理者の氏名又は名称	
⑤ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日	
⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	
⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積	
⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量	
⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪ 届出を担当した県の部局名称及び連絡先	

9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注 1）を行う場合、法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定に基づき、当該工事に着手する日の 14 日前までに、和歌山県知事への届出が必要となります。

なお、一部除却であっても届出が必要です。

注 1：法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可（[第 4 章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等を参照](#)）を受けたもの、同第 27 条第 1 項に基づく届出（[第 8 章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出を参照](#)）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	備考	☑
1	擁壁等に関する工事の届出書	様式第十七	(省令第 55 条、第 85 条)	

9-4 公共施設用地の転用に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注 1）は、その転用した日から 14 日以内に、和歌山県知事へ届け出なければならない。

注 1：法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可（[第 4 章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等を参照](#)）を受けたもの、同第 27 条第 1 項に基づく届出（[第 8 章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出を参照](#)）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	備考	☑
1	公共施設用地の転用の届出書	様式第十八	(省令第 56 条、第 86 条)	

9-5 着手届の提出

工事の届出をした工事主は、「[9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」は「[9-2 標識の掲示](#)」による標識の掲示後、速やかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。また、「[9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出](#)」に掲げる工事に着手するときは、5日前までに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	擁壁等		
1	届出工事の着手届	別記第20号様式	要	要		標識の掲示位置と状況写真を添付(細則第13条又は第28号)	
2	届出工事の着手届	別記第20号様式			要	現況写真及び撮影方向が分かる図面を添付(細則第14条又は第29条)	

9-6 工事の変更届出

「9-1」に掲げる工事の計画を変更しようとするとき

当該変更後の工事に着手する14日前までに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

当初届出の範囲を超える盛土等については、規制区域指定後の盛土等となり、その盛土等が許可の規模要件を上回る場合は、変更届出書に変えて法に基づく許可が必要となります。

その場合は、「[第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等](#)」の手続が必要です。

なお、許可が必要となった場合、届出の盛土等は、当初届出の範囲を超える盛土等と一体の盛土等として技術的基準に適合しているかを確認することになります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	内容	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の変更届出書	別記第21号様式		要	要	宅地造成等工事規制区域(細則第15条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書	別記第30号様式		要	要	特定盛土等規制区域(細則第30条)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類			要	要		
4	【チェックリスト⑥】(区域指定時点で行われている)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)届出書	参考第11号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類	要		届出者が標題と届出者チェック欄を記載	
5	【チェックリスト⑦】(区域指定時点で行われている)土石の堆積に関する工事の(変更)届出書	参考第12号様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類		要	届出者が標題と届出者チェック欄を記載	

「9-3」に掲げる工事の計画を変更しようとするとき

当該変更後の工事に着手する14日前までに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	内容	区分		備考	☑
				宅地造成、 特定盛土等	擁壁等		
1	宅地造成等に関する工事の変更届出書	別記第21号様式			要	宅造成等工事規制区域 (細則第15条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書	別記第30号様式			要	特定盛土等規制区域 (細則第30条)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類				要		

9-7 工事の中止・廃止・再開に関する届出

「[9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」又は「[9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出](#)」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

なお、中止・廃止しようとするときは、工事を施行する土地からの他の土地への危害を防止するための必要な措置がとられていることを確認します。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届	別記第22号様式	要	要	宅造成等工事規制区域 (細則第16条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・再開・廃止届	別記第31号様式	要	要	特定盛土等規制区域 (細則第31条)	
3	平面図、断面図、排水平面図等		要	要	中止、廃止する場合、他の土地への危害を防止するための措置が必要	

9-8 工事の完了に関する届出

「[9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」又は「[9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出](#)」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等		
1	届出工事の完了届	別記 第27号 様式	要	要	要	(細則第20条又は第35号)	

9-9 提出部数

「9-1」及び「9-3」から「9-8」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

10-1 土地の保全義務

(法第22条、第23条、第41条、第42条)

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないことが義務付けられています。

なお、和歌山県知事は、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内の土地について、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のために必要があると認められる場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対して、その程度に応じて、防災措置をとることを勧告又は命令することができます。

10-2 監督処分、勧告、改善命令、行政代執行、罰則

(法第20条、第22条、第23条、第27条、第39条、第41条、第42条、第55条、第56条、第57条)

和歌山県知事は、法において、許可に付した条件に違反したり、無許可工事が実施されたり等、不正なことが行われた場合等においては、それぞれの要件により、監督処分、勧告、改善命令、行政代執行を行うことができます。監督処分の内容は表10-2-1に、勧告及び改善命令の内容は表10-2-2に、行政代執行の内容は表10-2-3に、罰則の内容は表10-2-4に示します。

表10-2-1 監督処分

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用

URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

<監督処分>				
宅地造成等 工事規制区域	工事の許可を受けた 工事主/ 許可条件に違反した者	20条 1項	・偽りその他不正な手段により許可を受けたとき ・許可に付した条件に違反したとき	許可取消
	工事主/ 工事請負人/ 現場管理者	20条 2項	・許可を受けないで施行する工事/許可に付した条件に違反/ 中間検査を申請しないで施行	工事の施行の停止命令/ 災害防止措置命令
	土地の所有者/管理者 若しくは占有者/ 工事主	20条 3項	・無許可工事が施行された土地/ 中間・完了検査未受検・技術的基準不適合土地	土地使用制限・禁止命令/ 災害防止措置命令
	工事主/ 工事請負人/ 現場管理者/ 工事従事者	20条 4項	・20条2項の工事施行停止命令時、緊急の必要により弁明の機会の付与ができないとき ・20条2項の監督処分に該当することが明らかなきとき	工事に係る作業の停止命令
特定盛土等 規制区域	工事の許可を受けた 工事主/ 許可条件に違反した者	39条 1項	・偽りその他不正な手段により許可を受けたとき ・許可に付した条件に違反したとき	許可取消
	工事主/ 工事請負人/ 現場管理者	39条 2項	・許可を受けないで施行する工事/許可に付した条件に違反/ 中間検査を申請しないで施行	工事の施行の停止命令/ 災害防止措置命令
	土地の所有者/管理者 若しくは占有者/ 工事主	39条 3項	・無許可工事が施行された土地/ 中間・完了検査未受検・技術的基準不適合土地	土地使用制限・禁止命令/ 災害防止措置命令
	工事主/ 工事請負人/ 現場管理者/ 工事従事者	39条 4項	・39条2項の工事施行停止命令時、緊急の必要により弁明の機会の付与ができないとき ・39条2項の監督処分に該当することが明らかなきとき	工事に係る作業の停止命令

表 10-2-2 勧告、改善命令

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用

URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

区域	相手方	条文	要件	勧告・命令内容
< 勧告 >				
宅地造成等 工事規制区域	土地の所有者／管理者 若しくは占有者 工事主／工事施行者	22条 2項	・災害の防止のため必要がある	災害防止のため必要な措置をとることを 勧告 例) 擁壁等設置、改造
	工事主	27条 3項	・災害の防止のため必要がある (届出受理日から30日以内)	必要な措置を勧告 例) 工事の計画変更
特定盛土等 規制区域	土地の所有者／管理者 若しくは占有者 工事主／工事施行者	41条 2項	・災害の防止のため必要がある	災害防止のため必要な措置勧告 例) 擁壁等設置、改造
	工事主	27条 4項	・正当な理由がなく勧告に係る措置をと らなかったとき	勧告に係る措置をとるべきこと 例) 工事の計画変更
< 改善命令 >				
宅地造成等工事 規制区域	土地又は擁壁等の所有 者／管理者若しくは占 有者 原因行為者	23条	・災害防止措置未了／極めて不十分 ・災害発生のおそれ大きい	災害防止工事命令 例) 擁壁等設置改造/ 盛土の改良／土石の除却
	工事主	27条 4項	・正当な理由がなく勧告に係る措置をと らなかったとき	勧告に係る措置をとるべきこと 例) 工事の計画変更
特定盛土等 規制区域	土地又は擁壁等の所有 者／管理者若しくは占 有者 原因行為者	42条	・災害防止措置未了／極めて不十分 ・災害発生のおそれ大きい	災害防止工事命令 例) 擁壁等設置改造/ 盛土の改良／土石の除却
	工事主	27条 4項	・正当な理由がなく勧告に係る措置をと らなかったとき	勧告に係る措置をとるべきこと 例) 工事の計画変更

表 10-2-3 行政代執行

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用

URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

区域	相手方	条文	行政代執行要件	備考
< 行政代執行 >				
宅地造成等 工事規制区域	土地の所有者／管理 者若しくは占有者 工事主等	20条5 項	・災害防止措置命令後(監督処分) 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)
	土地又は擁壁等の所 有者／管理者若しくは 占有者 原因行為者	23条3 項 (20条 5項)	・災害防止工事命令後(改善命令) 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止工事を命ずるとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)
特定盛土等 規制区域	土地の所有者／管理 者若しくは占有者 工事主等	39条5 項	・災害防止措置命令後(監督処分) 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止措置を命ずるとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)
	土地又は擁壁等の所 有者／管理者若しくは 占有者 原因行為者	42条3 項 (39条 5項)	・災害防止工事命令後(改善命令) 未措置／不十分／措置見込みなし ・命ずべき者を過失なく確知できないとき ・災害防止工事を命ずるとまがないとき	略式代執行 (事前公告義務)

⇒和歌山県知事は自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。

法では、罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑（令和7年6月1日以降は、拘禁刑と読み替える。）及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化されています。

表 10-2-4 罰則

国土交通省 HP「盛土規制法の概要」から引用

URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>

主体	違反行為	罰則			
		(懲役/罰金)	(法人重科)		
<工事の適正な施工>					
造成主	①無許可盛土等	(直罰)	3年以下/ 1000万円以下	3億円以下	
	②無検査盛土等	(直罰)	1年以下/ 300万円以下	-	
	③安全基準違反 ※造成主の故意によるものである場合	(直罰)	3年以下/ 1000万円以下	3億円以下	
	①～③の違反事案	○災害防止措置命令 (擁壁の設置等)	命令違反	3年以下/ 1000万円以下	3億円以下
設計者	③安全基準違反	(直罰)	3年以下/ 1000万円以下	3億円以下	
工事施工者	③安全基準違反 ※設計図書を用いないで施工した場合や設計図書に従わないで施工した場合	(直罰)	3年以下/ 1000万円以下	3億円以下	
	①～③の違反事案	<施工中に違反が判明した場合> ○工事施工停止命令	命令違反	3年以下/ 1000万円以下	3億円以下
土地所有者等	①～③の違反事案	<施工後に違反が判明した場合> ○土地の使用禁止命令 ○災害防止措置命令 (擁壁の設置等)	命令違反	3年以下/ 1000万円以下	3億円以下
<工事後の適正な管理>					
土地所有者等 原因行為者 (過去の土地所有者等)	管理不全等によ り安全性に問題	○改善命令 (擁壁の設置等)	命令違反	1年以下/ 300万円以下	1億円以下

1 1 - 1 造成宅地防災区域

(法第 45 条、施行令第 35 条)

和歌山県知事は、宅地における宅地造成又は特定盛土等に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域を除く。）のうち、以下のいずれかの基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができます。

なお、現在、和歌山県では、造成宅地防災区域に指定されている箇所はありません。

(1) 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域であって、安定計算によって、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの。

ア 盛土をした土地の面積が 3,000 m²以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入しているもの。

イ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上であるもの。

(2) 盛土又は切土をした後の地盤の滑動、宅地造成又は特定盛土等に関する工事により設置された擁壁の沈下、盛土又は切土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域。

なお、災害の防止のため、必要な措置を講ずることにより特定の事由がなくなったと認めるときは、区域の指定を解除します。

1 1 - 2 造成宅地防災区域内の災害防止

(法第 46 条第 1 項)

造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、災害が生じないよう必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

1 1 - 3 造成宅地防災区域内の災害防止措置の勧告

(法第 46 条第 2 項)

和歌山県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者に、災害が生じないような必要な措置をとることを勧告することができます。

12-1 許可申請等の取り下げ

許可申請受付後、許可までの間に計画を取り止める場合又は届出受付後、工事が未着手で計画を取り止める場合は、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

なお、届出の工事が着手済みである場合は、「[8-5 工事の中止・廃止・再開に関する届出](#)」又は「[9-6 工事の中止・廃止・再開に関する届出](#)」による廃止手続が必要となります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	届出		
1	許可申請等の取り下げ願	参考第4号様式	要	要	要	申請者以外の第三者が手続きを行う場合は委任状を添付	

12-2 許可申請の取り消し

許可を受けた後、工事が未着手で計画を取り止める場合は、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

なお、許可を受けた工事が着手済みである場合は、「[5-3 工事の変更許可申請](#)」による手続が必要となります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	許可申請の取り消し願	参考第5号様式	要	要	申請者以外の第三者が手続きを行う場合は委任状を添付	

12-3 法に適合していることの証明書の交付

建築基準法では、建築確認に際し、法等に適合することを確認する旨が規定されています。これらを背景として、建築確認を求めるものに対し、和歌山県知事が証明書を発行する事務が法で定められています。(省令第88条)

なお、本証明申請を行う場合は、「[4-7 許可申請等手数料](#)」に記載する手数料の納付が必要となりますので、証明申請書に和歌山県収入証紙を貼り付けて、提出してください。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	別記第35号様式	要		申請者以外の第三者が手続きを行う場合は委任状を添付(細則第42条)	
2	位置図等				証明を要する土地の位置、範囲が分かるものを添付	

12-4 法に関する工事でない旨の証明書の交付

本証明申請は、政令第5条又は省令第8条に基づき災害の発生のおそれがないと認められる工事等で許可不要と位置付けられているものに交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象とはなりません。

なお、本証明申請を行う場合は、「[4-7 許可申請等手数料](#)」に記載する手数料の納付が必要となりますので、証明申請書に和歌山県収入証紙を貼り付けて、提出してください。

【証明申請に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書	別記第36号様式	要	要	申請者以外の第三者が手続きを行う場合は委任状を添付(細則第43条)	
2	【チェックリスト⑩】宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書	参考第15号様式	要	要		

【証明申請に必要な添付書類】

政令第5条関係	
関係条項	添付書類
一号(鉱山保安法関係) 二号(鉱業法関係) 三号(採石法関係) 四号(砂利採取法関係)	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係	
関係条項	添付書類
一号(土地改良法関係) 二号(火薬類取締法関係) 三号(家畜伝染病予防法関係) 四号(廃棄物処理法関係) 五号(土壤汚染対策法関係) 六号(放射性物質汚染対策特措法関係) 七号(森林作業道等を整備する工事)	各号に定める工事に該当することを証する書類
九号(宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm [*] を超えないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図
十号イ及びロ(土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm [*] を超えないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
十号ハ(工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図

*平地盛土(勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。)のうち面積が3,000㎡未満の盛土(土砂の堆積)では、「1m」とする。

法は、崖崩れ又は土砂の流出による災害防止のみを目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、崖崩れ又は土砂の流出による災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があります。

自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、法以外の法令等において、盛土等の行為について許可等を要する場合がありますので、申請者自らがその他法令の必要な手続を行ってください。

なお、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（様式第二）の「11 その他必要な事項」又は土石の堆積に関する工事の許可申請書（様式第四）の「8 その他必要な事項」には、工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入することになっています。

表 13-1 に 関係する法令等を例示しますが、記載されているものに限らず、その他法令等を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

- (1) 法に基づき許可を受けて設置される擁壁については、建築基準法第 88 条による工作物確認の必要はありませんが、許可を必要としない高さが 2m を超える擁壁を設置する場合は、原則、建築基準法上の手続きが必要となります。
- (2) (1) の他には、法では他の法令との関連は定められていませんので、次の点に注意してください。
 - (ア) 自然公園法、都市計画法、道路法、河川法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、砂防法、特定都市河川浸水被害対策法等の法令等により宅地造成や土地の形質の変更等を行うことが制限又は禁止されている土地がありますので、あらかじめ調査しておいてください。
 - (イ) 都市計画法、道路法、河川法、農地法、森林法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、砂防法、特定都市河川浸水被害対策法、国有財産法、民法等の法令等により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがあるので、それぞれ別に手続きを行ってください。なお、これらの法令等に関する許可、認可等がある場合は、その写しを許可申請書に添付してください。また、ない場合は、その許可、認可等の手続き状況を許可申請書に記入してください。
 - (ウ) 建築物の敷地にする目的で宅地造成に関する工事の法許可を受けても、建築確認及び道路の位置指定が受けられないことがありますので、関係部局との打ち合わせ等の後、許可申請書を提出してください。

表 13-1 関係法令の一例（国、県が管轄するもの）

法令名等	規制の対象となる内容等	管轄部署
電気事業法	電気工作物（太陽電池発電設備・風力発電設備）において、盛土規制法の許可が必要な場合は、電気工作物の設置又は使用に関する届出の際に盛土規制法の許可証又は検査済証をそれぞれ添付しなければならない。	経済産業省
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	盛土規制法を含む関係法令等の遵守が認定基準に位置づけられており、関係法令に違反があった場合は、認定取消し等を行うことができる。なお、盛土規制法にて、指導、勧告、命令を行った場合、経済産業省にその情報を提供しなければならない。	
資源有効利用促進法	建設発生土搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を元請建設業者に義務付けている。	国土交通省
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域内において建築物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の堆積などを行う場合は、知事に届出をしなければならない。	企画課
自然公園法 和歌山県立自然公園条例 (国定公園、県立自然公園のみ)	特別地域及び海域公園地区では、区分に応じて様々な行為が規制されており、規制されている行為は知事の許可を受けなければならない。 屋外において土石その他の知事が指定するものを集積し、又は貯蔵すること。	自然環境課
産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例	特定事業を行おうとする者は、特定事業に係る土砂等の埋立て等に供する区域ごとに、あらかじめ許可を受けなければならない。	循環型社会推進課
環境影響評価法 和歌山県環境影響評価条例	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続を定め、関係機関や住民等の意見を求めつつ、環境影響評価の結果を当該事業の許認可等の意思決定に適切に反映させるなければならない。	環境省 環境管理課
土壌汚染対策法	一定の規模以上の土地の形質の変更の行為をしようとする者は、着工の30日前までに知事に届け出なければならない。 ※一定の規模：3,000 m ² 又は有害物質使用特定施設が現に設置されている工場・事業場の敷地においては900 m ²	環境管理課

法令名等	規制の対象となる内容等	管轄部署
和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則	太陽光発電事業を行おうとする者は、太陽光発電設備ごとに、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。 ※認定基準：盛土規制法の許可が必要な場合は、その許可を受けるかその見込みであること。 ・50kW以上の太陽光発電設備を設置し発電する事業	環境管理課
農業振興地域整備に関する法律	農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）、農用地区域内において開発行為を行う者は許可を受けなければならない。	農林水産振興課
農地法	農地を転用すること、また転用するために権利の設定・移転をするときは許可を受けなければならない。	
地すべり等防止法 地すべり等防止法施行令	地すべり防止区域内において、盛土等の行為を行う者は知事の許可を受けなければならない。 ・1㎡につき10トン以上の土石その他の集積	農業農村整備課 森林整備課 砂防課
森林法	地域森林計画対象森林において開発をする場合は知事の許可を受けなければならない。 林地開発許可においては、4要件（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）のうち、災害の防止については、盛土規制法の技術的基準に適合することをもって林地開発許可の基準に適合することとなっている。 ・土地の面積が1haを超える開発 ・土地の面積が0.5haを超える太陽光発電設備 保安林の指定の解除	森林整備課
建設発生土の処分場指定に関する要綱	県土整備部が発注する公共工事から搬出される建設発生土は、指定された民間処分場以外は搬入できない。	技術調査課
河川法	河川に関する工事、河川占用をしようとする者は、河川管理者の許可を得なければならない。	河川課
砂利採取法	砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、知事※の許可を受けなければならない。 ※権限移譲により許可は市町村長	

法令名等	規制の対象となる内容等	管轄部署
特定都市河川浸水被害対策法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定都市河川流域において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある一定規模以上の開発行為をしようとする者は、知事等の許可を受けなければならない。 ・貯留機能保全区域において、盛土、塀の設置等の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者は、知事等に届け出なければならない。 ・浸水被害防止区域内において、土地の形質の変更を伴う特定の開発行為をしようとする者は、知事等の許可を受けなければならない。 	河川課
砂防法 砂防指定地の管理に関する条例	知事は治水上砂防の為一定の行為を禁止若しくは制限することができる。 砂防指定地内において、盛土等の行為を行う者は知事の許可を受けなければならない。	砂防課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、知事の許可を受けなければり切、切土、掘さく又は盛土をしてはならない。	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	特別警戒区域内において、特定開発行為をしようとするものは、知事の許可を受けなければならない。 ※特定開発行為：予定されている建築物の用途が制限用途（分譲住宅、社会福祉施設、学校、医療施設等）である開発行為	
採石法	採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事*の許可を受けなければならない。 ※権限移譲により許可は市町村長	
道路法	道路に関する工事、道路占用をしようとするものは、道路管理者の許可を得なければならない。	道路保全課
都市計画法	都市計画区域又は都市計画区域外において、開発行為（建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとするものは許可権者の許可を受けなければならない。	都市政策課
景観法 景観条例	景観計画区域内において、一定規模以上の土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、あらかじめ景観行政団体の長に届け出なければならない。 法第 16 条第 1 項の届け出をしようとするものは、あらかじめ知事に協議しなければならない。	

法令名等	規制の対象となる内容等	管轄部署
建築基準法	(位置指定道路) 土地を建築物の敷地として利用するために築造する私道については、技術的基準に適合し、特定行政庁からその位置の指定を受けなければならない。	都市政策課
	建築主は、建築物を建築又は工作物を築造しようとする場合、その計画が建築基準関係規定等に適合するものであることの確認を受けなければならない。 災害危険区域内では、住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限がある。	建築住宅課
宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許を受けない者は、宅地建物取引業を営んではならない。 宅地建物取引業者は、自己の名義をもって、他人に宅地建物取引業を営ませてはならない。	
文化財保護法	県が認定する周知の埋蔵文化財包蔵地内において、土木工事等を実施する際には届出又は通知をしなければならない。	文化遺産課

※その他に市町村が管轄する法令等もあるため、「各市町村調整部署一覧」等を参考に関係法令を調査し、許可等が必要な場合は手続を行ってください。

○「県内市町村調整部署（盛土規制法関係）について」

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/d00220077.html>

和歌山県規則第●●●号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を次のように定める。

令和7年●月●●日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 宅地造成等規制区域内における規制（第4条—第20条）
- 第3章 特定盛土等規制区域内における規制（第21条—第35条）
- 第4章 技術的基準（第36条—第38条）
- 第5章 雑則（第39条—第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（建築制限等）

第3条 許可工事（法第12条第1項又は第30条第1項の規定により知事の許可を受けた工事をいう。次項において同じ。）を施行する土地においては、法第17条第2項又は第36条第2項に規定する検査済証の交付を受けるまでの間は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下単に「建築物」という。）を建築し、又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物（以下「特定工作物」という。）その他の構造物を建設してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該建築物の建築、当該特定工作物その他の構造物の建設が許可工事に伴う災害を防止するための必要な措置を阻害するおそれがなく、かつ、許可工事の施行に関し、当該建築物、当該特定工作物その他の構造物に及ぼす危害を防止するための必要な措置がとられていると知事が認めるときは、工事主は、あらかじめ知事の承認を得て、許可工事が施行される土地において建築物を建築し、又は特定工作物その他の構造物を建設することができる。

(1) 都市計画法第29条第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。

(2) 建築物又は特定工作物その他構造物が許可工事に係る擁壁等に近接している等の理由により、許可工事と当該建築物の建築工事又は当該特定工作物その他構造物の建設工事を切り離して行うことが技術上困難又は不適當であるとき。

3 前項の規定による知事の承認を受けようとする者は、宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他の構造物の建設承認申請書（別記第1号様式）に、当該建築物の建築又は当該特定工作物その他の構造物の建設が前項に規定する要件を満たすものであることを証する書類を添付して知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請に対して第2項の規定により承認をしたときは、宅地造成工事等完了前の建築

物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認通知書（別記第2号様式）に必要な事項を記載して、当該申請を行った者に通知するものとする。

第2章 宅地造成等規制区域内における規制

（宅地造成等に関する工事の許可申請の手続）

第4条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、当該宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類）

第5条 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号に掲げる書類の様式は別記第3号様式とする。

（法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類）

第6条 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に掲げる書類の様式は別記第4号様式とする。

（省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類）

第7条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主の預金残高証明書
- (2) 工事主の資金借入又は融資証明書
- (3) 工事主が工事によって造成した土地を宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2項に規定する宅地建物取引業に係る取引に該当する取引の目的物としようとする者である場合にあっては、同法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類
- (4) 欠格要件に該当しない旨の誓約書（別記第5号様式）
- (5) 工事主が暴力団員等に該当しない旨の誓約書（別記第6号様式）
- (6) 工事主が個人の場合にあっては、最近3年間の所得税の納税証明書
- (7) 工事主が法人の場合にあっては、最近3年間の法人税の納税証明書
- (8) 工事主が法人の場合にあっては、工事主（法人）に関する事業経歴書（別記第7号様式）
- (9) 工事施行者が法人の場合にあっては登記事項証明書
- (10) 工事施行者に関する業務経歴書（別記第8号様式）
- (11) 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている場合には許可を受けていることを証する書類
- (12) 設計者の資格に関する調書（別記第9号様式）
- (13) その他知事が必要と認める書類

（宅地造成等に関する工事の着手届）

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第9条 宅地造成等に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記第11号様式）に省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記第12号様式）に省令第7条第2項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第15条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議成立通知書（別記第13号様式）によりその旨を通知する。

4 前条及び第16条の規定は、法第15条第1項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

(宅地造成等に関する工事の変更許可)

第10条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第11条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書(別記第15号様式)に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(別記第16号様式)に、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による変更協議が成立したときは、当該協議をした者に対し宅地造成等に関する工事の変更協議成立通知書(別記第17号様式)によりその旨を通知する。

(宅地造成等に関する届出工事の標識の掲示・着手届)

第13条 宅地造成等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識(別記第18号様式)を掲示しなければならない。

2 土石の堆積について、法第21条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に、土石の堆積に関する工事の届出済標識(別記第19号様式)を掲示しなければならない。

3 前2項の標識を掲示した工事主は、速やかに届出工事の着手届(別記第20号様式)を知事に提出しなければならない。

(擁壁等に関する届出工事等の着手届)

第14条 擁壁等に関する工事又はその他の工事について、法第21条第3項の規定による届出を行った工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに届出工事の着手届(別記第20号様式)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の変更届出)

第15条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書(別記第21号様式)に当該変更に係る事項について、その新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止の届出)

第16条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中

止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届（別記第22号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の手続）

第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主は、法第17条第1項の規定による工事の完了の検査を申請しようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記第23号様式）を、知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の検査が完了したときには、法第17条第2項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する一部検査済証（別記第24号様式）を交付する。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続）

第18条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて、法第12条第1項の規定による許可を行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告）

第19条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第25号様式）に、省令第48条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第26号様式）に、省令第48条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の完了届）

第20条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届（別記第27号様式）を知事に提出しなければならない。

第3章 特定盛土等規制区域内における規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続）

第21条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第63条第1項又は第2項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類）

第22条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第7条第1号から第13号までに掲げる書類とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届）

第23条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届（別記第28号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議）

第24条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記第11号様式）に省令第63条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記第12号様式）に省令第63条第2項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（別記第13号様式）によりその旨を通知する。

4 前条及び第31条の規定は、法第34条第1項の規定による協議が成立した特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可）

第25条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第26条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書（別記第29号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議）

第27条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記第15号様式）に、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記第16号様式）に、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等に関する届出工事の標識の掲示・着手届）

第28条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識（別記第18号様式）を掲示しなければならない。

2 土石の堆積について、法第40条第1項の規定による届出を行った工事主は、速やかに当該工事を行っている場所に土石の堆積に関する工事の届出済標識（別記第19号様式）を掲示しなければならない。

3 法第49条第1項の規定による標識の掲示をした工事主又は前2項の標識を掲示した工事主は、速やかに届出工事の着手届（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

（擁壁等に関する届出工事等の着手届）

第29条 擁壁等に関する工事その他の工事について、法第40条第3項の規定による届出を行った工事主は、当該工事に着手したときには、速やかに届出工事の着手届（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出）

第30条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、省令

第61条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 3 法第40条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書（別記第30号様式）に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・再開・廃止の届出）

第31条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第27条第1項、第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・再開・廃止届（別記第31号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等に関する工事の完了検査の手續）

第32条 法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて受けた工事主は、法第36条第1項の規定による工事完了の検査を申請しようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（別記第23号様式）を、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の検査が完了したときには、法第36条第2項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証（別記第24号様式）を交付する。

（特定盛土等に関する工事の中間検査の手續）

第33条 法第37条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第34条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記第32号様式）に、省令第78条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記第33号様式）に、省令第78条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の完了届）

第35条 法第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届（別記第27号様式）を知事に提出しなければならない。

第4章 技術的基準

（擁壁等の設置の緩和）

第36条 政令第20条第1項の規定により、知事は、盛土又は切土をした土地の部分に生じる崖面について、その崖の一部が河川、池、沼等の水面又は公園、農地、採草放牧地、森林等に接する場合において、災害の防止に支障がないと認めるときは、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次の掲げるいずれかの工法により措置させることができる。

- (1) 比重、強度及び耐久性を有する石積み工法
- (2) 網柵工、筋工又は積苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

（技術的基準の強化・付加）

第37条 政令第20条第2項の規定により、知事が地方の気候、風土又は地勢の特殊性によって強化し、また付加する技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 政令第12条の規定により擁壁（練積み造擁壁を除く。以下、この号において同じ。）の裏面に設置する透水層は、別表の左欄に掲げる擁壁の高さに応じ、同表の中欄に掲げる厚さのものを設置すること。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であって軟岩以上の硬度を有する場合、透水層として石油系素材を用いた透水マットを使用する場合又は知事が擁壁に損壊その他これに類する悪影響を与えないと認めた場合においては、この限りでない。

(2) 谷形の地形その他これに類する地形における著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土は避けること。ただし、やむを得ず盛土を行う場合は、盛土の適当な箇所に、その高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を集水暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁等を設置すること。

(3) 政令第16条第1項第3号の規定による排水施設の管渠の勾配及び断面積は次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める数値により算定した雨水その他の地表面又は地下水の流量を、支障なく流下させることができるようなものでなければならない。ただし、土地の規模、地勢その他 周辺の状況により知事が相当と認める場合は、この限りではない。

ア 確率降雨強度については、傾斜地（15度以上）における工事の場合には、紀北地域（橋本市、伊都郡、紀の川市、岩出市、和歌山市、海南市及び海草郡をいう。以下アにおいて同じ。）においては50分の1確率、紀北地域を除く県の地域においては30分の1確率とすること。また、平坦地における工事の場合には、下水道計画区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第5号に定める区域をいう。）についてはその計画降雨強度を用い、その他の区域は、10分の1確率以上の計画とすること。

イ 流出係数については、造成前は0.7、造成後は0.9、水面1.0とすること。

(4) 政令第19条に規定する技術基準に付加するものは、省令第38条第2項第2号に規定する工事予定期間が5年を超えないものとすること。

(5) 省令第34条第1項第2号ロに規定する緩やかな勾配を2割以上の緩やかな勾配とすること。

(6) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、知事が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第38条 省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。ただし、平地盛土（勾配10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が3,000平方メートル未満のものに限る。

第5章 雑則

（証明書等の様式）

第39条 法第7条第1項（法第24条第2項又は法第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書の様式は、別記第34号様式とする。

（提出部数）

第40条 この規則の規定による申請書等の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

（手数料の減免）

第41条 知事は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）第3条の規定により、同条例別表第3第13項第18号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害の復旧のために行う工事である場合

(2) その他公益上の必要のために行う工事である場合

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書等の交付の申請）

第42条 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書（別記第35号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書）

第43条 建設工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者は、当該工事が政令第5条第1項各号に掲げる工事に該当する旨の証明を受けることができる。

2 前項の証明を受けようとするときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書（別記第36号様式）に当該工事の場所及び規模等の概要を示す書類を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

別表（第37条関係）

擁壁の高さ	透水層の厚さ		適用
	上端	下端	
0.8メートル以上 2メートル未満	30センチメートル	30センチメートル	透水層の上端とは、擁壁上端から 50センチメートル 下方とする。
2メートル以上	50センチメートル	50センチメートル	

備考 擁壁の高さには、根入れを含まない。

第15章 申請書等の様式

各種様式は、下記の和歌山県ホームページで公表しています。

○和歌山県「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る申請等様式」

URL : https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/tebiki_yousiki.html

15-1 省令様式

○省令様式一覧表

区分	手続きの種類	根拠法令	様式	
裁決	裁決申請書	法第8条第3項	様式第一	
許可 申請 関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項	様式第二
		資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）		様式第三
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項	様式第四
		資金計画書（土石の堆積に関する工事）		様式第五
		許可書	法第14条第2項 （法第16条第3項において準用する場合を含む） 法第33条第2項 （法第35条第3項において準用する場合を含む）	様式第六
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項 法第35条第1項	様式第七
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項 法第35条第1項	様式第八
	検査 ・ 定期 報告 関係	完了 検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法第17条第1項 法第36条第1項
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証			法第17条第2項 法第36条第2項	様式第十
土石の堆積に関する工事の確認申請書			法第17条第4項 法第36条第4項	様式第十一
土石の堆積に関する工事の確認済証			法第17条第5項 法第36条第5項	様式第十二
中間 検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法第18条第1項 法第37条第1項	様式第十三
		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証	法第18条第2項 法第37条第2項	様式第十四
届出 工事 関係	既存 工事	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	法第21条第1項 法第40条第1項	様式第十五
		土石の堆積に関する工事の届出書	法第21条第1項 法第40条第1項	様式第十六
	新規 工事	擁壁等に関する工事の届出書	法第21条第3項 法第40条第3項	様式第十七
		公共施設用地の転用の届出書	法第21条第4項 法第40条第4項	様式第十八
		特定盛土等に関する工事の届出書	法第27条第1項	様式第十九
		土石の堆積に関する工事の届出書	法第27条第1項	様式第二十
		特定盛土等に関する工事の変更届出書	法第28条第1項	様式第二十一
土石の堆積に関する工事の変更届出書	法第28条第1項	様式第二十二		
標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第49条	様式第二十三	
	土石の堆積に関する工事の標識	法第49条	様式第二十四	

※法：宅地造成及び特定盛土等規制法

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所
氏名
相手方 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

様

〔注意〕

- 1 「損失の事実」については、発生場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項} {第 30 条第 1 項} の規定により、許可を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日		年 月 日	
	ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日	
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
	<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>10 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。</p>			

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
借入償還金						
〇〇〇						
計						
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。 				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附带工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項 (第 16 条第 3 項において準用する場合を含む)
第 33 条第 2 項 (第 35 条第 3 項において準用する場合を含む) }

の規定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	許可番号	第 号
4	許可対象行為	
5	許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条 件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項} {第 35 条第 1 項} の規定により、許可を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 申請者 氏名				※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。				
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。				
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。				
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。				
5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。				
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。				
7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。				
8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。				
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				
10 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、許可を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。 				

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第17条第1項
第36条第1項 } の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等

規制法 { 第13条第1項
第31条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	

※受	付	欄
年	月	日
第		号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項
第36条第4項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

下記の土石の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 4 項} \\ \text{第 36 条第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

※ 受 付 欄 年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1 項}
{第 37 条第 1 項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号			
2 許 可 年 月 日	年 月 日			
3 工事をしている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
8 備 考				

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第13条第1項、第31条第1項} の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事を行っている土地の所在地及び地番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 検 査 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 検 査 の 対 象	検 査 実 施 回	第 回
	特 定 工 程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検 査 員 職 氏 名		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 }
{ 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3	工事を行っている土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
		切土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 4 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け
出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項
第40条第3項} の規定により、下記の工事について届け
出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項}
{第40条第4項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
ニ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長	
			メートル	メートル	

ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
			メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>8 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたしません。</p>				

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		

ト 空地の設置	番 号	空地の幅
		メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		
ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
カ 工程の概要		
8 その他必要な事項		
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。 		

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所及び氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長
			メートル	メートル	

ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
			メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年	月	日	
ロ 工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
12 変更の理由				
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>8 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。</p>				

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	

ト 空地の設置	番 号	空地の幅
		メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		
ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
カ 工程の概要		
8 その他必要な事項		
9 変更の理由		
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> <p>7 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。</p>		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90センチメートル以上 →

{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				

↑ 50センチメートル以上 ↓

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

15-2 細則様式

○細則様式一覧表

区 分	手続きの種類	根拠法令	様 式
工事等完了前の建築物等の建設承認	宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認申請書		別記第1号様式 (第3条関係)
	宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認通知書		別記第2号様式 (第3条関係)
工事の許可申請書の添付書類	権利者の同意書	法第12条第2項4号 法第30条第2項第4号 省令第7条第1項第10号 省令第7条第2項第8号	別記第3号様式 (第5条関係)
	周辺住民周知報告書	法第11条 法第29条 省令第7条第1項第11号 省令第7条第2項第9号	別記第4号様式 (第6条関係)
	欠格要件に該当しない旨の誓約書	法第12条第2項2号 法第30条第2項第2号	別記第5号様式 (第7条関係)
	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	法第12条第2項2号 法第30条第2項第2号	別記第6号様式 (第7条関係)
	工事主(法人)に関する事業経歴書	法第12条第2項2号 法第30条第2項第2号	別記第7号様式 (第7条関係)
	工事施行者に関する業務経歴書	法第12条第2項3号 法第30条第2項第3号	別記第8号様式 (第7条関係)
	設計者の資格に関する調書	法第13条第2項 法第31条第2項	別記第9号様式(その1) (第7条関係)
	実務従事証明書	省令第7条第1項第5号	別記第9号様式(その2) (第7条関係)
許可工事の着手届	宅地造成等に関する工事着手届		別記第10号様式 (第8条関係)
国等との工事の協議	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	法第15条第1項 法第34条第1項	別記第11号様式 (第9条又は第24号関係)
	土石の堆積に関する工事の協議申出書	法第15条第1項 法第34条第1項	別記様式12号様式 (第9条又は第24号関係)
	宅地造成等に関する工事の協議成立通知書	法第16条第3項 法第35条第3項	別記第13号様式 (第9条又は第24号関係)
工事の軽微な変更届出	宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書	法第16条第2項	別記第14号様式 (第11条関係)
国等との工事の変更協議	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	法第15号条第1項 法第34号第1項	別記第15号様式 (第12条又は第27条関係)
	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	法第15条第1項 法第34条第1項	別記第16号様式 (第12条又は第27条関係)
	宅地造成等に関する工事の変更協議成立通知書	法第16号条第3項 法第35号条第3項	別記第17号様式 (第12条関係)

※法：宅地造成及び特定盛土等規制法

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

区 分	手続きの種類	根拠法令	様 式
工事の届出済標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	別記第 18 号様式 (第 13 条又は第 28 条関係)
	土石の堆積に関する工事の届出済標識	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	別記第 19 号様式 (第 13 条又は第 28 条関係)
届出工事の着手届	届出工事の着手届		別記第 20 号様式 (第 13 条、第 14 条、第 28 条又は第 29 条関係)
工事の変更届出届	宅地造成等に関する工事の変更届出書		別記第 21 号様式 (第 15 条関係)
工事の中止等の届	宅地造成等に関する工事の 中止・再開・廃止 届		別記第 22 号様式 (第 16 条関係)
工事の一部完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書		別記第 23 号様式 (第 17 条又は第 32 条関係)
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証		別記第 24 号様式 (第 17 条又は第 32 条関係)
工事の定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	法第 19 条第 1 項	別記第 25 号様式 (第 19 条関係)
	土石の堆積に関する工事の定期報告書	法第 19 条第 1 項	別記第 26 号様式 (第 19 条関係)
届出工事の完了届	届出工事の完了届		別記第 27 号様式 (第 20 条又は第 35 条関係)
許可工事の着手届	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届		別記第 28 号様式 (第 23 条関係)
工事の軽微な変更届出	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書	法第 35 条第 2 項	別記第 29 号様式 (第 26 条関係)
工事の届出の変更届	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書	法第 40 条第 1 項 法第 40 条第 3 項	別記第 30 号様式 (第 30 条関係)
工事の中止等の届	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の 中止・再開・廃止 届		別記第 31 号様式 (第 31 条関係)
工事の定期報告	特定盛土等に関する工事の定期報告書	法第 38 条第 1 項	別記第 32 号様式 (第 34 条関係)
	土石の堆積に関する工事の定期報告書	法第 38 条第 1 項	別記第 33 号様式 (第 33 条関係)
証明書	土地立入等証明書	法第 5 条第 1 項 法第 6 条第 1 項 法第 24 条第 2 項 法第 43 条第 2 項	別記第 34 号様式 (第 39 条関係)
工事許可等証明書の交付	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	規則第 88 条	別記第 35 号様式 (第 42 条関係)
	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書		別記第 36 号様式 (第 43 条関係)

※法：宅地造成及び特定盛土等規制法

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

別記第1号様式（第3条関係）

宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所

氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項
第30条第1項 } の規定により、許可を受けた宅地

造成又は特定盛土等に関する工事の完了前に { 建築物の建築
特定工作物の建設
その他構造物の建設 } をしたいので、下
記のとおり承認を申請します。

記

許可を受けた宅地造成又は	工事主住所及び氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	土地の所在地及び地番	
	工事施行者住所氏名	
	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	工 事 の 進 捗 状 況	
建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設の概要	建築又は建設主の住所氏名	
	建築物、特定工作物又はその他構造物の敷地の所在地及び地番	
	建築面積又は建設面積及びこれらの延べ面積	
	用 途	
	構 造 及 び 規 模	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
宅地造成工事等完了前に建築物等の建築又は建設を必要とする理由		
※ 指 示 事 項		

(注) ※印のある欄は、記入しないこと。

別記第2号様式（第3条関係）

宅地造成工事等完了前の建築物の建築、特定工作物その他構造物の建設承認通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項
第30条第1項 } の規定により、許可を受けた宅地造成又は特定

盛土等に関する工事の完了前の { 建築物の建築
特定工作物の建設
その他の構造物の建設 } については、下記のとおり承認します。

記

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等工事の概要	工事主住所及び氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	土地の所在地及び地番	
	工事施行者住所氏名	
	工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
建築物の建築、特定工作物の建設の概要	建築又は建設主の住所氏名	
	建築物、特定工作物又はその他構造物の敷地の所在地及び地番	
	建築面積又は建設面積及びこれらの延べ面積	
	用途	
	構造及び規模	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
指示事項		

権 利 者 の 同 意 書

年 月 日

工事主 様

土地所有者又は権利者

住 所

氏 名 印

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

工事主 の 工事に係る宅地造成等については、異議がないので
同意します。

土地の所在地 及び地番	対象物件	地目又は工 作物の種類	権 利 の 種 類	地 積 (㎡)	適 要

- (注) 1 この用紙は権利の同意のみに使用すること。
 2 対象物件の欄には、土地、建物等を記入して下さい。
 3 権利の種類欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の
 使用及び収益を目的とする権利を記入して下さい。
 4 地積の欄には、土地登記事項証明書の地積を記入し、実測地積が明らかなときは（ ）
 書きで記入して下さい。
 5 同意者は、印鑑証明書添付のうえ実印朱肉で押印すること。
 6 同意者が法人等の場合は、法人登記事項証明書を添付すること。

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

周辺住民周知報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第11条 第29条 } の規定により、周辺住民へ工事の内容を 周知しましたので、下記のとおり報告します。				
措置 の 方 法	<input type="checkbox"/> 説明会を開催した <input type="checkbox"/> 工事の内容を記載した書面を住民へ配付した <input type="checkbox"/> 工事を行う土地又は周辺の適当な場所に掲示するとともに、 インターネットを利用して住民の閲覧に供した			
	日 時			
	場 所			
	相手方	名	説明者	名
	説明概要			
	意 見			
説明 資 料	配付したもの	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	提示したもの	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他 ()		

- (注) 1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 「説明の内容」欄に説明の概要を記載してください。
 3 説明会を開催した場合は、周知範囲が分かる図、議事録及び出席者名簿を添付してください。
 4 住民へ書面を配付した場合は、配付範囲が分かる図及び配付した書面を添付してください。
 5 掲示とインターネットを利用して周知した場合は、掲示場所が分かる位置図等、掲示板の写真及びインターネット画面（URL含む）を印刷したものを添付してください。
 6 住民への周知を行う範囲等については、事前協議を行ってください。

欠格要件に該当しない旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、下記について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産法に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (3) 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 2 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

役職	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (3) 法人又は組合であつて、その役員の中に(2)に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であつた場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

工事主（法人）に関する事業経歴書

1	工事主の氏名 （法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	(TEL)			
2	沿革等	創業年月日	年 月 日	営業年数	年
		資本金の額	千円	職員数	名
3※1	宅地建物取引業者免許証	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		免許証番号			
4	開発事業名※2	事業場所	事業規模 (面積等)	許認可番号※3 年 月 日	着工年月 完成年月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
			m ²	第 号 年 月 日	年 月 年 月
5	その他必要な事項				

- (注) 1 ※1の項目について、該当ない場合は斜線を入れること。
 2 宅地建物取引業法第3条第1項の規定により免許を与えられている場合は、宅地建物取引業者免許証を添付すること。
 3 ※2の項目について、法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。
 4 ※3都市計画法に基づく開発許可、盛土規制法又は(旧)宅造法に基づく工事の許可を取得している場合に記載する。

工事施行者に関する業務経歴書

1	工事施行者の氏名 （法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）						
2	工事施行者の住所	(TEL)					
3	沿 革 等	創業年月日	年	月	日	営業年数	年
		資本金の額	千円			職員数	名
4 ^{※1}	建設業者登録	許可年月日			年 月 日		
		国土交通(建設)大臣 知事 許可		一般 特定		第 号	
5	宅地造成等に関する過去5年間の主な工事	工事名 ^{※2}	場所	面積	金額	許認可番号 ^{※3} 年 月 日	着工年月 完成年月
				㎡	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月
				㎡	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月
				㎡	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月
				㎡	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月
				㎡	千円	第 号 年 月 日	年 月 年 月
6	その他必要な事項						

- (注) 1 ※1の項目について、該当ない場合は斜線を入れること。
 2 添付資料として法人登記事項証明書及び建設業の許可書を提出すること。
 3 ※2の項目について、法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。
 4 ※3都市計画法に基づく開発許可、盛土規制法又は(旧)宅造法に基づく工事の許可を取得している場合に記載する

設計者の資格に関する調書

1	設計者の氏名 及び生年月日					年 月 日 生
2	住 所					
3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条該当号	第（1・2・3・4・5）号				
4	勤務先の所在地 及び名称	電話番号 —				
5	最終学 歴	年 月 日 卒業・中退		学校名		学部・学科名
6	資 格 免 許 等	・一級建築士		年 月 日		取得
		・技術士（ 部門、選択科目		年 月 日		取得
		・都市計画法施行規則		年 月 日		取得
		第19条第1号ト号 該当		年 月 日		取得
第19条第2号 該当		年 月 日				
7	宅地等開発者名	工事施行者	工事場所	工事面積	許認可の年月日・番号等	
				m ²		
備 考						
※ 判定 適・不適	上記のとおり相違ありません。					年 月 日 設計者氏名 印 (自署の場合は押印不要)

(注) 1 ※欄は、記入しないこと。

2 この調書は、高さが5mを超える擁壁の設置及び盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設を設置する場合に必要です。

3 「3」の欄の「1・2・3・4・5」は、該当号を○印で囲むこと。また、第5号以外の場合には、卒業証明書及び実務従事証明書、第5号の場合には、資格証明書、免許、宅地造成技術講習会修了証書等の写しを添付すること。

実務従事証明書

年 月 日

以下の者は、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証 明 者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

被証明者との関係 _____

記

被証明者氏名	生年月日	年 月 日	使用された 期間	年 月から
使用者の商号 又は名称				年 月まで
部 署 名	実務経験の内容※		実務経験年数	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を 得ることができ ない場合はその 理由			合計 満	年 月

(注) ※従事した主な土木又は建築に関する案件名等を具体的に記載すること。

宅地造成等に関する工事着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } の規定により許可を得た宅地造
成等に関する工事を次のとおり着手するので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工事をする土地の 所在地及び地番	
着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者 の住所、氏名及び 連 絡 先 〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 〕	電話 ー
現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	電話 ー

- (注) 1 本様式は、工事に着手する 5 日前までに提出すること。
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条による「標識の掲示」
の掲示位置図と状況写真を添付すること。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※受付欄

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定による協議を申し出ます。

記

1	工事主住所及び氏名						
2	設計者住所及び氏名						
3	工事施行者住所及び氏名						
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)					
5	土地の面積	平方メートル					
6	工事着手前の土地利用状況						
7	工事完了後の土地利用						
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無					
10	工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
		ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
		ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
				切土	立方メートル		
		ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
						メートル	メートル
		ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
						メートル	メートル
ヘ	排水施設	番号	種類	内 ^{のり} 法寸法	延長		
				センチメートル	メートル		

	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	申出代理人住所及び氏名	電話番号
〈注意〉 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、氏名の横に○印を付してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可） 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	申出代理人住所及び氏名	電話番号
(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

別記第13号様式（第9条、第24条関係）

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定による協議については、
下記の条件を付して協議が成立しましたので、通知します。

記

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主住所及び氏名	
3 協議成立番号	第 号
4 協議対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 協議期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

(注) 「4 協議対象行為」の欄は、該当するものに○印を記入して下さい。

別記第14号様式（第11条関係）

宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の軽微な変更について、下記により届け出ます。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 許可証の写しを添付してください。

また、これまでに変更許可申請、変更届出等の手続を行っている場合は、その変更許可証、変更届等の写しも添付してください。

※受付欄

	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	協議同意番号	第 号
14	申出代理者住所及び氏名	電話番号
<p>(注意)</p> <p>1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）</p> <p>6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		※ 受 付 欄

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

協議者 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法第16条第3項において準用する法第15条第1項} \\ \text{法第35条第3項において準用する法第34条第1項} \end{array} \right\}$
の規定による協議を申し出ます。

記

1	工事主住所及び氏名	
2	設計者住所及び氏名	
3	工事施行者住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大 勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地 における堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地におけ る地盤の改良その他の必要な措 置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に 排除する措置	

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヅ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	申出代理人住所及び氏名	電話番号
(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

宅地造成等に関する工事の変更協議成立通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項
第35条第3項において準用する第34条第1項 } の規定による

協議については、下記の条件を付して協議が成立しましたので、通知します。

記

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主住所及び氏名	
3 協議成立番号	第 号
4 協議対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 協議期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

(注)「4 協議対象行為」の欄は、該当するものに○印を記入して下さい。

90 センチメートル以上					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識					
70 センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	届出番号		第 号	
	3	届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	届出担当部局の名称連絡先				
50 センチメートル以上					

〔注意〕

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

90 センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の届出済標識				
70 センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	届出番号		第号
	3	届出年月日		年月日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手年月日		年月日
	10	工事完了予定年月日		年月日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	届出担当部局の名称連絡先		
50 センチメートル以上				

[注意]

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

別記第 20 号様式（第 13 条、第 14 条、第 28 条、第 29 条関係）

届出工事の着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項又は第 3 項
第 27 条第 1 項
第 40 条第 1 項又は第 3 項 } の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事を下記のとおり着手するので、届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工 事 を す る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
着 手 年 月 日	年 月 日
工事施行者の住所、氏名 及 び 連 絡 先 〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	電 話 ー
備 考	

- (注) 1 法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定による着手届の場合、標識の掲示後、すみやかに標識の掲示位置図とその状況写真を添付し提出すること。
2 法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定による着手届の場合、工事に着手する 5 日前までに工事着手前の現況写真及びその撮影の位置方向が分かる図面を添付し提出すること。
3 法第 27 条第 1 項の規定による着手届の場合、工事に着手する 5 日前までに標識の掲示位置図とその状況写真を添付し提出すること。
4 ※印のある欄は記入しないでください。

※受付欄

別記第21号様式（第15条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項又は3項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

最初に届 出た年月日	
工事をする土地 の所在地及び 地番	
【第1項】※ 工事をしている 土地の面積	
【第3項】※ 行おうとする工 事の種別及び内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

- (注) 1 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
2 法21条第1項の規定より届け出た範囲を超える盛土等については、規制区域指定後の盛土等と判断され許可が必要となる場合があります。
3 受付欄は記入しないでください。

受付欄

宅地造成等に関する工事の 中止・再開・廃止 届

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
(届出者) 氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

中止

宅地造成等に関する工事を下記のとおり 再開 したので、届け出ます。

廃止

記

工 事 の 種 別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積 ・ 工事の届出 	
工 事 進 捗 状 況		
中 止 廃 止 後の措置		
中 止 再 開 予 定 年 月 日 廃 止	年	月 日
許 可 年 月 日 届 出 及 び 番 号	年	月 日 第 号
中 止 再 開 理 由 廃 止		
※ 所 見 欄		※ 処 理
係員氏名	係員氏名	

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 該当事項を○印で囲んでください。
3 工事の中止期間においても宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定による定期報告は必要です。

※受付欄

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制 { 第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項 } の規定による完了検査について、添付

図面に明示した部分が完了したので、下記のとおり一部完了検査を申請します。

記

7 工 事 の 一 部 完 了 年 月 日	年 月 日
8 許 可 番 号	第 号
9 許 可 年 月 日	年 月 日
10 工 事 が 一 部 完 了 し た 土 地 の	
11 申 請 の 理 由	
12 工 事 施 行 者 住 所 及 び 氏 名	
13 備 考	

(注) この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面及び工事中の埋設部分については、寸法を明示した写真を添付すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、添付図面に明示した部分について検査の結果、

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第1項
第31条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

記

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 一部完了検査をした土地の 所在地及び地番	
4 工事主住所及び氏名	
5 工事一部完了検査年月日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

別記第 27 号様式（第 20 条、第 35 条関係）

届出工事の完了届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項又は第 3 項
第 27 条第 1 項
第 40 条第 1 項又は第 3 項 } の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事が下記のとおり完了したので、届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
完 了 年 月 日	年 月 日
工事施行者の住所、氏名 及 び 連 絡 先 〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	電 話 ー
備 考	

(注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 届出時又は工事着手前と工事完成後を対照した写真を添付すること。

※受付欄

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 30 条第 1 項
第 34 条第 1 項 } の規定により許可を得た特定
盛土等又は土砂の堆積に関する工事を次のとおり着手するので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工 事 を する 土地 の 所 在 地 及 び 地 番	
着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者 の 住 所、氏 名 及 び 連 絡 先 〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 〕	電話 ー
現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	電話 ー

- (注) 1 本様式は、工事に着手する 5 日前までに提出すること。
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条による「標識の掲示」
の掲示位置図と状況写真を添付すること。
3 ※印のある欄は記入しないでください。

※受付欄

別記第29号様式（第26条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第2項の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可証の写しを添付してください。
また、これまでに変更許可申請、変更届出等の手続を行っている場合は、その変更許可証、変更届等の写しも添付してください。

※受付欄

別記第30号様式（第30条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第1項又は第3項の規定により届け出た特定盛土等
又は土石の堆積に関する工事を下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

最初に届 出た年月日	
工事をする土地 の所在地及び 地番	
【第1項】※ 工事をしている 土地の面積	
【第3項】※ 行おうとする工 事の種類及び内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

- (注) 1 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
2 法第40条第1項の規定より届け出た範囲を超える盛土等につ
いては、規制区域指定後の盛土等と判断され許可が必要となる
場合があります。
3 受付欄は記入しないでください。

受付欄

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の 中止・再開・廃止 届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

工事主

氏 名

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

中止

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をおおりのとおり 再開 したので、届け出ます。

廃止

記

工 事 の 種 別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積 ・ 工事の届出 	
工 事 進 捗 状 況		
中 止 廃 止 後の措置		
中 止 再 開 予定年月日 廃 止	年 月 日	
許 可 年月日 届 出 及び番号	年 月 日 第 号	
中 止 再 開 理 由 廃 止		
※ 所 見 欄		※ 処 理
係員氏名	係員氏名	

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 該当事項を○印で囲んでください。
 3 工事の中止期間においても宅地造成及び特定盛土等規制法第38条第1項の規定による定期報告は必要です。

※受付欄

特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所
氏 名〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第38条第1項の規定により、特定盛土等に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

工事主 住 所

氏 名

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第38条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について下記のとおり届け出ます。

記

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 許可後、3か月毎（初回定期報告のみ許可後2回目の月末まで）に提出すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※受付欄

別記第34号様式（第39条関係）

（第1面）

第 号 土地立入等証明書	
職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生	写 真
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
和歌山県知事	<input style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;" type="checkbox"/> 印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令等の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令等の条項	該当の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有するもの	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により、障害物の伐除を行う権限を有するもの	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を行う権限を有するもの	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第24条第1項及び第43条第1項の規定による立入検査の権限を有するもの	

- （備考）1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令等の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令等の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
- 4 記載する法令等の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には参照条文を記載することができる。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人等あつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土

等規制法 { 第12条第1項の規定に適合する
第15条第1項の協議が成立した
第16条第1項の規定に適合する
第30条第1項の規定に適合する
第34条第1項の協議が成立した
第35条第1項の規定に適合する } ことを証する書面の交付を申請します。

証 明 事 項	工事主住所及び氏名	
	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)
	土地の面積	平方メートル
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 証 明 欄	第 号	手数料
	上記事項について証明します。	円
※	年 月 日	※受付欄
	和歌山県知事	
※	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 検査済証交付年月日	年 月 日

- (注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 証明を要する土地の位置、範囲が分かる位置図等を添付すること。
3 代理人が申請手続をする場合は、委任状が必要です。

別記第36号様式（第43条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 和歌山県知事 様 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 申請者 住 所 氏 名 （法人等にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名） </div> <p style="margin-top: 20px;">宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成、法第2条第3号に規定する特定盛土等又は法第2条第4号に規定する土石の堆積に関する工事でないことを証する書面の交付を申請します。</p>		
1	工事主住所及び氏名	
2	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)
3	土 地 の 面 積	平方メートル
4	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
5	崖 の 高 さ (最も高い部分)	メートル
6	工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
7	備 考	
※ 証 明 欄	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">第 号</div> 上記については、法第2条第2号に規定する宅地造成、法第2条第3号に規定する特定盛土等又は法第2条第4号に規定する土石の堆積に関する工事でないことを証明します。 年 月 日 和歌山県知事	※手数料 円 ※受付欄

(注) 1 政令第5条第1項及び省令第8条第1項各号に掲げる工事に該当する場合のみ証明対象となります。

- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 位置図、地形図、現況図、造成計画平面図、造成計画横断図等の添付すること。
- 4 代理人が申請手続をする場合は、委任状が必要です。

15-3 参考様式

○参考様式一覧表

区分	手続きの種類	根拠法令	様式
事前相談	事前協議書		参考第1号様式
委任条	委任状		参考第2号様式
工事の許可申請書の添付書類	工事をする土地又はその土地にある工作物に関する調査	法第12条第2項4号 法第30条第2項第4号	参考第3号様式
申請等の取り下げ又は取り消し	許可申請等の取り下げ願		参考第4号様式
	許可申請の取り消し願		参考第5号様式
チェックリスト (申請書等に併せて添付)	【チェックリスト①】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 (様式第七)	法第12条第1項 法第30条第1項 法第16条第1項 法第35条第1項	参考第6号様式
	【チェックリスト②】 土石の堆積に関する工事の許可申請書(様式第四) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 (様式第八)	法第12条第1項 法第30条第1項 法第16条第1項 法第35条第1項	参考第7号様式
	【チェックリスト③】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書(様式第九)	法第17条第1項 法第36条第1項	参考第8号様式
	【チェックリスト④】 土石の堆積に関する工事の確認申請書 (様式第十一)	法第17条第4項 法第36条第4項	参考第9号様式
	【チェックリスト⑤】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書(様式第十三)	法第18条第1項 法第37条第1項	参考第10号様式
	【チェックリスト⑥】 (区域指定時に行われている)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)届出書(様式第十五)	法第21条第1項 法第40条第1項	参考第11号様式
	【チェックリスト⑦】 (区域指定時に行われている)土石の堆積に関する工事の(変更)届出書(様式第十六)	法第21条第1項 法第40条第1項	参考第12号様式
	【チェックリスト⑧】 特定盛土等に関する工事の届出書 (様式第十九) 特定盛土等に関する工事の変更届出書 (様式第二十一)	法第27条第1項 法第28条第1項	参考第13号様式
	【チェックリスト⑨】 土石の堆積に関する工事の届出書(様式第二十) 土石の堆積に関する工事の変更届出書 (様式第二十二)	法第27条第1項 法第28条第1項	参考第14号様式
	【チェックリスト⑩】 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書 (別記第5号様式)	規則第88条	参考第15号様式

※法：宅地造成及び特定盛土等規制法

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

事前協議書

和歌山県 盛土規制法担当部署 あて

●宅地造成及び特定盛土等規制法

第12条第1項又は第30条第1項の規定による工事許可

- 宅地造成又は特定盛土等
- 土石の堆積

(該当するものの口欄にチェックをつけること)
 について以下のとおり協議を申出します。

その他 ()

協議申出者 (※) 住所
 氏名

工事主住所氏名	TEL									
工事の所在地 <small>(代表地点の緯度経度)</small>	(経度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)									
工事完成後の土地利用状況										
設計者住所氏名	(担当者氏名) TEL									
土地の面積	m ²			予定建築物の用途						
予定建築物(工作物)の延べ面積	m ²									
用途地域	1種低専・2種低専・1種中高専・2種中高専・1種住居・2種住居・準住居近隣商業・商業・準工・工業・工専・無指定						建築基準法許認可 ()			
その他規制法令等	森林区域	盛土規制法 規制区域	都市計 画区域	準都市 計画区域	近郊 緑地	農用地 区域	自然 公園	津浪災害特 別警戒区域	浸水想 定区域	
	含む 含まない	宅造 区域	特盛 区域	内 外	内 外	内 外	内 外	内 外	内 外	
	土壌汚染対策法		砂防指定 区域		土砂災害		地すべり	埋蔵文化	その他 ()	
	形質変更時要届出区域 又は要措置区域				特別警戒 区域	警戒 区域	防止区域	財包含地		
	内 外		内 外		内 外	内 外	内 外	内 外	内 外	
工事の区域が接する施設	道路	種類	国道・県道・市道・私道・その他 () (建築基準法第 条 項 号)				排水	雨水放流先		
		名称	(幅員 m)					汚水排水先		
工事の区域に含まれる施設	里道 有 無	水路 有 無	道路・河川・公園・公共施設等		(名称)					
登記事項証明書の地目	宅地 ・ 雑種地 ・ 農地 ・ 山林 ・ その他 ()									
農地転用許可	未 ・ 済 (年 月 日)									
土地の現況	建築物	土木構造物		建築物等 が有る場 合		用 途				
			延べ面積			80 m ² 以上・80 m ² 未満				
	有・無		有・無			撤去の有無	有 ・ 無			

(※)注意事項

- ・協議申出者を記名し、の中の事項について記入してください。
 (協議申出者は工事主、設計者及び代理人のいずれかとなります。)
- ・この協議書は、許可手続き等の事前協議のほか他法令所管部局等との協議調整を行う目的で利用します。

年 月 日	指 導 内 容

上記以外については、各法に基づく申請時の指導に従ってください。

別表（添付図書）

	明示すべき事項	縮 尺
許可申請書（案）	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 土石の堆積に関する工事の許可申請書等	
配置図	方 位 地 形 開発等の予定地 周辺土地利用状況 自然公園等の法令区域	1/2,500 以上
現況図	方 位、開発等区域の境界 土地の地番、形状、断面 工事の区域に含まれる公共施設等	1/500 以上
土地利用計画図	方 位、工事の区域の境界 計画施設の位置、形状 予定建築物等の用途、規模、位置 接続道路の種類、名称、幅員 建築敷地境界線、道路後退線	1/500 以上
排水計画平面図	雨水、雑排水、汚水の経路とその放流先	1/500 以上
造成計画平面図 造成計画断面図 造成計画求積図	方 位、開発区域の境界 盛土又は切土をする前後の地盤面、 地盤高 盛土又は切土の別 盛土又は切土をする土地の求積 崖又は擁壁の位置及び形状、種類	1/500 以上
土質試験その他 の調査結果		
周辺住民への周知	周辺住民への周知範囲と根拠	1/1,000 以上
公 図		
証明等	登記事項証明書 (事前協議時のみ要約書可) 土地及び建物に関する事項	
協議地及びその周辺の現況写真		
その他必要と認める図書（	）	

注 意 事 項

1. この事前協議は、法に基づく申請に先だってあらかじめ開発等の計画の概要について、協議し、指導を受けるものです。また、本事前協議書を利用して、他法令所管部局等との協議調整を行います。
2. 盛土等の土地の形質変更等をしようとする者は、この事前協議書に必要事項を記入のうえ別表に掲げる図書を添付して下さい。
3. 法に基づく申請は、この事前協議終了後、速やかに行って下さい。
5. この事前協議書の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。
6. この事前協議が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部にわたって指導を行います。

委 任 状

私は、下記のとおり代理人を定め、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請その他申請代理に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住 所
氏 名 印
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

記

代理人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
委任事項		1 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可申請から完了検査証の受領までの申請手続・訂正・受領 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条・第16条・第17条・第18条・第19条・第21条・第()条の申請及び届出の申請手続・訂正・受領 3 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条・第35条・第36条・第37条・第38条・第40条・第()条の申請及び届出の申請手続・訂正・受領 4 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の証明交付申請の申請手続・訂正・受領 5 許可申請の取り下げ願 6 許可申請の取り消し願 7 その他 ()

- (注) 1 委任事項で当該申請及び届出の該当番号を○で囲むこと。
 2 委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。
 3 委任者は印鑑証明書添付のうえ実印朱肉で捺印（直筆の署名と共に実印を押印）すること。
 4 委任の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られます。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています。（他の法律に別段の定めがある場合を除く。）

許可申請等の取り下げ願

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記理由により許可申請又は届出を取下げますので、下記のとおり届け出ます。

受 付 番 号	第 号
受 付 (届 出) 年 月 日	年 月 日
工事をする土地の所在地及び 所 在 地 及 び 地 番	
取 り 下 げ の 理 由	

(注) 申請者は、申請する許可書の申請者と同じ名義の方となります。
申請者以外の第三者が手続きを行う場合は委任状を添付してください。

※受付欄

許可申請の取り消し願

和歌山県知事 様

願出者 住 所
氏 名
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記理由により許可の取り消しをお願いします。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
取り消しの理由	

- (注) 1 許可書（原本）をご持参ください。
2 願出者は、願出する許可書の申請者と同じ名義の方となります。
3 願出者以外の第三者が手続きを行う場合は委任状を添付してください。

※受付欄

参考第6号様式

【チェックリスト① 1/4】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の（変更）許可申請書 様式第二、第七

（正本一部副本二部を提出（正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。））

申請者名				チェック者			
申請地	市町村	申請面積 (10の口欄)	m ²	土地利用			
審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄		備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
申請書・その他							
1	許可申請書						有
2	委任状			<ul style="list-style-type: none"> ・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書 			有
3	委任者印鑑証明			・受付日より3ヵ月以内のもの			
4	設計者の資格証明書			・擁壁5m超又は切盛する土地面積1,500m ² 超での排水施設の設置の場合			有
5	事前協議書			・正本に原本添付（副本には写し添付）			有
6	工事主の資力・信用に関する書類			・資金計画書			有
				・預金残高証明書、資金借入又は融資証明書			
				・宅地建物取引業者免許証			
				【工事主が個人の場合】 ・住民票又は個人番号カード（おもて面）の写し ・納税証明書（3ヵ年）※1 所得税（国税）			
				【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 受付日より3ヵ月以内のもの ・事業経歴書			有
				・役員の住民票又は個人番号カード（おもて面）の写し ・納税証明書（3ヵ年）※1 法人税（国税）			
7	工事施行者の能力に関する書類			・業務経歴書			有
				・建設業許可証明書			
				【工事施行者が法人の場合】 ・登記事項証明書 受付日より3ヵ月以内のもの			
				(建設業許可がない場合) ・工事を指導・監督する技術者の経歴書 ・当該工事に係る契約書の写し			
8	申請地及びその周辺の写真						

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト① 2/4】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の（変更）許可申請書 様式第二、第七

審査項目	※ 適	※ 否	摘 要 欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有 無
9 登記事項証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物に関するもの 受付日より3ヵ月以内のもの インターネットでダウンロードしたものは不可 ・区画整理事業施行区域内の場合は仮換地底地証明書 ・登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付 			
10 工事をする土地又はその土地にある工作物に関する調書						有
11 権利者の同意書			<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書 ・権利を有する者が死亡している場合は、全ての相続人の同意及び相続関係を証明する書類 			有
12 同意者の印鑑証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・受付日より3ヵ月以内のもの 			
13 同意者の資格証明書（法人登記事項証明書）			<ul style="list-style-type: none"> 【同意者が法人の場合】 受付日より3ヵ月以内のもの 			
14 周辺住民周知報告書			<ul style="list-style-type: none"> 【説明会開催の場合】 ・周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） 			有
			<ul style="list-style-type: none"> 【書面配布の場合】 ・配布範囲が分かる位置図等 ・配布した書面 			有
			<ul style="list-style-type: none"> 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む） 			有
15 誓 約 書			<ul style="list-style-type: none"> ・欠格要件に該当しない旨の誓約書（工事主は押印又は自署） 			有
			<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員等に該当しない旨の誓約書（工事主は押印又は自署） 			有
16 その他必要とする図書			<ul style="list-style-type: none"> ・他法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類又は許認可手続きの状況が分かる書類 ・湧水の有無についての報告書等 			

<※1 納税証明の様式>

・国 税(税務署) …「その1」を過去3年間分 又は「その3の3（個人の場合はその3の2）」

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト① 3/4】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の（変更）許可申請書 様式第二、第七

審査項目		※ 適	※ 否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
設 計 図 面							
1	位 置 図			縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
2	地 形 図			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・等高線は、2mの標高差を示すもの			
3	土 地 の 平 面 図			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・方位及び土地の境界線並びに盛土（黄緑色で着色）又は切土（薄橙色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置			
4	土 地 の 断 面 図			縮尺 1/2,500 以上 ・盛土：黄緑色、切土：薄橙色で着色 ・盛土又は切土をする前後の地盤面			
5	排 水 施 設 の 平 面 図			縮尺 1/500 以上 ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称			
6	崖 の 断 面 図			縮尺 1/50 以上 ・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法			
7	擁壁等の断面図及び構造図			縮尺 1/50 以上 ・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・国土交通省の認定製品の場合は製品名及び番号 ・間知ブロックの場合はS40建設省告示1485号準拠			
8	擁 壁 の 背 面 図			縮尺 1/50 以上 ・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法			
9	崖面崩壊防止施設の断面図			縮尺 1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法			
10	崖面崩壊防止施設の背面図			縮尺 1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法			
11	土 地 の 公 図 の 写 し			・転写又は写しの場合は、転写年月日と転写者の記名 ・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番			
12	現 況 地 番 図			・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番 ・所有者名その他の権利者名及び地目を記入			

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト① 4/4】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の（変更）許可申請書 様式第二、第七

審査項目	※適	※否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
13			縮尺 1/50 以上			
14			縮尺 1/500 以上 ・防災工事計画の詳細			
15			縮尺 1/500 以上 ・許可申請に関連のある土地の全面積 ・盛土又は切土をする土地の面積			
16			縮尺 1/500 以上 ・計画施設の位置、形状、規模等			
17			その他必要とする図書			
計 算 書						
1			・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画、応力算定及び断面算定			
2			・土質試験、地盤調査その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書			
3			・盛土又は切土の土量計算書			
4			・流量計算書及び流域図			
5			・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類			
そ の 他						
1						
2			工事における施工仕様等を明記したもの			
3						
4			土質試験、三軸圧縮試験、地盤調査等			

※印のある列は、記入しないでください。

参考第7号様式

【チェックリスト② 1/4】

土石の堆積に関する工事の（変更）許可申請書 様式第四、第八

（正本一部副本二部を提出（正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。））

申請者名				チェック者				
申請地	市町村	申請面積 (7のロ欄)	m ²		土地利用			
審査項目		※ 適	※ 否	摘要欄		備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
申請書・その他								
1	許可申請書							有
2	委任状			<ul style="list-style-type: none"> ・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書 				有
3	委任者印鑑証明			<ul style="list-style-type: none"> ・受付日より3ヵ月以内のもの 				
4	設計者資格証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁5m超の場合 				有
5	事前協議書			<ul style="list-style-type: none"> ・正本に原本添付（副本には写し添付） 				有
6	工事主の資力・信用に関する書類			<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書 				有
				<ul style="list-style-type: none"> ・預金残高証明書、資金借入又は融資証明書 				
				<ul style="list-style-type: none"> 【工事主が個人の場合】 ・住民票又は個人番号カード（おもて面）の写し ・納税証明書（3ヵ年） ※1 所得税（国税） 				
				<ul style="list-style-type: none"> 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 受付日より3ヵ月以内のもの 				
				<ul style="list-style-type: none"> ・事業経歴書 				有
				<ul style="list-style-type: none"> ・役員の住民票又は個人番号カード（おもて面）の写し ・納税証明書（3ヵ年） ※1 法人税（国税） 				
7	工事施行者の能力に関する書類			<ul style="list-style-type: none"> ・業務経歴書 				有
				<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可証明書 				
				<ul style="list-style-type: none"> 【工事施行者が法人の場合】 ・登記事項証明書 受付日より3ヵ月以内のもの 				
				<ul style="list-style-type: none"> (建設業許可がない場合) ・工事を指導・監督する技術者の経歴書 ・当該工事に係る契約書の写し 				
8	申請地及びその周辺の写真							

※印のある列は、記入しないでください

【チェックリスト② 2/4】

土石の堆積に関する工事の（変更）許可申請書 様式第四、第八

審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
9 登記事項証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物に関するもの ・受付日より3ヵ月以内のもの ・インターネットでダウンロードしたものは不可 ・区画整理事業施行区域内の場合は仮換地底地証明書 ・登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付 			
10 工事をする土地又はその土地にある工作物に関する調書						有
11 権利者の同意書			<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書 ・権利を有する者が死亡している場合は、全ての相続人の同意及び相続関係を証明する書類 			有
12 同意者の印鑑証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・受付日より3ヵ月以内のもの 			
13 同意者の資格証明書 (法人登記事項証明書)			<ul style="list-style-type: none"> 【同意者が法人の場合】 ・受付日より3ヵ月以内のもの 			
14 周辺住民 周知報告書			<ul style="list-style-type: none"> 【説明会開催の場合】 ・周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） 			有
			<ul style="list-style-type: none"> 【書面配布の場合】 ・配布範囲が分かる位置図等 ・配布した書面 			有
			<ul style="list-style-type: none"> 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む） 			有
15 誓約書			<ul style="list-style-type: none"> ・欠格要件に該当しない旨誓約書（申請者は押印又は自署） 			有
			<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員等に該当しない旨の誓約書（申請者は押印又は自署） 			有
16 その他必要とする図書			<ul style="list-style-type: none"> ・他法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類又は許認可手続きの状況が分かる書類 ・湧水の有無についての報告書等 			

<※1 納税証明の様式>

・国 税(税務署) … 「その1」を過去3年間分 又は 「その3の3 (個人の場合はその3の2)」

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト② 3/4】

土石の堆積に関する工事の（変更）許可申請書 様式第四、第八

審査項目		※ 適	※ 否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
設計図面							
1	位置図			縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
2	地形図			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・等高線は、2mの標高差を示すもの			
3	土地の平面図			縮尺 1/500 以上 ・方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容			
4	土地の断面図			縮尺 1/500 以上 ・盛土：黄緑色 ・土石の堆積を行う土地の地盤面			
5	排水施設の平面図			・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称（土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。）			
6	擁壁等の断面図 構造図			縮尺 1/50 以上 ・土石の滑動を防ぐ、滑動する堆積した土石を支えることができる構造物を設置等する場合 ・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板の設置措置を講ずる場合 ・矢板、構台等の材料の種類、寸法、根入れ長			
7	土地の公図 の写し			・転写又は写しの場合は、転写年月日と転写者の記名 ・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番			
8	現況地番図			・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番 ・所有者名その他の権利者名及び地目を記入			
9	排水施設構造図			縮尺 1/50 以上 ・構造詳細図（土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。）			
10	求積図			縮尺 1/500 以上 ・許可申請に関連のある土地の全面積 ・土石の堆積を行う土地の面積			
11	その他必要とする図書						

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト② 4/4】

土石の堆積に関する工事の（変更）許可申請書 様式第四、第八

審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有 無
計 算 書						
1			<ul style="list-style-type: none"> ・土石の滑動を防ぐ、滑動する堆積した土石を支えるなどするための構造物を設置等する場合 ・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板の設置措置を講ずる場合 ・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等 			
2			・溪流等において土石の堆積をする場合			
3			・土石の堆積の土量計算書			
4			・流量計算書及び流域図			
5			・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類			
そ の 他						
1						
2			工事における施工仕様等を明記したもの			
3			土質試験、地盤調査等			

※印のある列は、記入しないでください。

参考第8号様式

【チェックリスト③】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 様式第九

(正本一部副本二部を提出(正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。))

申請者名				チェック者			
申請地	市町村	申請面積 (10の口欄)	m ²	土地利用			
審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄		備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
申請書・その他							
1	完了検査申請書						有
2	委任状			・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書			有
3	委任者印鑑証明			・受付日より3ヵ月以内のもの			
4	許可証の写し			・変更があった場合は変更の許可証			
5	許可申請書の写し			・変更があった場合は変更の許可申請書			
設計図面							
1	位置図			縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
2	土地の平面図			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・方位及び土地の境界線並びに盛土(黄緑色で着色)又は切土(薄橙色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置			
3	土地の断面図			縮尺 1/2,500 以上 ・盛土：黄緑色、切土：薄橙色で着色 ・盛土又は切土をする前後の地盤面			
4	排水施設の平面図			縮尺 1/500 以上 ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れる方向、吐口の位置及び放流先の名称			
5	工事写真			カラー・A4用紙に編成して印刷			
6	求める資料			※1 下記参照			
7	その他必要とする図書						

※印のある列は、記入しないでください。

※1 求める資料一覧

- イ) 出来高展開図(設計値と実測寸法を対比したもの)
- ロ) 土質調査、地盤調査その他の土質調査結果
- ハ) 杭耐力試験及び杭施行報告書
- ニ) コンクリート配合報告書
- ホ) スランプ・空気量・塩化物量試験報告書
- ヘ) コンクリート4週圧縮試験報告書
- ト) 鉄筋強度試験報告書
- チ) 工事記録写真及び見え隠れとなる部分の写真
- リ) 国土交通省の認定製品の納品書
- ヌ) その他指示書で求めたもの

参考第9号様式

【チェックリスト④】

土石の堆積に関する工事の確認申請書 様式第十一

(正本一部副本二部を提出(正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。))

申請者名				チェック者				
申請地		市町村		申請面積 (7の口欄) m ²		土地利用		
審査項目		※ 適	※ 否	摘要欄		備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
申請書・その他								
1	工事確認申請書							有
2	委任状			<ul style="list-style-type: none"> ・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書 				有
3	委任者印鑑証明			<ul style="list-style-type: none"> ・受付日より3ヵ月以内のもの 				
4	許可証の写し			<ul style="list-style-type: none"> ・変更があった場合は変更の許可証 				
5	許可申請書の写し			<ul style="list-style-type: none"> ・変更があった場合は変更の許可申請書 				
設計図面								
1	位置図			縮尺 1/10,000 以上 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路及び目標となる地物 				
2	土地の平面図			縮尺 1/500 以上 <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 				
3	土地の断面図			縮尺 1/500 以上 <ul style="list-style-type: none"> ・盛土：黄緑色 ・土石の堆積を行う土地の地盤面 				
4	擁壁等の断面図 構造図			縮尺 1/50 以上 <ul style="list-style-type: none"> ・土石の滑動を防ぐ、滑動する堆積した土石を支えることができる構造物を設置等する場合 ・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板の設置措置を講ずる場合 ・矢板、構台等の材料の種類、寸法、根入れ長 				
5	堆積の堆積前・除去 写真等			カラー・A4用紙に貼り付けて編成 <ul style="list-style-type: none"> ・区域全体がわかるもの ・土砂の堆積前状況 ・鋼矢板、構台、側溝、境界柵等の設置状況 ・土砂の堆積状況(最大堆積高さ、周辺長) ・空地の幅 ・土砂・鋼矢板・構台等の除却がわかるもの 				
6	求める資料			指示書で求めたもの				
7	その他必要とする図書							

※印のある列は、記入しないでください。

参考第 10 号様式

【チェックリスト⑤】

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 様式第十三

(正本一部副本二部を提出(正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。))

申請者名				チェック者			
申請地	市町村	都市計画法第 29 条許可の有無※	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	申請面積 (10 の口欄)	m ²		
土地利用							
審査項目	※適	※否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無	
申請書・その他							
1	工事中間検査申請書						有
2	委任状		<ul style="list-style-type: none"> ・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書 				有
3	委任者印鑑証明		<ul style="list-style-type: none"> ・受付日より 3 ヶ月以内のもの 				
4	許可証の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・変更があった場合は変更の許可証 				
5	許可申請書の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・変更があった場合は変更の許可申請書 				
6	今回申請以前の 中間検査申請書及び 中間検査合格証						
設計図面							
1	位置図		縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物				
2	土地の平面図		縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・方位及び土地の境界線並びに盛土(黄緑色で着色)又は切土(薄橙色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置				
3	土地の断面図		縮尺 1/2,500 以上 ・盛土:黄緑色、切土:薄橙色で着色 ・盛土又は切土をする前後の地盤面				
4	排水施設の平面図		縮尺 1/500 以上 ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称				
5	排水施設構造図		縮尺 1/50 以上				
6	工事写真		カラー・A4 用紙に編成して印刷 ・暗渠排水管設置工事の写真 管径、勾配、接合部の処理状況、フィルター材の厚さ等				
7	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図		縮尺 1/500 以上				
8	その他必要とする図書						

※ 該当欄に☑をいれてください。

※印のある列は、記入しないでください。

(注意点)

市町から都市計画法第 29 条許可（開発許可）を取得している場合、県へ申請書（申請図書を含む。）及び許可証の写しを提出してください。（ただし、未提出の場合に限る。）

参考第 11 号様式

【チェックリスト⑥】 様式十五

(区域指定時点で行われている) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)届出書 様式第十五
(正本一部副本二部を提出(正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。))

届出者名				チェック者			
申請地		市町村		都市計画法第 29 条許可の有無 ^{※1}		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
届出面積 (6 の欄)		m ²		土地利用		<input type="checkbox"/> 旧宅造区域内 <input type="checkbox"/> 旧宅造区域外	
審査項目		※適 ※否		摘要欄		備考欄	
1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(宅地造成等に関する工事の変更届出書、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書)							
2 委任状				<ul style="list-style-type: none"> ・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書 			
3 委任者印鑑証明				<ul style="list-style-type: none"> ・受付日より 3 ヶ月以内のもの 			
4 位置図				縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
5 地形図				縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・等高線は、2 m の標高差を示すもの		**2 政令第 23 条各号の規模	
6 土地の平面図				縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・方位及び土地の境界線並びに盛土(黄緑色で着色)又は切土(薄橙色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置		**2 政令第 23 条各号の規模	
7 土地の断面図				縮尺 1/2,500 以上 ・盛土:黄緑色、切土:薄橙色で着色 ・盛土又は切土をする前後の地盤面		**2 政令第 23 条各号の規模	
8 現況地番図				<ul style="list-style-type: none"> ・工事に関連する土地の境界(朱枠で囲むこと) ・工事に関連する土地の地番 ・所有者名その他の権利者名及び地目を記入 		**2 政令第 23 条各号の規模	
9 土地利用計画図				縮尺 1/500 以上 ・計画施設の位置、形状、規模等		**2 政令第 23 条各号の規模	
10 求積図				縮尺 1/500 以上 ・許可申請に関連のある土地の全面積 ・盛土又は切土をする土地の面積		**2 政令第 23 条各号の規模	
11 土量計算書				<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土の土量計算書 		**2 政令第 23 条各号の規模	
12 届出地及びその周辺の写真							
13 その他必要とする図書							

※1: 該当欄に☑をいれてください。

※2:「5 地形図」から「11 土量計算書」までの添付書類は、政令第 23 条各号に掲げる規模に該当する場合は提出してください。

※印のある列は、記入しないでください。

(注意点)

市町から都市計画法第 29 条許可（開発許可）を取得している場合、県へ申請書（申請図書を含む。）及び許可証の写しを提出してください。（ただし、未提出の場合に限る。）

参考第 12 号様式

【チェックリスト⑦】 様式十六

(区域指定時点で行われている) 土石の堆積に関する工事の(変更)届出書 様式第十六

(正本一部副本二部を提出(正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。))

届出者名				チェック者			
申請地	市町村		旧宅造法の宅地造成工事規制区域 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 旧宅造区域内 <input type="checkbox"/> 旧宅造区域外			
届出面積 (5の欄)	m ²		土地利用				
審査項目	※適	※否	摘要欄	備考欄	届出者 チェック欄	様式の 有無	
1			土石の堆積に関する工事の届出書 (宅地造成等に関する工事の変更届出書、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書)			有	
2			委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書 			有
3			委任者印鑑証明	・受付日より3ヵ月以内のもの			
4			位置図	縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
5			地形図	縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・等高線は、2mの標高差を示すもの	※2 政令第25条第2項各号の規模		
6			土地の平面図	縮尺 1/500 以上 ・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	※2 政令第25条第2項各号の規模		
7			土地の断面図	縮尺 1/500 以上 ・盛土：黄緑色、 ・土石の堆積を行う土地の地盤面	※2 政令第25条第2項各号の規模		
8			現況地番図	・工事に関連する土地の境界(朱枠で囲むこと) ・工事に関連する土地の地番 ・所有者名その他の権利者名及び地目を記入	※2 政令第25条第2項各号の規模		
9			求積図	縮尺 1/500 以上 ・許可申請に関連のある土地の全面積 ・土石の堆積を行う土地の面積	※2 政令第25条第2項各号の規模		
10			土量計算書	・土石の堆積の土量計算書	※2 政令第25条第2項各号の規模		
11			届出地及びその周辺の写真				
12			その他必要とする図書				

※1：該当欄に☑をいれてください。

※2：「5 地形図」から「10 土量計算書」までの添付書類は、政令第25条第2項各号に掲げる規模に該当す

る場合は提出してください。
※印のある列は、記入しないでください。

参考第 13 号様式

【チェックリスト⑧ 1/3】

特定盛土等に関する工事の（変更）届出書 様式第十九、様式第二十一

（正本一部副本二部を提出（正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。））

届出者名					チェック者			
申請地	市町村	届出面積 (10 の口欄)	m ²		土地利用			
審査項目	※ 適	※ 否	摘 要 欄			備考欄	届出者 チェック欄	様式の 有 無
申 請 書 ・ そ の 他								
1	特定盛土等に関する 工事の（変更）届出書							有
2	委 任 状			・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行 う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書				有
3	委 任 者 印 鑑 証 明			・受付日より3ヵ月以内のもの				
4	事 前 協 議 書			・正本に原本添付（副本には写し添付）				有
5	工事主の資力・信用に 関 する 書 類			【工事主が個人の場合】 ・住民票又は個人番号カード（おもて面）の写し				
				【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 受付日より3ヵ月以内のもの ・役員の住民票又は個人番号カード（おもて面）の 写し				
6	届出地及びその周辺 の 写 真							
7	その他必要とする図書			・他法令で許認可等を要する時は、それらの許認可 等を証する書類又は許認可手続きの状況が分か る書類				

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト⑧ 2/3】

特定盛土等に関する工事の（変更）届出書 様式第十九、様式第二十一

審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄	備考欄	届出者 チェック欄	様式の 有 無
設 計 図 面						
1			縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
2			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・等高線は、2mの標高差を示すもの			
3			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・方位及び土地の境界線並びに盛土（黄緑色で着色）又は切土（薄橙色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置			
4			縮尺 1/2,500 以上 ・盛土：黄緑色、切土：薄橙色で着色 ・盛土又は切土をする前後の地盤面			
5			縮尺 1/500 以上 ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称			
6			縮尺 1/50 以上 ・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法			
7			縮尺 1/50 以上 ・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・国土交通省の認定製品の場合は製品名及び番号 ・間知ブロックの場合は S40 建設省告示 1485 号準拠			
8			縮尺 1/50 以上 ・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法			
9			縮尺 1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法			
10			縮尺 1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法			
11			・転写又は写しの場合は、転写年月日と転写者の記名 ・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番			
12			・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番 ・所有者名その他の権利者名及び地目を記入			

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト⑧ 3/3】

特定盛土等に関する工事の（変更）届出書 様式第十九、様式第二十一

審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄	備考欄	届出者 チェック欄	様式の 有 無
13 排水施設構造図			縮尺 1/50 以上			
14 防災計画平面図			縮尺 1/500 以上 ・防災工事計画の詳細			
15 求 積 図			縮尺 1/500 以上 ・許可申請に関連のある土地の全面積 ・盛土又は切土をする土地の面積			
16 土地利用計画図			縮尺 1/500 以上 ・計画施設の位置、形状、規模等			
17 その他必要とする図書						
そ の 他						
1 工事工程表						
2 工事仕様書			工事における施工仕様等を明記したもの			
3 防災計画書						

※印のある列は、記入しないでください。

参考第 14 号様式

【チェックリスト⑨ 1/2】

土石の堆積に関する工事の（変更）届出書 様式第二十、様式第二十二

（正本一部副本二部を提出（正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。））

届出者名				チェック者				
申請地	市町村	届出面積 (7の口欄)		m ²	土地利用			
審査項目		※ 適	※ 否	摘要欄		備考欄	届出者 チェック欄	様式の 有無
申請書・その他								
1	届出書							有
2	委任状			<ul style="list-style-type: none"> ・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書 				有
3	委任者印鑑証明			<ul style="list-style-type: none"> ・受付日より3ヵ月以内のもの 				
4	事前協議書			<ul style="list-style-type: none"> ・正本に原本添付（副本には写し添付） 				有
5	工事主の資力・信用に関する書類			<ul style="list-style-type: none"> 【工事主が個人の場合】 ・住民票又は個人番号カード（おもて面）の写し 				
				<ul style="list-style-type: none"> 【工事主が法人の場合】 ・登記事項証明書 受付日より3ヵ月以内のもの ・役員の住民票又は個人番号カード（おもて面）の写し 				
6	届出地及びその周辺の写真							
7	その他必要とする図書			<ul style="list-style-type: none"> ・他法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類又は許認可手続きの状況が分かる書類 				

※印のある列は、記入しないでください。

【チェックリスト⑨ 2/2】

土石の堆積に関する工事の（変更）届出書 様式第二十、様式第二十二

審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
設 計 図 面						
1			縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
2			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・等高線は、2 mの標高差を示すもの			
3			縮尺 1/500 以上 ・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容			
4			縮尺 1/500 以上 ・盛土：黄緑色 ・土石の堆積を行う土地の地盤面			
5			・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称（土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。）			
6			縮尺 1/50 以上 ・土石の滑動を防ぐ、滑動する堆積した土石を支えることができる構造物を設置等する場合 ・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板の設置措置を講ずる場合 ・矢板、構台等の材料の種類、寸法、根入れ長			
7			・転写又は写しの場合は、転写年月日と転写者の記名 ・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番			
8			・工事に関連する土地の境界（朱枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番 ・所有者名その他の権利者名及び地目を記入			
9			縮尺 1/50 以上 ・構造詳細図（土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。）			
10			縮尺 1/500 以上 ・許可申請に関連のある土地の全面積 ・土石の堆積を行う土地の面積			
11			その他必要とする図書			
そ の 他						
1			工事工程表			
2			工事仕様書			
			工事における施工仕様等を明記したもの			

※印のある列は、記入しないでください。

参考第 15 号様式

【チェックリスト⑩】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事でない旨の証明申請書 別記第 5 号様式

(正本一部副本二部を提出(正本添付書類については、許可証等の写しを除きコピー不可とする。))

申請者名				チェック者			
申請地		市町村	申請面積 (4の欄) m ²	土地利用			
審査項目	※ 適	※ 否	摘要欄		備考欄	申請者 チェック欄	様式の 有無
1	宅地造成、特定盛土等 又は土石の堆積に関する 工事でない旨の 証明申請書						有
2	委任状			・委任者は実印朱肉で捺印 ・代理人は朱肉で押印 ・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を 行う旨を記載した書類 ・委任者の印鑑証明書			有
3	委任者印鑑証明			受付日より3ヵ月以内のもの			
4	位置図			縮尺 1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物			
5	地形図			縮尺 1/2,500 以上 ・区域を朱線で囲む ・等高線は、2mの標高差を示すもの			
6	現況地番図			・工事に関連する土地の境界(朱枠で囲むこと) ・工事に関連する土地の地番 ・所有者名その他の権利者名及び地目を記入			
7	土地の平面図			縮尺 1/500 以上 ・区域を朱線で囲む ・盛土：黄緑色、切土：薄橙色で着色 ・盛土又は切土をする前後の地盤高、形状			
8	土地の断面図			縮尺 1/500 以上 ・盛土：黄緑色、切土：薄橙色で着色 ・造成前後の地盤高又は土石の堆積を行う土地の 地盤面、形状			
9	求積図			縮尺 1/500 以上 ・許可申請に関連のある土地の全面積 ・盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積 を行う土地の面積			
10	予定建築物の配置図						
11	その他必要とする図書						

※印のある列は、記入しないでください。

※省令第 8 条第 10 号ハに該当する工事である場合は、主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる
工事施工計画書その他の書類

※政令第 5 条第 1 項及び省令第 8 条第 1 項各号に掲げる工事に該当する場合のみ証明対象となります。

和 歌 山 県
県土整備部都市住宅局
都 市 政 策 課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電 話 番 号 073-411-3301
F A X 番 号 073-423-5881
メールアドレス e0809004@pref.wakayama.lg.jp